

令和 5 年度 経済産業省委託

石油・ガス供給等保安対策調査等事業費
(LPガス保安規制に関する調査検討事業)
調査報告書

令和 6 年 3 月

特別民間法人高圧ガス保安協会

目 次

1. 事業目的	1
2. 事業内容	1
3. 委員会の設置	2

事業実施の成果

① 保安規制関連	別添 1
② 保安業務ガイド等の改訂	別添 2
③ 自主保安に係る申告書及びチェックシートの取りまとめ	別添 3
④ 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の表彰候補者に係る事前ヒアリング	別添 4

1. 事業目的

本事業では、保安規制の高度化・合理化に向けた検討調査として、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則への対応等に関してデジタル庁の進捗に応じて検討を行うとともに、保安に係るテキストの修正、自主保安に係る申告書及びチェックシートの取りまとめ、液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の支援を行った。

2. 事業内容

① 保安規制関連

「デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則」への対応等に関して、デジタル庁における進捗及び検討方針に応じ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）の省令、告示、通達等の改正に向けた検討を行った。

具体的には、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し工程表」（2022年12月21日デジタル臨時行政調査会）及びデジタル臨時行政調査会で公表される告示、通達関連のアナログ規制の見直しで掲げられている液石法に係るアナログ規制について、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会において審議できるようまとめた。また、実態調査、情報収集等を行い、提言内容及び検討結果を取りまとめた。

詳細は別添1参照。

② 保安業務ガイド等の改訂

LPガス販売事業の手引き、保安業務ガイド「点検・調査」、保安業務ガイド「周知」、保安業務ガイド「緊急時対応・緊急時連絡」、保安業務ガイド「ヒヤリハット」、CO中毒事故防止技術の6種類のマニュアルの改訂作業を行った。

また、改訂にあたり、元データをMicrosoft Office Wordに変換した。

詳細は別添2参照。

③ 自主保安に係る申告書及びチェックシートの取りまとめ

LPガス販売事業者等から経済産業省に電子媒体で提出される各60件程度の自主保安に係る申告書及びチェックシートを取りまとめ、集計の上、9月に経済産業省に提出したとともに、経済産業省と調整し、コンテンツ作成等の検討資料として使用した。

詳細は別添3参照。

④ 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の表彰候補者に係る事前ヒアリング

産業保安監督部・支部、那覇産業保安監督事務所、都道府県及び政令指定都市が作成する表彰候補者に対する評価・意見書に関して、9月に

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の表彰候補者 13 者に事実関係等をオンライン形式でヒアリングを行い、集計結果を経済産業省に提出した。

詳細は別添 4 参照。

3. 委員会の設置

「2. 事業内容」のうち、①「保安規制関連」に関しては、委員会を設置し、必要な検討を行った。

○LP ガス保安規制に関する調査検討委員会及びオブザーバー名簿

	氏名	所属・役職
委員長	澁谷忠弘	横浜国立大学 総合学術高等研究院 教授
委員	桑名一徳	東京理科大学 創域理工学研究科 国際火災科学専攻 教授
〃	石田 一	一般社団法人全国 LP ガス協会 保安委員会 副委員長 (橋本産業株式会社 ガス部 取締役部長)
〃	塚口勝弘	株式会社ザ・トーカイ 保安統括室 顧問
〃	山代幸広	日本車輛製造株式会社 輸機・インフラ本部 技術部 技術第一グループ 主査
〃	水越大輔	一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会 事務局長
〃	永田晃太	日本ガスメーター工業会 石油ガスメーター分科会委員 (矢崎エナジーシステム株式会社 ガス機器事業部 ガス機器開発センター 第一開発部 11 チーム)
〃	遠藤 勲	NPO 法人テレメータリング推進協議会 (株式会社 ing コーポレーション 業務部 部長)
〃	長井尚之	ガス警報器工業会 技術委員会 委員長 (新コスモス電機株式会社 技術開発本部 商品開発第一部長)
〃	都築斉一	一般社団法人電子情報技術産業協会 (コニカミノルタ株式会社 FORXAI 事業統括部 事業推進部 企画グループ マネジャー)
〃	八木尚人	一般社団法人日本非破壊検査協会 (三菱重工パワー検査株式会社 経営総括部 技術統括室 室長)
〃	小西康宏	指定検査機関連絡協議会 会長 (伊丹産業検査株式会社 代表取締役)
〃	若月壽子	主婦連合会 常任幹事

	氏名	所属・役職
〃	高木 厚	愛知県 防災安全局 防災部 消防保安課 産業保安室 主査
〃	石倉祐樹	富山県 危機管理局 消防課 ガス火薬保安係長
オブザーバー	瀬谷孝之	一般社団法人全国 LP ガス協会 保安・業務グループ グループ長
〃	橋本泰臣	一般社団法人全国 LP ガス協会 保安・業務グループ シニアマネージャー
〃	川島 定	日本ガスメーター工業会 石油ガスメーター分科会長 (矢崎エナジーシステム株式会社 ガス機器事業部 ガス機器開発センター 第一開発部 部長)
〃	猿田康博	一般社団法人日本エルピーガスプラント協会 業務部長
関係者	経済産業省	産業保安グループガス安全室

○開催状況及び審議経過

第1回 令和 5 年 10 月 30 日

審議内容：事業内容について

第2回 令和 5 年 12 月 7 日

審議内容：事業の途中経過について

第3回 令和 6 年 2 月 5 日

審議内容：事業の最終報告について

別添 1

保安規制関連

目次

1. 目的	1
2. 検討対象.....	4
3. 検討の方向性	5
3. 1 前提.....	5
3. 2 検査方法、検査周期、判定基準	5
3. 3 その他条件.....	7
4. 検討フロー	8
5. 検討対象の類型化	9
6. 検討方法.....	10
7. 意見募集結果及び検討結果	11
7. 1 目視検査	11
7. 2 記録や証明書の確認	15
7. 3 その他設備本体での検査.....	17
8. まとめ	21
8. 1 提言内容	21
8. 2 検討結果の実現の可能性.....	22
8. 3 検査全体	22
8. 4 検査実施者が現場に行かない検査	23

- 別紙1-1 意見募集用配布資料
- 別紙1-2 その他設備本体での各検査に係る意見募集結果
- 別紙1-3-1 充てん設備の完成検査及び保安検査に係る条項毎の検討結果
- 別紙1-3-2 定期供給設備点検及び定期消費設備調査に係る条項毎の検討結果
- 別紙1-3-3 バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示に係る検討結果
- 別紙1-3-4 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示に係る検討結果
- 別紙1-3-5 貯蔵設備の完成検査に係る条項毎の検討結果
- 別紙1-3-6 特定供給設備（バルク供給に係るものを除く）の完成検査に係る条項毎の検討結果
- 別紙1-3-7 特定供給設備（バルク供給に係るものに限る）の完成検査に係る条項毎の検討結果
- 別紙1-4 工程表等と検討結果の比較

1. 目的

デジタル庁の開催するデジタル臨時行政調査会¹では、国が策定した「包括的データ戦略」²にて提示された7層のアーキテクチャを参考に「デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則」³（図1参照、以下「デジタル原則」という。）を整理し、この原則に照らした規制の一括見直しプラン等に基づいて、日本における全ての法令の中で、7項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）及び「FD等の記録媒体を指定する規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項のうち、当該条項に係る規制の見直しを実施することとされたものについて、それぞれの見直しに向けた「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し工程表」⁴（以下「工程表」という。）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」⁵（以下「見直し方針」という。）を作成し、規制の点検・見直し作業を行っている（見直しの方向性については、図2 目視・実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）及び図3 定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細））参照⁶）。

¹ デジタル臨時行政調査会（2023年10月6日廃止）

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

² 包括的データ戦略

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/63d84bdb-0a7d-479b-8cce-565ed146f03b/02063701/policies_data_strategy_outline_02.pdf

³ デジタル臨時行政調査会HP 決定事項等

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cf420f7c-43ba-4254-859b-63beabaf30fd/b70666c6/20230314_meeting_administrative-research_outline_01.pdf

⁴ デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/1420dca1/20221221_meeting_administrative_research_outline_08.pdf

⁵ デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/9d9aab96/20230613_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_list_14.pdf

⁶ （別紙）デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/7f6adee4/20230314_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_outline_01.pdf

本事業は、工程表及び見直し方針（以下「工程表等」という。）への対応として、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）におけるアナログ規制を精査し、デジタル原則を踏まえた規制に見直すことが可能かどうか、検討を行うものである。

なお、検討は本事業実施時点について行ったものであり、今後の技術の進展によりデジタル原則を踏まえた規制に見直す可能性を妨げるものではない。

構造改革のためのデジタル原則の全体像

- ○「包括的データ戦略」（令和3年6月）にて提示された7層のアーキテクチャを参考に、**デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則**を整理。

第7層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靭 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包括・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則（案）
第6層 業務改革・BPR／組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむことができるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

図 1 デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則

目視・実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）

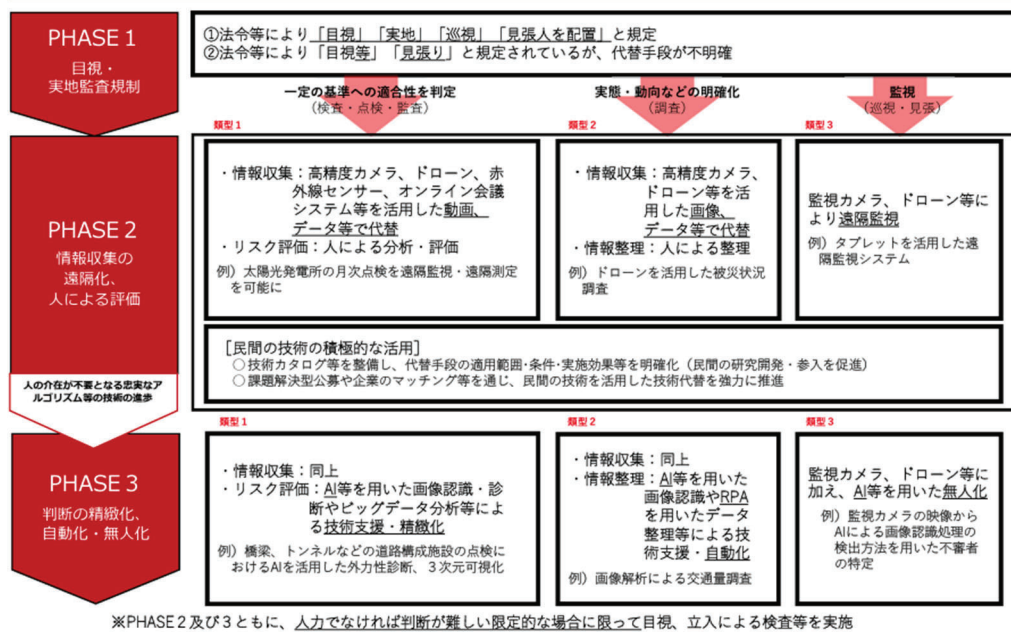


図 2 目視・実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）
（（別紙）デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン⁶抜粋）

定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）

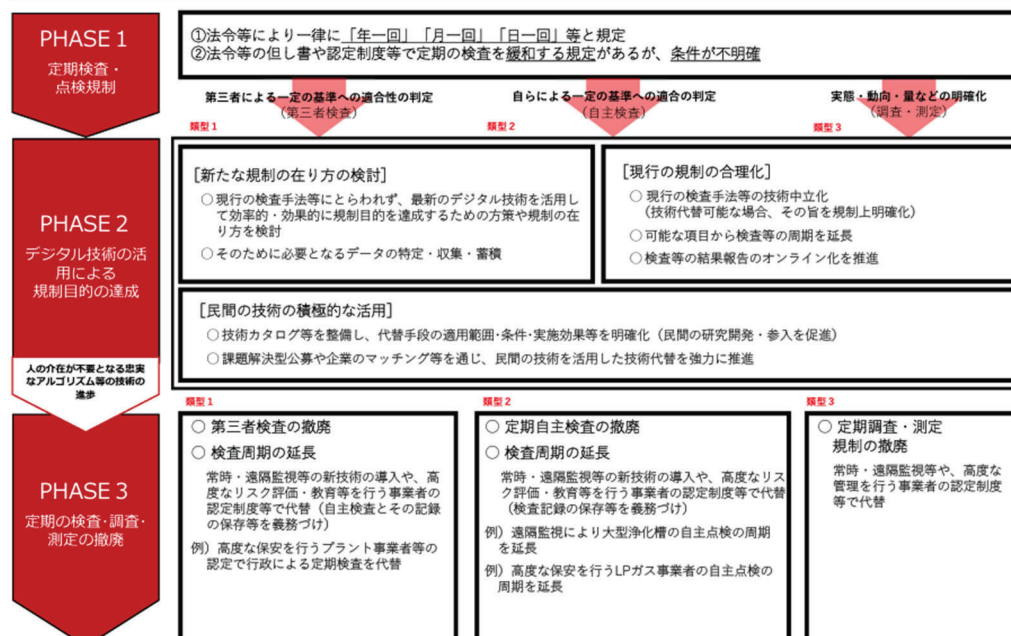


図 3 定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）
（（別紙）デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン⁶抜粋）

2. 検討対象

工程表等を基に作成した検討対象は表 1 の通り。

なお、表 1 の検討対象は工程表等では「目視規制」又は「定期検査・点検規制」のどちらかに分類されているが、表 1 では設備毎にまとめて記載し、分類毎の記載は行っていない。また、検討対象は委託元の経済産業省商務情報政策局産業保安グループガス安全室から工程表等で見直しが必要とされている条項のうち特に検討が必要と判断されたものと、工程表等で指定されていないが関係するものとして判断されたものである。そのため、工程表等で見直し不要とされている条項（例：認定販売事業者制度に係る定期供給設備点検項目）は含まれていない。

表 1 より、検討対象は全て設備又は施設の検査であることから、以降はアナログ規制に該当する検査を「アナログ検査」、デジタル原則及び 3. 検討の方向性を踏まえた検査を「デジタル原則対応検査」として記載する。なお、表 1 は検討対象のみの記載であり、関係条項のみ記載している。

この表 1 に係る条項について検討を行った。

表 1 検討対象一覧

設備	検査	関係条項※1, ※2
充てん設備	完成検査、保安検査	<u>法第 37 条の 6</u> , <u>規則第 71 条</u> , <u>規則第 81 条第 1 項</u> , 別表第 4
貯蔵施設	完成検査	規則第 62 条第 1 項, 別表第 1
供給設備 (特定供給設備含む。)	完成検査	規則第 62 条第 2 項, 第 3 項, 別表第 2, 第 3
	定期供給設備点検	<u>規則第 36 条第 1 項第 1 号イ(1)~(3), ロ(1)~(3),</u> <u>ハ(1)~(3), ニ(1)~(3)</u> <u>バルク告示第 1 条第 1 項第 2 号イ, 第 1 条第 2 項</u> <u>第 2 号イ</u>
消費設備	定期消費設備調査	<u>規則第 37 条第 1 号イ(1), ロ(2), (3)</u>
貯槽	沈下状況測定	<u>供給・消費・特定供給設備告示第 1 条</u>

※1：表中の略語は以下の通り。

- ・法（液石法）
- ・規則（液石法施行規則）
- ・バルク告示（バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示）
- ・供給・消費・特定供給設備告示

（供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示）

※2：表中の下線の有無の意味は以下の通り。

- ・下線あり（工程表等に記載されている条項）
- ・下線なし（工程表等に記載されていない条項）

3. 検討の方向性

3. 1 前提

- ・保安のレベルを下げないこととする。
- ・従来のアナログ検査も選択可能のままとする。

【上記理由】

デジタル臨時行政調査会は、デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としている¹。

本事業においても上記目的を達成すべく検討を行うものであるが、一方で、検討後のデジタル原則対応検査によって保安のレベルを下げることになっては、液石法の目的、特に「災害の防止」が達成されなくなることから、「保安のレベルを下げない」こととした。

また、検討の結果、アナログ検査と同等以上の保安のレベルを有するデジタル原則対応検査が見出された場合においても、アナログ検査自体も保安のレベルが担保された検査であることから、従来のアナログ検査も選択可能のままとすることとした。

3. 2 検査方法、検査周期、判定基準

検査は、対象の設備や内容が様々あるものの、①検査方法、②検査周期、③判定基準の3項目で構成されている点は共通している。この3項目について、デジタル原則対応検査を検討する上で、それぞれの方向性を以下の通りとした。

- ①検査方法
 - あ) 検査方法がデジタル原則対応検査かどうかは、人が検査の現場に行かないで検査を行うことができるかどうかを基準とする。
 - い) 検査方法に検査用器具が必要な場合、検査用器具は健全であるものとする。
 - う) 検査に際して事前準備や事後処理が必要な場合、その事前準備や事後処理は検査方法に含むこととする。
- ②検査周期 従来通りとする（常時等の従来よりも短い検査周期は可）。
- ③判定基準 従来通りとする。

【上記理由】

①検査方法

あ) 検査方法がデジタル原則対応検査かどうかは、人が検査の現場に行かないで検査を行うことができるかどうかを基準とする。

1. 目的の図 2 目視・実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）及び図 3 定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）いずれにおいても、進捗度合いを示すフェーズ1～フェーズ3という整理がされている。

工程表等では、目視規制、定期検査・点検規制のいずれの規制においても、フェーズ1又はフェーズ2をより上位のフェーズ2又はフェーズ3にすることが求められており、このうち目視規制についてはフェーズ2及びフェーズ3の場合においても、情報収集の遠隔化から、更なる判断の精緻化等が上位フェーズとして望まれている。

定期検査・点検規制については、上位のフェーズに移行となる整理について、現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討し、最終的には常時・遠隔監視等で、第三者検査の撤廃や検査周期の延長といった定期の検査・調査・測定の新規化を目指すこととなっている。そして最新のデジタル技術については、最終的には常時・遠隔監視等での対応が望まれている。

これらのことから、人が検査の現場に行かないで検査を行うことが可能かどうかを、デジタル原則対応検査かどうかの基準とすることとした。

い) 検査方法に検査用器具が必要な場合、検査用器具は健全であるものとする。

検査にあたり検査用器具が必要な検査は、検査実施前に検査用器具そのものの校正が必要となる。一方で、本検討の目的は表 1に記載されている対象設備に関する検査の検討であり、検査用器具を含むそれ以外の検査は目的の範囲外であることから、本検討では検査用器具が必要な場合は、検査用器具は健全であるものとし、検査用器具の校正は検討対象外とした。

う) 検査に際して事前準備や事後処理が必要な場合、その事前準備や事後処理は検査方法に含むこととする。

検査の中で、検査箇所が設備外面部であることから外面の汚れの清掃という事前準備が必要な検査や、水分による加圧後の水分の排出という事後処理が必要な検査等、事前準備や事後処理を行わないと実施不可能である検査は、事前準備や事後処理を検査方法に含むものとした。

ただし、アナログ検査と同等以上の保安のレベルを有するデジタル原則対応

検査であり、かつ、検査のための事前準備や事後処理がアナログ検査と異なり不要な場合は、検査方法に含まないものとした。

②検査周期

現在のアナログ検査による保安は、ある検査方法がある検査周期で実施し、その結果をある基準により判定することで担保されている。

デジタル原則対応検査で検査周期を延長しようとする場合、アナログ検査と同等以上の保安のレベルを担保するデジタル原則対応検査であることに加え、検査周期を延長しても保安が担保されるような何らかの追加の方法、または追加の方法を含むデジタル原則対応検査である必要があるが、この追加の方法により検査周期が延長可能なのか、また可能な場合はどの程度延長するのか、今回の検討で判断することは困難であることから、周期については従来通りとすることとした。

ただし、デジタル機器を使用することで従来よりも短い周期で情報取得の可能な場合があることから、常時等の従来よりも短い周期は検討可能とした。

③判定基準

判定基準は従来通りとし、3. 2 ①及び②の検討を進めた。

3. 3 その他条件

上記のほか、デジタル原則対応検査の検討について、委託元の経済産業省商務情報政策局産業保安グループガス安全室と協議し、以下3条件を設定して検討を行った。

①技術面で困難や課題がある以下の場合。

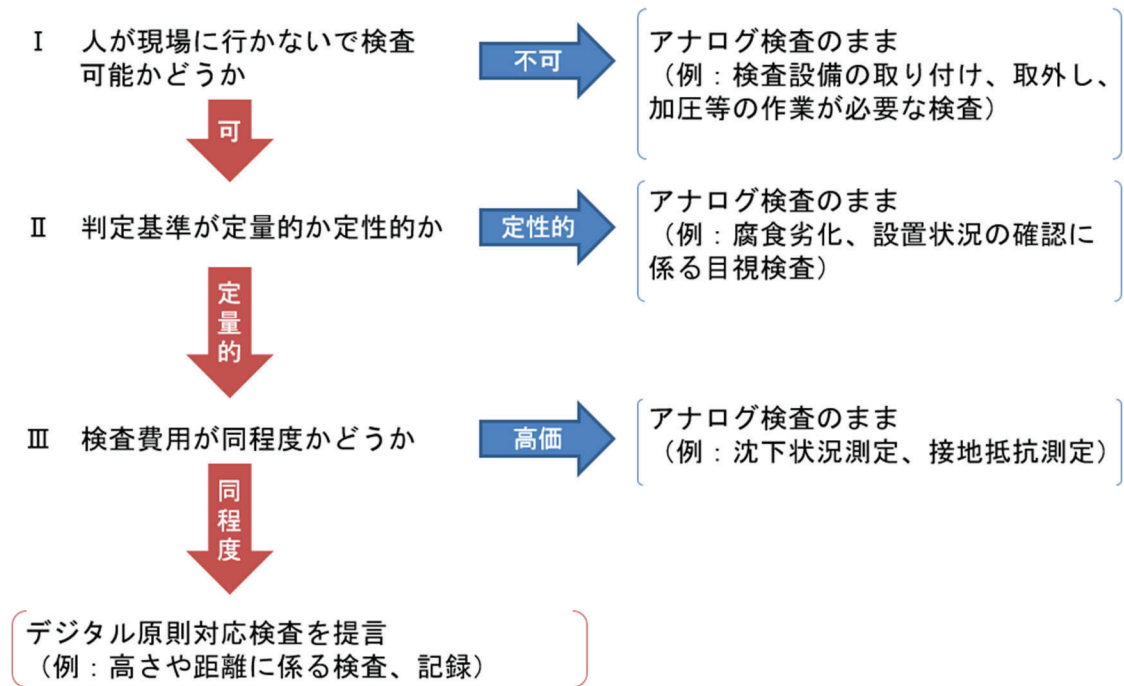
- I 人が現場に行かなければならない（3. 2 ①あ）を満たさないため）。
- II 判定基準が定性的（判定者毎に必要とする情報や取得方法が一律でないことから安易な導入により保安のレベルを下げる可能性があるため）

②費用面で課題がある。

③社会通念上適切ではない方法である（例：屋内をカメラで常時監視）。

4. 検討フロー

3. 1～3. 3のうち、3. 3③の社会通念上適切かどうかについてはどのような検査においても必ず満たすべきものであるので、当該条件は満たしているという前提で、各検査に対して3. 3①及び②について検討を行った。検討フローは以下の通り。



なお、「III 検査費用が同程度かどうか」については、以下の条件で検討した。

・前提

- ①検査1か所1回あたりに必要な費用を比較する。
- ②同程度かどうかは「現状の検査に係る費用」と比較し同額以下の可能性があるかどうかとする。

・全体に係る単価想定

①現状の検査に係る費用

- | | | |
|-----|-------|--|
| I | 検査人件費 | ：12,000円/1時間 |
| II | 機器使用費 | ：年間30日使用、5年で減価償却と想定し、1回当たりの使用費は購入金額の1/150と想定 |
| III | 移動費 | ：なし |

②デジタル原則対応検査に係る費用

- I 通信機器 : 数百円
- II 通信費 : 数十円/1回
- III 機器使用費 : 5年を耐用年数と想定し、5年間の検査回数で1回当たりの機器使用費を算定
(例) 5年間で検査5回→1回当たりの機器使用費は1/5
- IV 機器設置工事費 : なし

5. 検討対象の類型化

検討対象は表 1の通りだが、条文中には多くの項、号又は更なる細分がなされていることから検討対象である検査の種類は多く、また反対に別の条文ではあるものの同様の検査を規定している項、号又は更なる細分もあることから、検討は検査を類型化し、検査項目ごとに検討を進めることとした。

なお、同じ検査項目名であっても、設備により内容が大きく異なる検査項目については分けて検討することとしている。

上記を踏まえて類型化し、検査項目ごとに分けた検討対象一覧及び類型化番号を表 2 に示す。

以降は表 2の検査項目ごとに検討した結果を記載する。

表 2 検査項目ごとの検討対象一覧及び類型化番号

1	目視検査
1-1	距離又は高さに関する目視検査
1-2	1-1 以外に関する目視検査
2	証明書や記録の確認
2-1	記録の確認
2-2	記録以外の図面、刻印、標章、完成検査合格証、特定設備検査合格証、特定設備基準適合証の確認
3	その他設備本体での検査
3-1	設備内部の検査
3-1-1	耐圧試験
3-1-2	気密試験
3-1-2-1	充てん設備に係る気密試験
3-1-2-2	貯槽、バルク貯槽に係る気密試験
3-1-2-3	充てん設備、貯槽、バルク貯槽以外に係る気密試験
3-1-3	作動試験 (3-1-3-1~3-1-3-5までが充てん設備関係、3-1-3-6以降が充てん設備以外)

- 3-1-3-1 充てん設備の緊急遮断装置
- 3-1-3-2 誤発進防止装置
- 3-1-3-3 緊急停止スイッチ
- 3-1-3-4 充てんを自動的に停止する装置
- 3-1-3-5 安全継手
- 3-1-3-6 漏えい検知警報設備
- 3-1-3-7 貯槽の配管に設けたバルブ
- 3-1-3-8 緊急遮断装置
- 3-1-3-9 冷却装置の機能、防消火設備
- 3-1-3-10 安全弁
- 3-1-3-11 ガラス液面計の止め弁
- 3-1-4 引張試験
- 3-1-5 圧力測定設備を用いた試験
- 3-2 設備外部からの検査
 - 3-2-1 漏えい試験（検知液又は検知器を使用した測定）
 - 3-2-1-1 充てん設備に係る漏えい試験
 - 3-2-1-2 3-2-1-1 以外に係る漏えい試験
 - 3-2-2 沈下状況測定
 - 3-2-3 接地抵抗測定
 - 3-2-4 非破壊検査設備による検査
 - 3-2-5 巻き尺その他の測定器を用いた測定
 - 3-2-5-1 巻き尺その他の測定器を用いた距離又は高さに係る測定
 - 3-2-5-2 巻き尺その他の測定器を用いた距離又は高さ以外に係る測定
 - 3-2-6 肉厚測定
- 3-3 附属設備の検査
 - 3-3-1 温度計精度確認用器具を用いた測定
 - 3-3-2 圧力計精度確認用器具を用いた測定

6. 検討方法

検討は事務局にて表 2の検査項目の代表例をまとめた意見募集用資料を委員に配布し、委員会委員及び委員関係者から意見を募集、必要に応じてヒアリングを行い整理し、アナログ検査と同等以上の保安のレベルを有するデジタル原則対応検査の有無について調査した（意見募集用配布資料は別紙1-1を参照）。

7. 意見募集結果及び検討結果

7. 1 目視検査

7. 1. 1 検査内容及び検討の進め方

目視検査は検査名の通り、目視により設備の健全性を確認することが規定されている検査項目である。目視により行うことが規定されている検査は多く存在し、その内容は、設備の設置状況や対象との距離、欠陥の有無、対策の措置状況等多岐にわたる。また、目で確認する内容であることから、人が現場に行って検査することが明らかな検査である。

目視検査は、高圧ガス保安法の通達の規定⁷を参考に、「目視検査」を「目視又はこれに類する方法※による検査」とした場合（以降「当初の提言案」という。）に困難な検査について意見を募集し、検討を進めた。

※これに類する方法：検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。

7. 1. 2 意見募集結果

意見募集結果は以下の通り。

なお、意見募集時は「4. 検討フロー」に記載されている内容のうち、「Ⅱ 判定基準が定量的か定性的か」という観点については考慮していなかったため、本報告書には定性的な検査に関する意見についても記載している（「Ⅱ 判定基準が定量的か定性的か」の観点は本意見募集時の結果を踏まえてフローに追加したものである）。

【デジタル原則対応検査とすることが適切】

- ・特になし（もし可能となれば足場が必要な場所の検査等が簡易になるという指摘があった）

【デジタル原則対応検査とすることが現状では不適切】

- ・人間の目視以外で困難と考えられる場合がある（以下の場合）。
 - 設備の裏側等、直接目視が困難で、カメラを適切な画角に移動する必要がある場合（最適な画角を決定するのに、人間ならば姿勢や照明を随時調整する様な

⁷ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/20211020_hg_01.pdf

場合)。

→建屋の状態や周辺物との位置関係、高さ等、画像（特に静止画）だけでは判断が難しい場合。

- ・誰の目からも明らかな情報を提示している場合については人の目による目視検査が必要ではないか（例：警戒標等注意喚起のため人の目で明らかに確認できることを求められるもの）。
- ・目視検査を目視に代わる検査に全て変えてしまった場合、検査事業者、実施者によっては安易に導入してしまい、保安レベルが下がることになってしまうようなことはないか。

【その他】

（可能とした場合の追加事項の必要性）

- ・一定の制限として、目的を果たせるだけの解像度を伴ったカメラの使用を規定する必要がある可能性がある。
- ・実際の現場で検査を行い、その結果を電子化した場合、日時等の記録項目の統一化が必要。
- ・カメラ等での撮影したデータの保管はどのように規定されるか、定期点検の記録ファイルと紐付け電子的に保存する等の規定が必要。
- ・カメラ等では明瞭に撮影出来ない製造番号等は、より取得しやすいもの（例：2次元バーコードや非接触IDタグによるもの）に変更する方法もある。

（目視検査の定義）

- ・目視検査の定義があいまいであることがデジタル化の支障になっていることから、定義を明確化することでデジタル化できない領域も明確になり、結果としてそれがデジタル庁の要望でもあるのではないか。

（当初の提言案について）

- ・「これに類する方法」に記載された器具では、人が検査の現場で作業することが前提の装置がある。今回の検討は人が検査の現場に行かないで検査できるかどうかの検討であるため、当該改正案は適さないのではないか。
- ・「これに類する方法」に検査器具類の例示があると、逆説的に目視検査のままとする検査があった場合に当該検査器具類の使用を認めないかのように見えてしまうことから、目視検査の場合でも検査器具類に例示された内容を使用可能とするような記載や、別の定義とすることが必要ではないか。

（検査実施者が現場に移動しないで行う検査）

- ・目視検査の代替としては、カメラ（写真、動画）が広く認められ、現場事業者が検査実施者の指示により必要な操作を行える技量がある場合には、検査実施者が現場に移動する必要が無く、合理化が図れる可能性がある。

7. 1. 3 意見募集結果のまとめ

「7. 1. 2 意見募集結果」の結果、目視検査が困難である箇所はデジタル原則対応検査が困難であるという意見や、安易な導入による保安のレベルの低下の可能性という意見があり、全ての目視検査を、元々想定していた「目視又はこれに類する方法による検査」に一律に変更することは今回の検討対象には適さないことが分かった。

また、目視検査の定義があいまいである点については、7. 1. 1の通り、目視検査そのものが多岐にわたることから、判定基準を一律に規定することができず、判定基準が明確でない目視検査が存在していることが考えられる。判定基準は3. 2③に記載の通り従来通りとすることとしており、今回の検討において目視検査全体の定義の検討は行わなかった。

一方で、目視検査の中でも判定基準が明確な検査については、その検査結果が判定基準に合致するかどうかの判断が明らかであり、デジタル原則対応検査を可能とした場合であっても同等以上の保安のレベルが担保可能なものと考えられる。

判定基準が明確である目視検査は、技術基準の内容が定量的である「距離」又は「高さ」のみに係る検査であり、具体例として以下がある。

- ・技術基準の内容が定量的である「距離」又は「高さ」のみの目視検査の具体例
保安物件までの距離、火気までの距離、火気を取り扱う施設までの距離、貯槽間の距離、放出管の高さ

なお、距離又は高さを測定する目視検査であっても、設置状況や構造等、定性的な判定基準も同時に行う必要がある場合は、上記には含めていない。

そこで、上記の検査（表2中の1-1 距離又は高さに関する目視検査）について、費用面の検討を行った。

7. 1. 4 費用面の検討

「4. 検討フロー」に基づき計算した結果は以下の通り。

表 3 費用面の検討結果（目視検査）

類型 化 番号	現状		デジタル原則対応検査想定			結果
	費用	理由	費用	使用回数 (5年間)	費用理由	
1-1	1,020 円	実働5分に 設定,巻き尺 3,000円（1 回あたり20 円）想定	数百円～ 2千円程 度	5回	距離計代（通信 機器、通信費含 む）数千円を5 回（毎年の保安 検査）使用した 場合を想定	同額以下 の可能性 あり

なお、計算は以下の通り行った。

【現状費用】

人件費 + 機器使用費/機器の使用回数
 $= (12,000\text{円}/1\text{時間} \times 5\text{分}/60(\text{分}/1\text{時間})) + (\text{巻尺}3,000\text{円}/150\text{回})$
 $= 12,000 \times 1/12 + 3,000/150$
 $= 1,000 + 20$
 $= 1,020\text{円}$

【デジタル原則対応検査想定】

(機器使用費 + 通信機器) / 使用回数 + 通信費
 $= (\text{数千円} + \text{数百円}) / 5\text{回} + \text{数十円}$
 $\approx \text{数百円} \sim 2\text{千円程度}$

上記より、「現状の検査に係る費用」と比較し同額以下の可能性があることから、当該検査についてデジタル原則対応検査を提言することとした。

7. 1. 5 検討結果

これまでの検討を踏まえ、「距離又は高さに関する目視検査」について、以下の提言内容とする。

現状：距離又は高さに関する目視検査

提言：距離又は高さに関する目視検査（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）

「遠隔での情報取得」及び「自動判定」の定義は以下の通り。

遠隔での情報取得：検査を実施する者自らが検査の現場に赴かなくとも自らの検査によるときと同等以上の情報が得られると判定した方法（例えば、レーザー距離計により距離を測定し、測定した情報を検査の現場以外の場所にデータ送信する方法等）をいう。

自動判定：検査を実施する者自らが遠隔での情報取得により得た情報を確認しなくとも自らの検査によるときと同等以上の判定が可能と判定した方法（例えば、遠隔での情報取得により得た情報を判定基準と自動で照らし合わせ、判定基準を満たさない場合にアラート等により検査を実施する者に通知する方法等）をいう。

なお、検討当初は変更内容を「目視又はこれに類する方法による検査」にすることを想定していたが、高圧ガス保安法と同様に「これに類する方法」とした場合、その定義に記載された検査器具類の例示が逆説的に目視検査のままとする検査について当該検査器具類の使用を認めないかのように見えてしまうという意見があったことから、使用器具類は制限を設けず、「目視検査（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更することを提言内容とした。

また、得られたデータが適切な時点及び場所では実施されたものかどうか、データの正確性を判断する方法については、以降の検討を含め様々な方法が提案されたが、本件は液石法の中だけで検討する内容ではなくデジタル原則そのものに関連する内容であるため、検討は提案を記載するまでとした。ただし、目視検査やそれ以外の検査においても、検査には適切なデータが必要であることは明らかである。

7. 2 記録や証明書の確認

7. 2. 1 検査内容及び検討の進め方

設備の図面や第三者による検査記録、容器の刻印や標章、完成検査合格証等の証明書の確認を行う検査である。

なお、上記のうち、既に設備の図面や第三者による検査記録については電子的な保存が認められている。

記録や証明書の確認は、電子データを可とした場合の問題点について意見を募集し、検討を進めた。

7. 2. 2 意見募集結果

【デジタル原則対応検査とすることが適切】

- ・記録の確認については、電子データの保存が既に可能とされており、また現物確認がないため、デジタル原則対応検査とすることが可能ではないか。

【デジタル原則対応検査とすることが現状では不適切】

- ・証明書や合格証を写真等の電子データで確認することや図面等の電子データそのものの確認は可能だが、電子データを現物と突合する必要があることから、現物確認のために現地に人がいる必要があり、デジタル原則対応検査とすることが現状では不適切ではないか。

【その他】

(懸念点)

- ・もし現場作業者に依頼し物と証明書等の突合を写真で行う場合、撮影がうまくできない可能性がある。
(例：実物全体を撮影すると証明書が小さく見えず、証明書の内容を撮影しようとする実物全体が映らない)
- ・検査実施者発行資料の事業者からの提出が許容されるかどうか。
(例：検査実施者が自ら提出したものだけ認めるのか、それとも検査実施者から受領した書類を事業者が提出しても認められるのか)
- ・電子データ自体の懸念（本件については7. 1. 5に記載の通りのため省略）。

7. 2. 3 意見募集結果のまとめ

「7. 2. 2 意見募集結果」の結果、記録の確認のみデジタル原則対応検査が可能との意見があったことから、上記の検査（表 2中の2-1 記録の確認）について費用面の検討を行った。

7. 2. 4 費用面の検討

「4. 検討フロー」に基づき計算した結果は以下の通り。

表 4 費用面の検討結果（記録や証明書の確認）

類型化 番号	現状		デジタル原則対応検査想定			結果
	費用	理由	費用	使用回数 (5年間)	費用理由	
2-1	1,000 円	実働5分に 設定,機器使 用なし	1,000円	(機器使 用なし)	機器を使用しな いため、現状と 同額と想定	同額以下 の可能性 あり

上記より、「現状の検査に係る費用」と比較し同額以下の可能性があることから、当該検査についてデジタル原則対応検査を提言することとした。

7. 2. 5 検討結果

これまでの検討を踏まえ、「2-1 記録の確認」について、以下の提言内容とする。

現状：記録の確認

提言：記録の確認（自動判定を行うことができる方法を含む。）

「自動判定」の定義は「7. 1. 5 検討結果」と同様。

7. 3 その他設備本体での検査

7. 3. 1 検査内容及び検討の進め方

表 2の通り、その他設備本体での検査内容は大きく分けて設備内部の検査、設備外部からの検査、附属設備の検査の3種類があり、またその中でもさらに細分化される。特に設備内部の検査のうち、作動試験においては設備の数だけ検査があるため、他の検査と比較して数が多くなっている。

検査方法（代表例）は別紙1-1の通りである。委員会委員に配布し意見募集を行ったとともに、ヒアリングを行った。

7. 3. 2 意見募集結果

その他設備本体での各検査に係る意見募集結果は別紙1-2の通り。

その他、検討に際して委員又は関係者から得た、複数の検査に係る意見について以下に記載する。

【人が検査の現場に行かない状態で検査を完結することについて】

- ・バルブの開閉やスイッチのON/OFF等、物理的に現場で操作する作業があるため、誰も現場に行かないで検査するには、装置側にこれら検査に対応する機構が必要になる。若しくは、人型汎用ロボットのような人間の作業を模倣できるロボットがあれば、単純な機器操作程度ならば対応可能と思われるが、作業内容は多様であり、現時点での適用は技術的に困難なケースが多いと思われる。

【現場作業者が検査の現場で作業を行い、検査実施者が作業結果を遠隔で判定することについて】

- ・製造者(又は使用者)が現場で機器を操作し、検査実施者が遠隔地で確認する方法は可能であると思われる。ただし、カメラ撮影の場合は現場での確認と異なり、

撮影されていないところを能動的に見ることはできないので、必要な情報が確実に得られること、並びに検査実施者の裁量で任意に確認できることが重要である。

- ・実施状況や結果を適切に評価するためには、例えばWEB会議のような仕組みを用いて、機器の操作の状況をリアルタイム動画で確認できる方法で行い、また確認すべき事項をあらかじめ決めて必要な情報を抜けなく確認できる様にしておくべきと思われる。
- ・完成検査、保安検査については、検査実施者が現場に行かない状態での検査は可能だと思う。実際にコロナ禍に、高圧ガス保安法の設備でウェアラブルカメラを使用して現地検査者の数を減らそうと検討したことがあったが、防爆でなかったので入れない箇所がある等の課題もあり、コロナ禍の終息とともに立ち消えになった。
- ・保安業務については、消費者が検査実施者となることは現実的でなく、保安機関が現地に行く必要はあるのではないかと。一方で、配送・充電の際に必ず現地に行くことはあるので、その際に数値等を記録し、保安機関が判断することはできるかもしれない（容器交換時等供給設備点検との整理が必要）。

【一般消費者等の家の中での検査について】

- ・一般消費者等の家の中に入る必要がある検査について、家の中に上がって調査するのは、液化石油ガス販売事業者又は保安機関くらいのものであり、家に上がらせたくないのでは検査を拒否する一般消費者等もいる。これはコロナ禍以降増えた感がある。デジタル原則に対応した方法等により、家の中に入らなくとも検査が完了できる方法を作り出せたら効果がある。

【完成検査、保安検査の目視による検査について】

- ・現在目視のみ認められている検査について、記録も追加して良いのではないかと。なお、実際に行う場合は、個別検討が必要。また、現物と証明書の比較確認については写真等では対比しにくく、不可能な場合がある。

【ある設備に対する検査項目のうちアナログ検査とデジタル原則対応検査が両方存在する場合について】

- ・充電設備の保安検査、供給設備及び消費設備の保安業務について、アナログ検査が一つでも残っているのであれば結果的に現場に行く必要があることから、別途検査用器具を設置して現場での検査を減らすことは現実的ではない。

7. 3. 3 費用面の検討

別紙1-2のうち、技術的に可能であると意見のあった検査について、費用面の検討を行った。

検討結果は以下の通り。

表 5 費用面の検討結果（その他設備本体での検査）

類型 化 番号	現状		デジタル原則対応検査想定			結果
	費用	理由	費用	使用回数 (5年間)	費用理由	
3-1- 3-7	1,000 円	実働5分に 設定,道具な し	数万円	1回	開閉確認装置（通信 機器、通信費含む） を5年間で1回使用し た場合を想定	同額以下 の可能性 なし
3-1- 3-8	1,000 円	実働5分に 設定,道具な し	数万円	1回	開閉確認装置（通信 機器、通信費含む） を5年間で1回使用し た場合を想定	同額以下 の可能性 なし
3-2- 1-1	12,02 0円	実働1時間 に設定,検知 液3,000円 （1回あた り20円）想 定	12万円 程度	5回	センサー代（通信機 器、通信費含む）数 十万（ここでは60万 円想定）を5回（毎 年の保安検査）使用 した場合を想定	同額以下 の可能性 なし
3-2- 1-2	2,420 円	実働12分 （1本3分× 4本）に設 定,検知液3, 000円（1回 あたり20 円）想定	1万円 程度	60回	センサー代（通信機 器、通信費含む）数 十万（ここでは60万 円想定）を60回（毎 月の容器交換時点 検）使用した場合を 想定	同額以下 の可能性 なし
3-2- 2	6,000 円	実働15分に 設定,沈下状	数十万 円	1回	左と同じ測定器を使 用し、通信機器を設	同額以下 の可能性

類型 化 番号	現状		デジタル原則対応検査想定			結果
	費用	理由	費用	使用回数 (5年間)	費用理由	
		況測定器45万円（1回あたり3,000円）想定			置、通信した場合（完成時の1回のみ）を想定	なし
3-2-3	1,300円	実働5分に設定,接地抵抗計4万5千円（1回あたり300円）想定	数万円	1回	左と同じ抵抗計を使用し、通信機器を設置、通信した場合（完成時の1回のみ）を想定	同額以下の可能性なし
3-2-5-1	1,020円	実働5分に設定,巻き尺3千円（1回あたり20円）想定	数百円～2千円程度	5回	距離計代（通信機器、通信費含む）数千円を5回（毎年の保安検査）使用した場合を想定	同額以下の可能性あり

上記より、「3-2-5-1 巻き尺その他の測定器を用いた距離又は高さに係る測定」のみ「現状の検査に係る費用」と比較し同額以下の可能性があることから、当該検査についてデジタル原則対応検査を提言することとした。

7. 3. 4 検討結果

これまでの検討を踏まえ、その他設備本体での検査については、「巻き尺その他の測定器を用いた距離又は高さに係る測定」について、以下の提言内容とする。

現状：巻き尺その他の測定器を用いた距離又は高さに係る測定

提言：巻き尺その他の測定器を用いた距離又は高さに係る測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）

「遠隔での情報取得」及び「自動判定」の定義は「7. 1. 5 検討結果」と同様。

8. まとめ

8. 1 提言内容

これまでの検討の結果、検討時点においてデジタル原則対応検査として提言可能な内容は以下の通り。

【目視検査】

現状：距離又は高さに関する目視検査

提言：距離又は高さに関する目視検査（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）

【記録や証明書の確認】

現状：記録の確認

提言：記録の確認（自動判定を行うことができる方法を含む。）

【その他設備本体での検査】

現状：巻き尺その他の測定器を用いた距離又は高さに係る測定

提言：巻き尺その他の測定器を用いた距離又は高さに係る測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）

「遠隔での情報取得」及び「自動判定」の定義は以下の通り。

遠隔での情報取得：検査を実施する者自らが検査の現場に赴かなくとも自らの検査によるときと同等以上の情報が得られると判定した方法（例えば、レーザー距離計により距離を測定し、測定した情報を検査の現場以外の場所にデータ送信する方法等）をいう。

自動判定：検査を実施する者自らが遠隔での情報取得により得た情報を確認しなくとも自らの検査によるときと同等以上の判定が可能と判定した方法（例えば、遠隔での情報取得により得た情報を判定基準と自動で照らし合わせ、判定基準を満たさない場合にアラート等により検査を実施する者に通知する方法等）をいう。

上記結果を設備毎にまとめた結果が別紙1-3-1～1-3-7である。

別紙1-3-1～1-3-7より、設備の検査のうち一部がデジタル原則対応検査となる検査が確認された。

また、別紙1-3-1～1-3-7の検討結果を踏まえて、表 1 検討対象一覧に合わせて記載した結果を別紙1-4に示す。

別紙1-4より、工程表等に記載された条項のうち、フェーズが見直された条項はなかったが、一部の検査（「距離又は高さに関する検査」及び「記録確認」）については、検査結果の正確性等が担保される場合に限り、デジタル化の可能性があるとの結果を得たため、今後、規定への反映に向けた検討を進めることが望ましい。

8. 2 検討結果の実現の可能性

今回の検討結果は「8. 1 提言内容」の通り。

一方で、適切となった検査のうち、目視検査とその他設備本体での検査においては、現状では以下の点から実現の可能性が低いことが考えられる。

- ①距離や高さの測定は遠隔で可能なものの、測定対象かどうかの確認が必要で現場に行かなければならない可能性があること。
- ②他にも現場でないと行うことができない検査が存在すること。

結果として今回の提言内容を元に今後比較的早期に実現する可能性がある検査として、記録の自動確認が挙げられる。

なお、上記はあくまで現時点、また今回の条件下での検討結果であり、今回デジタル原則対応検査が現状では不適切となった検査においても、今後の技術の進展により適切となる可能性を妨げるものではない。

特に費用面については、前提条件が検査実施者や使用機器の価格設定に大きく依存するため、今回費用面を検討した結果デジタル原則対応検査が適切とならなかった検査項目についても、今後の機器の開発状況や低コスト化により適切となる可能性は十分にあることを補足する。

8. 3 検査全体

8. 3. 1 判定基準の明確化

今回検討を進める上で、判定基準が定性的であることからデジタル的に判断するための閾値を設けることができず、結果として遠隔での情報取得の可能性が論点となった。

これまで検査実施者の知見を基にした検査により保安が担保されてきたが、デジタル的な合否区分を設ける場合には、検査実施者の暗黙知を明らかにし、設備の健全性を担保できる閾値を決定する必要がある。

また、検査結果の合否判定に係る閾値の決定については、特異な条件のみ達成されるような一般的ではない閾値を設定しないよう、可能な限り多くの事例を参照し、またその閾値に学術的な問題がないかについても検討することが保安を担保する上で不可欠である。

8. 3. 2 得られた検査用データの正確性

デジタル原則対応検査を実施していく上で、得られたデータが適切な時点及び場所で実施された検査用データかどうかは、液石法に限らず同様の規制全てにおいて求められる内容であり、データの正確性を判断及び担保する方法について検討され、また法令に適切に反映される必要がある。

8. 4 検査実施者が現場に行かない検査

今回の検討目的であったデジタル原則対応検査への見直しの可能性について、7. 1 目視検査及び7. 3 その他設備本体での検査については現状では不適切と判断された検査が多かったが、委員会や意見募集時においては、そもそも現場に人がいない状況が少ないという指摘があった。そのため、人が検査の現場に行かないで検査を行うことができるかどうかを基準として検討することは実状に即していないとの意見があった。

他方、デジタル原則対応検査にはならないが、検査実施者が現場に行って検査を行うのではなく、現場作業者が検査実施者の指示により必要な準備や操作を行い、検査実施者が遠隔で判断することが可能な規制であれば、検査実施者が現場に移動する必要が無く、合理化が図れる可能性があるとの意見があった。

合理化については実際に可能かどうか検討が必要であるものとするが、特に完成検査、保安検査対象の充てん設備や特定供給設備においては、現場作業者が実際に設備を設置した者であることから、検査実施者との意思疎通は容易であり、検査は行いやすいものと考えられる。

一方で、一般消費者宅等に対する保安業務においては、液石法第34条第2項において、「保安機関は、保安業務を行うべき場合において、これを他人に委託してはならない。」とされており、もし保安業務について検査実施者が現場に行かない検査を検討する場合は、現場作業員への依頼が上記の委託の範囲に含まれるかどうか液石法上で規定される必要がある。また、一般消費者等の住宅内の検査においては、現場作業員がその住宅に住む消費者となることが想定されるが、一般消費者等の住宅内での検査を消費者が実施することを検討する場合は、その容易さ、確からしさを慎重に検討する必要がある。

意見募集用配布資料

検討対象検査

◆ 目視規制、定期検査・点検規制にかかる検討項目（検査方法）は以下の通り

- 1 目視検査
- 2 証明書や記録の確認
（図面、記録、刻印、標章、特定設備検査合格証等合格証）
- 3 その他設備本体での検査
 - 3－1 設備内部の検査
（耐圧試験、気密試験、作動試験、引張試験、圧力測定設備を用いた試験）
 - 3－2 設備外部からの検査
（漏えい試験（検知液又は検知器を使用した測定）、沈下状況測定、接地抵抗測定、非破壊検査設備による検査、巻き尺その他の測定器を用いた測定、肉厚測定）
 - 3－3 附属設備の検査
（温度計精度確認用器具を用いた測定、圧力計精度確認用器具を用いた測定）

各ページ全体に係る説明

○検査対象について

今回提示したもの以外にも同様の検査を実施する設備はあるが、デジタル庁が提示する工程表及び見直し方針で対象外の項目は、検討対象に含んでいない。

○検査用器具の校正について

本来は検査方法に「検査実施前の検査用器具の校正」が含まれるが、本検討は検査対象の検査方法の検討であることから、検査用器具は健全であるものとし、検討対象外（検査の方法に記載しない）とする。

○検査方法について

検査方法として記載している内容はあくまで代表例と考えられる内容であり、他の検査方法を否定するものではない。

○周期について

検査のタイミングは大きく分けて①設備完成後使用前、②一定周期後、の2パターンあるが、①については全て共通で行われる検査であり、また②がある場合は①の実施は明らかであることから、②がある場合は①は記載していない。

○（特）の記載について

（特）：特定供給設備の供給設備という意味である。

例）貯槽 → 特定供給設備ではない貯槽、貯槽（特） → 特定供給設備の貯槽

各ページ全体に係る説明

○検査を行うための検査対象に対する準備について

検査を行うために検査対象に対して行う準備行為（例：表面の汚れを落とす、内部を加圧するために水を入れる、等）については、当該準備を行わない限りは検査を行えないため、検討対象に含むものとする。

1 目視検査

- ◆ 「目視検査」は文字通り、様々な対象に対して目視による検査を行うことが規定されている検査項目である。
- ◆ 多くの検査において目視検査が規定されていることから、個別での説明ではなく、別紙1-1末尾資料「検査対象項目一覧」の赤字（目視検査）にて一覧を示す。

- ◆ ご意見いただきたい内容は以下の通り。

- ・ 「目視検査」→「目視又はこれに類する方法による検査」とした場合に困難な検査について

＜これに類する方法＞※高圧ガス保安法の規定を想定
検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。

2 証明書や記録の確認

(図面、記録、刻印、標章、特定設備検査合格証等合格証)

- ◆ 図面や記録、刻印、標章や合格証の確認を行う検査。
- ◆ 具体的な検査対象は別紙1-1末尾資料「検査対象項目一覧」の緑字参照。

◆ ご意見いただきたい内容は以下の通り。

- ・ 証明書や記録の確認を電子データを可とした場合の問題点について

3. その他設備本体での検査

◆ 「3 その他設備本体での検査」は、検査項目毎に記載

3-1 設備内部の検査

(1 耐圧試験、2 気密試験、3 作動試験、4 引張試験、
5 圧力測定設備を用いた試験)

3-2 設備外部からの検査

(1 漏えい試験 (検知液又は検知器を使用した測定)、2 沈下状況測定、
3 接地抵抗測定、4 非破壊検査設備による検査、
5 巻き尺その他の測定器を用いた測定、6 肉厚測定)

3-3 附属設備の検査

(1 温度計精度確認用器具を用いた測定、2 圧力計精度確認用器具を用いた測定)

◆ ご意見いただきたい内容は以下の通り。

- ・ 人が行かないで検査を行うことが可能な方法案があるかどうかについて
(あればその方法、なければ困難な理由)



以降のページでは各検査方法について説明

3－1 設備内部の検査 1 耐圧試験

- ◆ 対象：液化石油ガスの通る部分（充てん設備）、貯槽本体（特定供給設備含む）、調整器、管、気化装置
- ◆ 周期：完成時のみ

◆ 検査方法

- (1) 対象設備の外部機器との接続箇所にフランジ等で蓋をし、対象設備に加圧可能とする。
- (2) 常用の圧力（通常使用時の最大圧力）より大きい規定圧力（液体使用時1.5倍以上、気体使用時1.25倍以上）を規定時間保持する
- (3) 規定時間保持後、膨らみ、伸び、漏えい等の異常がないことを確認する。

3－1 設備内部の検査 2 気密試験（1 充てん設備）

- ◆ 対象：設備全体
- ◆ 周期：完成時のみ（充てん設備のみ1年に1回）

◆ 検査方法

- (1) 検査器具（圧力発生器具、圧力計など）を取り付ける。
- (2) 空気等危険性のない気体で規定圧力まで加圧し、規定時間保持する。
- (3) 規定時間保持後、圧力変動がないことや漏えい等の異常がないことを確認する。

※充てん設備の1年に1回の検査について

上記(2)の方法の他に、運転状態又は運転を停止した状態のLPガスの圧力を使用しての検査は法令上気密試験の一部だが、使用するガスが異なることから、ここでは「3－2－1 漏えい試験」として記載。

3－1 設備内部の検査 2 気密試験（2 貯槽、バルク貯槽）

- ◆ 対象：設備全体
- ◆ 周期：完成時のみ

◆ 検査方法

- (1) 検査器具（圧力発生器具、圧力計など）を取り付ける。
- (2) 空気等危険性のない気体で規定圧力まで加圧し、規定時間保持する。
- (3) 規定時間保持後、圧力変動がないことや漏えい等の異常がないことを確認する。

3－1 設備内部の検査 2 気密試験 (3 充てん設備、貯槽、バルク貯槽以外)

- ◆ 対象：設備全体
- ◆ 周期：完成時、変更時

◆ 検査方法

- (1) 検査器具（圧力発生器具、圧力計など）を取り付ける。
- (2) 空気等危険性のない気体で規定圧力まで加圧し、規定時間保持する。
- (3) 規定時間保持後、圧力変動がないことや漏えい等の異常がないことを確認する。

3－1 設備内部の検査 3 作動試験

◆ 作動試験は対象設備の作動の確認試験であり、対象設備の種類により方法が異なるため、方法を大まかに分類し、分類毎に記載（分類は以下の通り）

作動試験一覧

○充てん設備関係

- 3－1－3－1 充てん設備の緊急遮断装置
- 3－1－3－2 誤発進防止装置
- 3－1－3－3 緊急停止スイッチ
- 3－1－3－4 充てんを自動的に停止する装置
- 3－1－3－5 安全継手

○貯槽、バルク貯槽関係

- 3－1－3－6 漏えい検知警報設備
- 3－1－3－7 貯槽の配管に設けたバルブ
- 3－1－3－8 緊急遮断装置
- 3－1－3－9 冷却装置の機能、防消火設備
- 3－1－3－10 安全弁
- 3－1－3－11 ガラス液面計の止め弁

3－1 設備内部の検査 3 作動試験

1 充てん設備の緊急遮断装置

1 充てん設備の緊急遮断装置

◆ 周期：1年に1回

◆ 検査方法

(1) 緊急遮断装置を「開」とする。

(2) 緊急遮断装置が「閉」となるスイッチを押し、緊急遮断装置が「閉」となることを確認する。

3－1 設備内部の検査 3 作動試験

2 誤発進防止装置

2 誤発進防止装置

◆ 周期：1年に1回

◆ 検査方法

- (1) 充てんホースを充てんホース受け金具から取り外す。
- (2) 上記(1)の状態にした上で車両の全輪にブレーキが作動して動かないような状態になっているか、またはエンジンがかからず車両が発進できない状態になっていることを確認する。
- (3) また、充てんホースを格納して操作箱を閉じていないと、誤発進防止装置の機能が解除されない（車両が動かない又はエンジンがかからない）ことを確認する。

3 緊急停止スイッチ

3 緊急停止スイッチ

◆ 周期：1年に1回

◆ 検査方法

(1)以下(a)~(c)を確認する。

(a)車両のエンジンを掛けた状態で緊急停止装置のスイッチを押して、エンジンが停止すること

(b)ポンプ（又は圧縮機）を運転した状態で、緊急停止装置のスイッチを押してポンプ（又は圧縮機）が停止すること

(c)発電機を使用しているものにあっては、緊急停止装置のスイッチを押して発電機が停止すること

(2) 上記(a)~(c)の作動試験において、緊急停止スイッチを押した後に警報を発する表示が示されることを確認する。

3－1 設備内部の検査 3 作動試験

4 充てんを自動的に停止する装置

4 充てんを自動的に停止する装置

◆ 周期：1年に1回

◆ 装置説明

充てんを自動的に停止する装置は、(A)センサ部と(B)警報を発し又は表示する装置(運転室内)の組合せであり、このうち(A)は以下3種類がある。

(a)ガス漏れ検知警報設備の検出端部(操作箱内)

(b)衝撃を検知する機器

(c)充てん中に操作箱の扉が開いたことを検知する機器

(検査方法は次ページ)

3－1 設備内部の検査 3 作動試験

4 充てんを自動的に停止する装置

4 充てんを自動的に停止する装置

◆ 検査方法

検査方法は前ページのA)-(B)の組合せであり、A)がa)~c)の3パターンあることから、a)-(B), b)-(B), c)-(B)の3パターンを行う。

(a)-(B)の場合

- (1) 緊急遮断弁を「開」とし、車両のエンジンを掛け、ポンプ(又は圧縮機、発電機)を起動
- (2) テストガスを検出端部にかける
- (3) しばらくして、(ア)緊急遮断弁の閉止、(イ)車両のエンジンの停止、(ウ)ポンプ(又は圧縮機、発電機)の停止、(エ)警報の発報または異常の表示を確認する。

(b)-(B)の場合

- (1) 上記(a)-(B)の(1)に同じ
- (2) 所定の加速度を与える、又は所定の加速度と同じ加速度が働いたという疑似信号を流す。
- (3) 上記(a)-(B)の(3)に同じ

(c)-(B)の場合

- (1) 上記(a)-(B)の(1)に同じ
- (2) 充填中の操作扉を開ける。
- (3) 上記(a)-(B)の(3)に同じ

3－1 設備内部の検査 3 作動試験

5 安全継手

5 安全継手

◆ 周期：1年に1回

◆ 検査方法

1. 安全継手が充てんホース及び均圧ホースの先端から60cm以内に設けてあることを、スケールにて測定する。
2. 安全継手に使用上支障のおそれのある腐食、変形、きず等の有無を目視にて確認する。
3. 手動で安全継手を分離する。このときに内部の液化石油ガスが遮断され、漏れがないことを検知液に確認する。
4. ホースの内圧を0にして、安全継手の分離、結合がスムーズであることを手動で作動する。
5. 3～4終了後、再結合し内圧をかけ、漏れがないことを検知液で確認する。

3－1 設備内部の検査 3 作動試験

6 漏えい検知警報設備

6 漏えい検知警報設備

◆ 周期：【貯槽、貯槽（特）】2年に1回、【バルク関係】完成時のみ

◆ 検査方法

- (1) 警報設定値を確認する。
- (2) テストガス濃度が、警報設定値の1.6倍であることの確認する。
- (3) 検知部（センサー部分）にテストガスをかける。
- (4) 警報が30秒以内で発報することの確認する（パトライト等の表示の確認）。
- (5) ON-OFFの出力信号により監視所等に連絡を要する場合は、この信号出力の確認を行う。

3－1 設備内部の検査 3 作動試験

7 貯槽の配管に設けたバルブ

7 貯槽の配管に設けたバルブ

◆ 周期：【貯槽】2年に1回、【貯槽（特）】完成時のみ

◆ 検査方法

（手動の場合）

バルブを回して実際に動くかどうかの確認を行う。

（駆動装置(モーター、空気圧、油圧等)を利用してバルブの開閉動作を行う場合）

駆動装置を駆動させ実際に開閉動作が行われるかどうかの確認を行う。

3－1 設備内部の検査 3 作動試験

8 緊急遮断装置

8 緊急遮断装置

◆ 周期：1年に1回

◆ 検査方法

- (1) アクチュエータ(モーター、空気圧、油圧など)を利用してバルブの開閉動作を行う場合には、アクチュエータを駆動させ実際に開閉動作が行われるかどうかの確認を行う。
- (2) 閉止するまでの作動時間を測定し、規定時間以内であることを確認する。

3－1 設備内部の検査 3 作動試験

9 冷却装置の機能、防消火設備

9 冷却装置の機能、防消火設備

◆ 周期：【貯槽、貯槽（特）、バルク貯槽（特）】2年に1回

◆ 検査方法

(1) 散水用（防消火用）のポンプを手動または自動で運転させる。

（以降ポンプの種類別に運転方法を記載）

(a) モーターポンプの場合

散水用のボタンを押し、ポンプ起動後、給水レバーで給水し、放水弁を開放させる。

(b) エンジンポンプの場合

燃料コックを開け、スロットルダイヤルを始動位置とし、ボタン操作によりセルモーターを起動し、エンジンを駆動させる。その後、給水レバーで給水し、放水弁開放を開放させる。

(c) エンジンポンプを手動（リコイルスターター）で起動させる場合

燃料コックを開け、スロットルダイヤルを始動位置とし、エンジンの紐を引っ張りエンジンを起動させる。その後、給水レバーで給水し、放水弁開放を開放させる。

(2) 起動後、所定の散水用のノズルから散水されているかどうか（詰まりがないかどうか）を確認する。

3－1 設備内部の検査 3 作動試験

10 安全弁

10 安全弁

◆ 周期：2年に1回

◆ 検査方法

- (1) 安全弁元弁を閉止して安全弁を取り外す
- (2) 安全弁を所定の試験装置にセットする
- (3) 窒素等を用いて昇圧する(設定圧付近では、ゆっくり昇圧させる)。
- (4) 安全弁の吹き出し口に、濡れティッシュ（または石けん水を塗布)して、膨らみ始めるときの圧力を測定する。
- (5) 次に降圧して、吹き止まっていることを確認する（確認方法は(4)に同じ）

3-1 設備内部の検査 3 作動試験

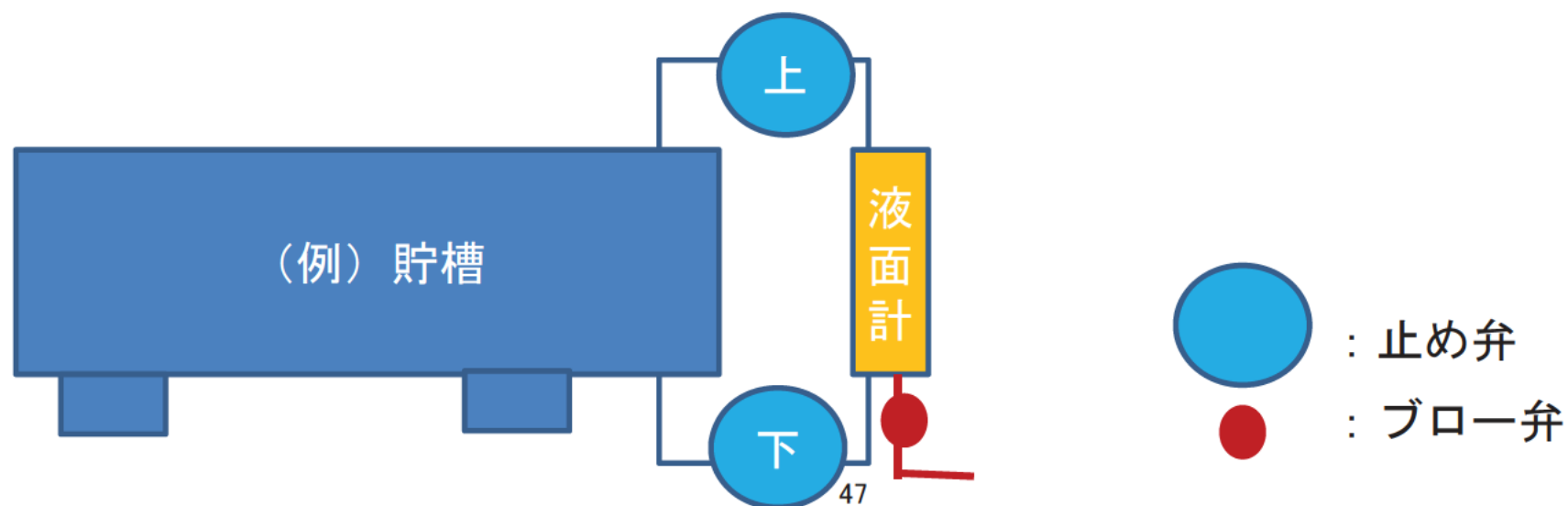
1.1 ガラス液面計の止め弁

1.1 ガラス液面計の止め弁

◆ 周期：2年に1回

◆ 検査方法

- (1) ガラス液面計内の液状のLPガスを窒素で加圧して貯槽に戻し、液面計内にLPガスが残っていない状態にする。
- (2) 止め弁（ガラス液面計が破損した場合に、貯槽からの液状のLPガスの流出を防止するための弁）を上下両方「閉」とする。
- (3) 液面計の下部に設けられたブロー弁（液面計内部のごみを吐き出すための弁）を「開」とし、ブロー弁の先からLPガスの流出がないこと（「開」とした止め弁で閉止できていること）を確認する。



3－1 設備内部の検査 4 引張試験

◆ 対象：容器と集合管又は調整器を接続する管（容器（特））

◆ 周期：設置時のみ

◆ 検査方法

- (1) 対象の管に引張試験用の治具を取り付ける。
- (2) 引張試験設備を用いて、規定の引張力をかける。
- (3) 規定値を満足することを確認する。

3－1 設備内部の検査 5 圧力測定設備を用いた試験

◆ 対象：調整器、燃焼器

◆ 周期：4年に1回

◆ 検査方法（調整器の場合）

- (1) 圧力測定器具を測定箇所（調整器出口又は燃焼器入口）に取り付ける。
- (2) 燃焼器に点火し、圧力が安定したところで、圧力が規定範囲内であることを確認する。
- (3) 消火後、規定時間静置し、閉そく時の圧力が規定範囲内であることを確認する。

（燃焼器の場合）

- (1) 圧力測定器具を燃焼器入口に取り付ける。
- (2) ガス消費量が最大の燃焼器に点火し、圧力が安定したところで、圧力が規定範囲内であることを確認する。

※上記方法の他、マイコンメーターの機能を使用した検査方法もあり、その場合は以下いずれかの方法で異常の有無を確認する。

- ・マイコンメーターの警報表示の有無を2か月に1回以上確認する。
- ・異常に係る情報を電話回線等により自動的に伝達する機器により常時監視する。

3－2 設備外部からの検査 1 漏えい試験

(1 検知液又は検知器を使用した測定（充てん設備）)

◆ 対象：充てん設備

◆ 周期：1年に1回

◆ 検査方法

(1) 検査対象範囲に圧力がかかっていることを確認する。

(石鹼水等検知液を使用した場合)

(2) 測定箇所には石鹼水等検知液を塗布する。

(3) 発泡がないことを確認する。

(4) 直接発泡を確認できない場所（設備の裏、陰の部分等）は手鏡等で確認する。

(検知器を使用した場合)

(5) 測定箇所に検知部を近づけ、漏えいがないことを確認する。

3－2 設備外部からの検査 1 漏えい試験

(2 検知液又は検知器を使用した測定（充てん設備以外）)

◆ 対象：配管等様々な設備の接続部

◆ 周期：設備によって様々

◆ 検査方法

(1) 検査対象範囲に圧力がかかっていることを確認する。

(石鹼水等検知液を使用した場合)

(2) 測定箇所に石鹼水等検知液を塗布する。

(3) 発泡がないことを確認する。

(4) 直接発泡を確認できない場所（設備の裏、陰の部分等）は手鏡等で確認する。

(検知器を使用した場合)

(5) 測定箇所に検知部を近づけ、漏えいがないことを確認する。

3－2 設備外部からの検査 2 沈下状況測定

◆ 対象：貯槽（特, 3t以上）

◆ 周期：1年に1回

◆ 検査方法

- (1) 測定対象設備に複数（例：貯槽の基礎の支柱4本）測定点を設定するとともに、定められた構造を有する基準点を設定する。
- (2) 測定器を設置し、基準点との比較を行う。
- (3) (2) 後、測定器を使用して測定対象設備の沈下状況を測定する。
- (4) (3) の結果を用いて傾きを計算し、不同沈下のないことを確認する。

（参考：LP法施行規則例示基準第11節）

3－2 設備外部からの検査 3 接地抵抗測定

- ◆ 対象：接地接続線（貯槽、貯槽（特）、バルク貯槽（特））
- ◆ 周期：【貯槽、貯槽（特）、バルク貯槽（特）】2年に1回

◆ 検査方法

- (1) 測定器の端子を地面に打ち込み、その後被試験接地極に接続する。
- (2) 接地抵抗値を測定し、規定値以下であることを確認する。

（参考：LP法施行規則例示基準第26節）

3－2 設備外部からの検査 4 非破壊検査設備による検査

- ◆ 対象：本体外面及び内面並びに附属機器（バルク貯槽、バルク貯槽（特））、液化石油ガスの通る部分（充てん設備）
- ◆ 周期：【バルク貯槽、バルク貯槽（特）】製造後20年目に1回、その後5年に1回、【充てん設備】1年に1回

◆ 検査方法

- (1) 検査対象設備の検査対象箇所の塗膜や汚れ等の付着物を除去し、洗浄する。
- (2) 以下(a)又は(b)のうち、いずれかの方法を行う。
 - (a) 磁粉探傷試験の場合
試験器（磁化器）を検査対象箇所に密着させ起動させた後、磁粉を塗布する。
 - (3) 浸透探傷試験の場合
浸透液を検査対象箇所に塗布し、余分な浸透液を除去後、現像剤を塗布する。
- (3) (a) 又は(b)の結果を観察し、欠陥がないことを確認する。

3－2 設備外部からの検査

5－1 巻き尺その他の測定器を用いた距離又は高さに係る測定

- ◆ 対象①：距離（保安物件（対象複数）、火気を取り扱う施設（対象複数）、貯槽から他の貯槽（貯槽（特））、バルク貯槽の外面から他の貯槽若しくは酸素の貯蔵設備（バルク貯槽（特））、充てんホースの先端から安全継手（充てん設備）、均圧ホースの先端から安全継手（充てん設備）
- ◆ 対象②：高さ（安全弁の放出管（貯槽、貯槽（特）、滞留しない構造の排気ガス放出口（貯蔵施設、貯槽（特）、充てん設備の使用の本拠））
- ◆ 周期：設備に応じて様々

◆ 検査方法：

- (1) 測定対象の測定箇所を設定する（通常は最も距離が近くなる箇所を設定する）
- (2) 巻き尺等距離測定器を使用し距離を測定する。
- (3) 規定値以上であることを確認する。

なお、一部の対象において、距離を満たしていることが明らかである場合に、目視に変えて検査することが可能な場合がある。

3－2 設備外部からの検査

5－2 巻き尺その他の測定器を用いた距離又は高さ以外に係る測定

◆ 対象③：構造（目視検査に追加し必要に応じて使用）

◆ 周期：設備に応じて様々

◆ 検査方法：

- (1) 測定対象の測定箇所を設定する（通常は最も距離が近くなる箇所を設定する）
- (2) 巻き尺等距離測定器を使用し構造が適切であることを確認する。

3－2 設備外部からの検査 6 肉厚測定

- ◆ 対象：本体（貯槽（特））、本体及び附属機器（バルク貯槽及びバルク貯槽（特））、液化石油ガスの通る部分（充てん設備）
- ◆ 周期：【貯槽（特）】2年に1回、【バルク貯槽、バルク貯槽（特）】製造後20年目に1回、その後5年に1回、【充てん設備】1年に1回

◆ 検査方法

- (1) 検査対象設備の検査対象箇所の塗膜や汚れ等の付着物を除去し、洗浄する。
- (2) 測定用媒質を検査対象箇所に塗布する。
- (3) 測定器を接触させ、結果を読み取る。
- (4) 結果が規定値以上であることを確認する。

3－3 附属設備の検査 1 温度計精度確認用器具を用いた測定

- ◆ 対象：温度計（充てん設備）
- ◆ 周期：【充てん設備】1年に1回

◆ 検査方法

- (1) 温度計を取外す。
- (2) 温度計精度確認用器具を用いて誤差を測定する。
- (3) 誤差がJIS規格に定められた許容差当の範囲内にあることを確認する。

3－3 附属設備の検査 2 圧力計精度確認用器具を用いた測定

- ◆ 対象：圧力計（貯槽（特）及び充てん設備）
- ◆ 周期：【貯槽（特）】2年に1回、【充てん設備】1年に1回

◆ 検査方法

- (1) 圧力計を取外す。
- (2) 圧力計精度確認用器具を用いて誤差を測定する。
- (3) 誤差がJIS規格に定められた許容差当の範囲内にあることを確認する。

別紙1-1 検査対象項目一覧

①充てん設備に係る検査一覧

目視検査：赤色

証明書や記録等の確認：緑色

上記検査以外：青色

検査項目	完成検査及び保安検査の方法
一 第六十四条第一項第一号の充てん設備の貯蔵設備	一 充てん設備に設けた容器の規格を 刻印又は標章 により検査する。
二 第六十四条第一項第二号の液化石油ガスの通る部分の 耐圧試験	二 液化石油ガスの通る部分について、 耐圧試験 用設備を用いた常用の圧力の一・五倍以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。 ただし、保安検査においては、当該部分を 目視 及び 非破壊検査 設備による検査又はその 記録 により欠陥の有無を確認し、その結果、割れ、きず、腐食等の欠陥がないか、又は欠陥があってもグラインダー加工のみで措置できる軽微なものであって、当該欠陥の補修部の 非破壊検査 設備による検査で異常のないことが確認された場合は、この限りでない。
三 第六十四条第一項第三号の液化石油ガスの通る部分の 気密試験	三 液化石油ガスの通る部分について、耐圧性能の確認後の組立状態において、 気密試験 用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う 気密試験 又はその 記録 により検査する。 ただし、保安検査においては、運転状態若しくは運転を停止した状態又は 耐圧試験 の確認後の組立状態において、 気密試験 用設備による常用の圧力以上の圧力で行う 気密試験 又はその 記録 により検査する。
四 第六十四条第一項第四号の液化石油ガスの通る部分の肉厚	四 液化石油ガスの通る部分の肉厚を 非破壊検査 設備等 肉厚測定器具を用いた測定 又はその 記録 により検査する。ただし、保安検査における肉厚測定は、条件の異なる場所ごとに最も肉厚の減少しやすい箇所について数点以上行う。
五 第六十四条第一項第五号のポンプ又は圧縮機のスイッチ	五 充てんのためのポンプ又は圧縮機は遠隔操作ができるものであることを 目視 及び 図面 により検査する。
六 第六十四条第一項第六号のポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機	六 充てんのためのポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機は、火花を発生しない機構であることを 図面 等により検査する。
七 第六十四条第一項第七号の充てん設備の充てんホース	七 充てんホースの設置状況を 目視 により検査し、当該充てんホースの規格を 記録 等により検査する。
八 第六十四条第一項第八号の充てん設備の安全継手	八 充てんホースの先端から安全継手までの距離を 巻尺その他の測定器具を用いた測定 により検査し、当該安全継手の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。
九 第六十四条第一項第九号の充てん設備のカップリング用液流出防止装置	九 カップリング用液流出防止装置の設置状況を 目視 により検査し、当該カップリング用液流出防止装置の機能を 記録 により検査する。
十 第六十四条第一項第十号の充てん設備の均圧ホース、安全継手及びカップリング	十 均圧ホース及びカップリングの設置状況を 目視 により検査し、当該均圧ホースの規格及び当該カップリングの機能を 記録 等により検査する。 また、均圧ホースの先端から安全継手までの距離を 巻尺その他の測定器具を用いた測定 により検査し、当該安全継手の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。
十一 第六十四条第一項第十一号及び第十二号の充てん設備の緊急遮断装置	十一 充てん設備の容器及び配管に設けた緊急遮断装置の設置状況を 目視 又は 図面 により検査し、当該緊急遮断装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。
十二 第六十四条第一項第十三号の充てん設備の液面計	十二 充てん設備の容器に設けた液面計の設置状況を 目視 等により検査する。
十三 第六十四条第一項第十四号の充てん設備の温度計	十三 充てん設備の容器に設けた温度計の設置状況を 目視 等により検査し、当該温度計の精度を 温度計精度確認器具を用いた測定 又はその 記録 により検査する。
十四 第六十四条第一項第十五号の充てん設備の圧力計	十四 充てん設備の液化石油ガスの通る部分に設けた圧力計の設置状況を 目視 等により検査し、当該圧力計の精度を 圧力計精度確認器具を用いた測定 又はその 記録 により検査する。
十五 第六十四条第一項第十六号の充てん設備の誤発進防止装置	十五 誤発進防止装置の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、当該誤発進防止装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。
十六 第六十四条第一項第十七号の充てん設備の緊急停止スイッチ	十六 緊急停止スイッチの設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、当該緊急停止スイッチの機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。
十七 第六十四条第一項第十八号の充てんを自動的に停止する装置	十七 充てんを自動的に停止する装置の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、当該充てんを自動的に停止する装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。
十八 第六十四条第一項第十九号の充てん設備の使用の本拠の所在地	
イ 第十四条第一号の警戒標	イ 充てん設備の使用の本拠の所在地の警戒標の設置状況を 目視 により検査する。ただし、保安検査においては、警戒標の設置状況及び維持管理状況を 目視 により検査する。
ロ 第十四条第二号の第一種施設距離及び第二種施設距離	ロ 充てん設備の使用の本拠の所在地の外側から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器具を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。
ハ 第十四条第三号の障壁	ハ 充てん設備の使用の本拠の所在地の障壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。ただし、保安検査においては、障壁の設置状況及び維持管理状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。
ニ 第十四条第五号の液化石油ガスが滞留しない構造	ニ 充てん設備の使用の本拠の所在地の液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しない構造であることを 目視 により検査し、必要に応じ 図面 及び 記録 又は 巻尺その他の測定器具を用いた測定 により検査する。

①充てん設備に係る検査一覧

目視検査：赤色

証明書や記録等の確認：緑色

上記検査以外：青色

検査項目	完成検査及び保安検査の方法
十九 第六十四条第二項の充てん設備	十九 液化石油ガス保安規則第三十二条第二項に規定する 完成検査合格証 により確認する。ただし、保安検査においては、液化石油ガス保安規則第八十条に規定する方法（製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合に限る。）による。
備考 第六十四条に規定する基準にかかわらず、第七十三条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査又は保安検査の方法については、この表の規定にかかわらず、経済産業大臣が認めたものをもって完成検査又は保安検査の方法とする。	

②貯蔵施設に係る検査一覧

目視検査：赤色

証明書や記録等の確認：緑色

上記検査以外：青色

検査項目	完成検査の方法
一 第五十二条（第十四条第一号の貯蔵施設の警戒標）	一 貯蔵施設の警戒標の設置状況を 目視 により検査する。
二 第五十二条（第十四条第二号の貯蔵施設から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離）	二 貯蔵施設の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。
三 第五十二条（第十四条第三号の貯蔵施設の障壁）	三 貯蔵施設の障壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。
四 第五十二条（第十四条第四号の貯蔵施設の屋根）	四 貯蔵施設の屋根の設置状況を 目視 により検査し、必要に応じ 図面 及び 記録 により検査する。
五 第五十二条（第十四条第五号の貯蔵施設の液化石油ガスが滞留しない構造）	五 貯蔵施設の液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しない構造であることを 目視 により検査し、必要に応じ 図面 及び 記録 又は 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。
六 第五十二条（第十四条第六号の貯蔵施設の消火設備）	六 貯蔵施設の消火設備の設置状況を 目視 により検査する。
備考 第五十二条に規定する基準にかかわらず、第五十五条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の規定にかかわらず、経済産業大臣が認めたものをもって完成検査の方法とする。	

供給設備（特定供給設備（バルク以外））

目視検査：赤色

証明書や記録等の確認：緑色

上記検査以外：青色

検査項目	完成検査の方法
一 第五十三条第一号イの貯蔵設備（貯槽であるものを除く。第二の項から第八の項までにおいて同じ。）から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離	一 貯蔵設備の外側から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。
二 第五十三条第一号ロの貯蔵設備の障壁	二 貯蔵設備の障壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。
三 第五十三条第一号ハの貯蔵設備から火気を取り扱う施設までの距離	三 貯蔵設備外側から火気を取り扱う施設までの距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。 なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。
四 第五十三条第一号ニの貯蔵設備の液化石油ガスが滞留しない構造	四 貯蔵設備の液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しない構造であることを 目視 により検査し、必要に応じ 図面 及び 記録 又は 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。
五 第五十三条第一号ホの貯蔵設備のさく、へい等	五 貯蔵設備のさく、へい等の設置状況を 目視 により検査する。
六 第五十三条第一号ヘの貯蔵設備の警戒標	六 貯蔵設備の警戒標の設置状況を 目視 により検査する。
七 第五十三条第一号トの貯蔵設備の消火設備	七 貯蔵設備の消火設備の設置状況を 目視 により検査する。
八 第五十三条第一号チの貯蔵設備の屋根又は遮へい板	八 貯蔵設備の屋根又は遮へい板の設置状況を 目視 により検査し、必要に応じ 図面 及び 記録 により検査する。
九 第五十三条第一号リ of 充てん容器等の転落、転倒等の衝撃及びバルブ等の損傷防止措置	九 充てん容器等の転落、転倒等の衝撃及びバルブ等の損傷防止措置を 目視 により検査し、必要に応じ 図面 及び 記録 により検査する。
十 第五十三条第一号ヌの充てん容器等の腐しよく防止措置	十 充てん容器等の腐しよく防止措置を 目視 により検査する。
十一 第五十三条第二号イの貯槽から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離	十一 貯槽の外側から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。
十二 第五十三条第二号ロの貯槽の障壁（貯槽を地盤面下に埋設したものを除く。）	十二 貯槽の障壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。
十三 第五十三条第二号ハの指定地域内の貯槽の地盤面下への埋設	十三 指定地域内の貯槽の地盤面下への埋設状況を 目視 により検査する。
十四 第五十三条第二号ニの埋設する貯槽	十四 埋設する貯槽の設置状況を 図面 及び 記録 により検査する。
十五 第五十三条第二号ホの貯槽から火気を取り扱う施設までの距離	十五 貯槽の外側から火気を取り扱う施設までの距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。 なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための施設を設けているものについては、当該施設の設置状況を 目視 及び 図面 により検査する。
十六 第五十三条第二号ヘの貯槽間の距離	十六 貯槽の外側から他の貯槽までの距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。
十七 第五十三条第二号トの貯槽のさく、へい等	十七 貯槽のさく、へい等の設置状況を 目視 により検査する。
十八 第五十三条第二号チの貯槽の朱書	十八 貯槽の周囲から朱書の状況を 目視 により検査する。
十九 第五十三条第二号リ of 貯槽の材料	十九 貯槽に使用されている材料を 図面 及び 記録 により検査する。
二十 第五十三条第二号ヌの貯槽の欠陥	二十 貯槽に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを 目視 及び 記録 により検査する。
二十一 第五十三条第二号ル of 貯槽の腐しよくを防止する措置	二十一 貯槽の腐しよくを防止する措置を 目視 及び 記録 により検査する。

供給設備（特定供給設備（バルク以外））

目視検査：赤色

証明書や記録等の確認：緑色

上記検査以外：青色

検査項目	完成検査の方法
二十二 第五十三条第二号ワの貯槽の基礎	二十二 貯槽の基礎の状況を 図面 及び 記録 により検査し、貯槽の支柱と基礎の緊結状態を 目視 により検査する。
二十三 第五十三条第二号ヰの貯槽の 耐圧試験 及び 気密試験	二十三 貯槽について、 耐圧試験 設備を用いた常用の圧力の一・五倍以上（第二種特定設備にあっては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う 耐圧試験 （その構造により液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備にあっては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又はその 記録 により検査する。また、耐圧性能の確認後の組立状態において、 気密試験 用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う 気密試験 又はその 記録 により検査する。
二十四 第五十三条第二号カの貯槽の肉厚	二十四 貯槽の肉厚を 肉厚測定用器具を用いた測定 又はその 記録 により検査する。
二十五 第五十三条第二号コの貯槽の圧力計及び安全弁	二十五 貯槽の圧力計の設置状況を 目視 により検査し、当該圧力計の精度を 圧力計精度確認用器具を用いた測定 又はその 記録 により検査する。また、安全弁の設置状況を 目視 により検査し、その機能を安全弁 作動試験 用器具を用いた 作動試験 又はその記録により検査する。
二十六 第五十三条第二号タの貯槽の安全弁の放出管	二十六 貯槽の安全弁の放出管の開口部の位置及び設置状況を 巻尺その他の測定器を用いた測定 又は 目視 により検査する。
二十七 第五十三条第二号レの貯槽の液面計等	二十七 貯槽の液面計及び止め弁の設置状況を 目視 により検査し、止め弁の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。
二十八 第五十三条第二号ソの貯槽の受入管及び供給管に設けるバルブ	二十八 貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブの設置状況を 目視 により検査する。
二十九 第五十三条第二号ツの貯槽の受入管及び供給管に設ける緊急遮断装置等	二十九 貯槽の受入管及び供給管に設けた緊急遮断装置の設置状況を 目視 により検査し、当該緊急遮断装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。
三十 第五十三条第二号ネの貯槽及びその支柱の温度上昇を防止するための措置	三十 貯槽及びその支柱について、その構造の耐熱性及び冷却用散水装置その他の冷却装置の設置状況を 目視 及び 記録 により検査し、当該冷却装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。
三十一 第五十三条第二号ナの貯槽の液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備	三十一 貯槽から漏えいした液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に設けた当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査し、当該検知警報設備の機能を 作動試験 等又はその 記録 により検査する。
三十二 第五十三条第二号ラの貯槽の静電気を除去する措置	三十二 貯槽の静電気を除去する措置の設置状況を 目視 及び 記録 により検査する。
三十三 第五十三条第二号ムの貯槽の防消火設備	三十三 貯槽に設置された防消火設備の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、その機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。
三十四 第五十三条第二号ウの貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブ等の操作に係る措置	三十四 貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブ等の開閉方向等の明示、バルブに係る受入管及び供給管の液化石油ガスの流れの方向の表示の措置の状況を 目視 又は 記録 により検査する。
三十五 第五十三条第二号エの耐震設計構造物の耐震に関する性能	三十五 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。
三十六 第五十三条第三号の液化石油ガスの供給を中断することなく容器交換できる設備	三十六 液化石油ガスの供給を中断することなく容器交換できる設備の設置状況を 目視 及び 記録 により検査する。
三十七 第五十三条第四号（第十八条第四号の貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの供給数量）	三十七 貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの最大消費数量を供給しうることを 目視 により検査し、必要に応じ 図面 又は 記録 により検査する。
三十八 第五十三条第四号（第十八条第五号のバルブ、集合装置、供給管及びガス栓の欠陥）	三十八 バルブ、集合装置、供給管及びガス栓に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを 目視 により検査する。
三十九 第五十三条第四号（第十八条第六号のバルブ、集合装置及び供給管の腐しよく防止措置）	三十九 バルブ、集合装置及び供給管の腐しよく防止措置を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。
四十 第五十三条第四号（第十八条第七号のバルブ、集合装置及び供給管の材料）	四十 バルブ、集合装置及び供給管に使用されている材料を 図面 及び 記録 により検査する。
四十一 第五十三条第四号（第十八条第八号イの充てん容器等又は貯槽と調整器の間に設置される管の 耐圧試験 ）	四十一 容器と調整器の間に設置される管について 耐圧試験 設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。

供給設備（特定供給設備（バルク以外））

目視検査：赤色

証明書や記録等の確認：緑色

上記検査以外：青色

検査項目	完成検査の方法
四十二 第五十三条第四号（第十八条第八号口の調整器とガスメーターの間に設置される管の 耐圧試験 ）	四十二 調整器とガスメーターの間に設置される管について、 耐圧試験 設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。
四十三 第五十三条第四号（第十八条第八号ハの二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管の 耐圧試験 ）	四十三 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管について、 耐圧試験 設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。
四十四 第五十三条第四号（第十八条第八号ニの容器と集合管又は調整器を接続する管の 引張試験 ）	四十四 充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管について 引張試験 設備を用いた一キロニュートン以上の力で行う 引張試験 又はその 記録 により検査する。
四十五 第五十三条第四号（第十八条第十号のバルブ、集合装置、気化装置及び供給管の 漏えい試験 ）	四十五 バルブ、集合装置、気化装置及び供給管について、 漏えい試験 設備を用いた 漏えい試験 又はその 記録 により検査する。
四十六 第五十三条第四号（第十八条第十九号イの気化装置の欠陥）	四十六 気化装置に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを 目視 及び 記録 により検査する。
四十七 第五十三条第四号（第十八条第十九号ロの気化装置の 耐圧試験 ）	四十七 気化装置について 耐圧試験 設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。
四十八 第五十三条第四号（第十八条第十九号ハの気化装置の構造）	四十八 気化装置の構造が直火で直接液化石油ガスを加熱する構造でないことを 目視 及び 図面 により検査する。
四十九 第五十三条第四号（第十八条第十九号ニの気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置）	四十九 気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置について 目視 及び 図面 により検査する。
五十 第五十三条第四号（第十八条第十九号ホの気化装置の温水部の凍結を防止する措置）	五十 気化装置の温水部の凍結防止の措置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。
五十一 第五十三条第四号（第十八条第二十号イの調整器の欠陥及び液化石油ガスへの適合）	五十一 調整器に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること及び消費する液化石油ガスに適合したものであることを 目視 により検査する。
五十二 第五十三条第四号（第十八条第二十号ロの調整器の耐圧性能及び気密性能）	五十二
	（１） 調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の高圧部について 耐圧試験 設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査し、耐圧性能の確認後の組立状態において、 気密試験 用設備を用いた一・五メガパスカル以上の圧力で行う 気密試験 又はその 記録 により検査する。
	（２） 調整器（二段式減圧用二次側のものに限る。）の高圧部について 耐圧試験 設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査し、耐圧性能の確認後の組立状態において、 気密試験 用設備を用いた〇・一五メガパスカル以上の圧力で行う 気密試験 又はその 記録 により検査する。

供給設備（特定供給設備（バルク以外））

目視検査：赤色

証明書や記録等の確認：緑色

上記検査以外：青色

検査項目	完成検査の方法
五十三 第五十三条第四号（第十八条第二十号ハの調整器の調整圧力及び閉そく圧力）	五十三
	（１） 調整器（生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は、二・三キロパスカル以上三・三キロパスカル以下であり、かつ、閉そく圧力は、三・五キロパスカル以下であることを圧力測定設備を用いた試験又はその記録により検査する。
	（２） 調整器（（１）に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであることを圧力測定設備を用いた試験又はその記録により検査する。
五十四 第五十三条第四号（第十八条第二十一号の地下室等の緊急遮断装置等）	五十四 地下室等の緊急遮断装置又はバルブの設置状況を目視又は記録により検査する。
備考 第五十三条に規定する基準にかかわらず、第五十五条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の規定にかかわらず、経済産業大臣が認めたものをもって完成検査の方法とする。	

供給設備（特定供給設備（バルク））

目視検査：赤色

証明書や記録等の確認：緑色

上記検査以外：青色

検査項目	完成検査の方法
一 第五十四条第一号（第十九条第二号ハ）のバルク容器の屋根又は遮へい板	一 バルク容器の屋根又は遮へい板の設置状況を 目視 により検査し、必要に応じ 図面 及び 記録 により検査する。
二 第五十四条第一号（第十九条第二号ニ）のバルク容器の消火設備	二 バルク容器の消火設備の設置状況を 目視 により検査する。
三 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号イのバルク容器のカップリング用液流出防止装置））	三 液取入バルブのカップリング用液流出防止装置の設置状況を 目視 により検査し、その機能を 記録 により検査する。
四 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号ロ及びハのバルク容器のガス取出バルブ及び液取出バルブのガス放出防止器又は緊急遮断装置））	四 ガス取出バルブ及び液取出バルブに取り付けたガス放出防止器又は緊急遮断装置の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、その機能を 記録 により検査する。
五 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号ニのバルク容器の均圧バルブのカップリング））	五 均圧バルブに取り付けたカップリングの設置状況を 目視 により検査し、その機能を 記録 により検査する。
六 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号ホのバルク容器の液面計））	六 バルク容器の液面計の設置状況を 目視 等により検査し、その機能を 記録 により検査する。
七 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号ヘのバルク容器の過充てん防止装置））	七 バルク容器の過充てん防止装置の設置状況を 図面 等により検査し、その機能を 記録 により検査する。
八 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号トのバルク容器のプロテクター））	八 バルク容器のプロテクターの設置状況を 目視 及び 図面 により検査する。
九 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号チのバルク容器の表示））	九 バルク容器の周囲から火気厳禁等の朱書の状況を 目視 により検査する。
十 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号リのバルク容器の緊急連絡先））	十 バルク容器の緊急連絡先の掲示状況を 目視 により検査する。
十一 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号ヌのバルク容器の腐しよくを防止する措置））	十一 バルク容器の腐しよくを防止する措置を 目視 又は 記録 により検査する。
十二 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号ルのバルク容器のスカート又はサドル等の基礎への設置））	十二 バルク容器のスカート又はサドル等を 目視 により検査する。
十三 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号ヲのバルク容器の設置方法））	十三 バルク容器の設置方法を 目視 及び 図面 により検査する。
十四 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号ワのバルク容器の自動車等車両の接触防止措置））	十四 バルク容器の自動車等車両の接触防止措置状況を 目視 及び 図面 により検査する。
十五 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第十九条第一号カのバルク容器の安全弁の放出口管等））	十五 バルク容器の安全弁の放出口管等の設置状況を 目視 等により検査する。
十六 第五十四条第一号（第五十三条第一号イのバルク容器から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離）	十六 バルク容器の外表面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限る、 目視 による検査に替えることができる。
十七 第五十四条第一号（第五十三条第一号ロのバルク容器の障壁）	十七 バルク容器の障壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。

供給設備（特定供給設備（バルク））

目視検査：赤色

証明書や記録等の確認：緑色

上記検査以外：青色

検査項目	完成検査の方法
十八 第五十四条第一号（第五十三条第一号ハのバルク容器から火気を取り扱う施設までの距離）	十八 バルク容器の外側から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。 なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。
十九 第五十四条第二号イ（第十九条第三号イのバルク貯槽の特定設備検査）	十九 バルク貯槽の規格を 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証 により検査する。
二十 第五十四条第二号ロ（１）及び（２）のバルク貯槽から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離	二十 バルク貯槽の外側から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。
二十一 第五十四条第二号ロ（１）（イ）ただし書（イ）の加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁	二十一 加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。
二十一の二 第五十四条第二号ロ（１）（イ）ただし書（ロ）、（イ）及び（３）のバルク貯槽の障壁	二十一の二 貯槽の障壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。
二十二 第五十四条第二号ロ（４）の指定地域内のバルク貯槽の地盤面下への埋設	二十二 指定地域内のバルク貯槽の地盤面下への埋設状況を 目視 により検査する。
二十三 第五十四条第二号ハのバルク貯槽から火気を取り扱う施設までの距離	二十三 バルク貯槽の外側から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。 なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該バルク貯槽と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。
二十四 第五十四条第二号ニの防火設備	二十四 バルク貯槽の防火設備の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、その機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。
二十五 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（１）のバルク貯槽の安全弁）	二十五 バルク貯槽の安全弁の設置状況を 目視 等により検査し、その機能を安全弁 作動試験 用器具を用いた 作動試験 又はその 記録 により検査する。
二十六 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（２）のバルク貯槽の液面計）	二十六 バルク貯槽の液面計の設置状況を 目視 等により検査し、その機能を 記録 により検査する。
二十七 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（３）のバルク貯槽の過充てん防止装置）	二十七 バルク貯槽の過充てん防止装置の設置状況を 図面 等により検査し、その機能を 記録 により検査する。
二十八 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（４）のバルク貯槽のカップリング用液流出防止装置）	二十八 液取入弁のカップリング用液流出防止装置の設置状況を 目視 により検査し、その機能を 記録 により検査する。
二十九 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（５）及び（６）のバルク貯槽のガス取出弁及び液取出弁のガス放出防止器又は緊急遮断装置）	二十九 ガス取出弁及び液取出弁に取り付けたガス放出防止器又は緊急遮断装置の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、その機能を 記録 により検査する。
三十 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（７）のバルク貯槽の均圧弁のカップリング）	三十 均圧弁に取り付けたカップリングの設置状況を 目視 により検査し、その機能を 記録 により検査する。
三十一 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（８）のバルク貯槽のプロテクター）	三十一 バルク貯槽のプロテクターの設置状況を 目視 及び 図面 により検査する。
三十二 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（９）のバルク貯槽の表示）	三十二 バルク貯槽の周囲から火気厳禁等の朱書の状況を 目視 により検査する。

供給設備（特定供給設備（バルク））

目視検査：赤色

証明書や記録等の確認：緑色

上記検査以外：青色

検査項目	完成検査の方法
三十三 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（１０）のバルク貯槽の緊急連絡先）	三十三 バルク貯槽の緊急連絡先の掲示状況を 目視 により検査する。
三十四 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（１１）のバルク貯槽の腐しよくを防止する措置）	三十四 バルク貯槽の腐しよくを防止する措置を 目視 又は 記録 により検査する。
三十五 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号（１２）のバルク貯槽の支柱又はサドルの取付け）	三十五 バルク貯槽の支柱又はサドルを 目視 及び 図面 により検査する。
三十六 第五十四条第一号及び第二号ホ（第十九条第四号のバルク容器、バルク貯槽及び附属機器の気密性能）	三十六 バルク容器、バルク貯槽及び附属機器について、 漏えい試験 用設備を用いた 漏えい試験 又はその 記録 により検査する。
三十七 第五十四条第一号及び第二号ホ（第十九条第五号のガス漏れ検知器及びその漏えい警報を常時監視するシステム）	三十七 バルク容器又はバルク貯槽のプロテクター内に設けたガス漏れ検知器及びその漏えい警報を常時監視するシステムの設置状況を 目視 、 図面 及びその 記録 により検査し、当該ガス漏れ検知器の機能を 作動試験 等又はその 記録 により検査する。
三十八 第五十四条第一号及び第二号ホ（第十九条第六号の液状のガスが滞留しにくい措置）	三十八 液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置の状況を 目視 及び 図面 等により検査する。
三十九 第五十四条第二号ヘ（第十九条第三号ニ（１）のバルク貯槽の設置方法）	三十九 バルク貯槽の設置方法を 目視 及び 図面 により検査する。
四十 第五十四条第二号ヘ（第十九条第三号ニ（２）のバルク貯槽の自動車等車両の接触防止措置）	四十 バルク貯槽の自動車等車両の接触防止措置状況を 目視 及び 図面 により検査する。
四十一 第五十四条第二号ヘ（第十九条第三号ニ（３）のバルク貯槽の基礎への固定方法）	四十一 バルク貯槽と基礎との固定状況を 目視 及び 図面 により検査する。
四十二 第五十四条第二号ヘ（第十九条第三号ニ（４）のバルク貯槽の接地）	四十二 バルク貯槽の接地状況を 目視 及び 図面 により検査する。
四十三 第五十四条第二号ヘ（第十九条第三号ニ（５）のバルク貯槽の安全弁の放出管等）	四十三 バルク貯槽の安全弁の放出管等の設置状況を 目視 等により検査する。
四十四 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（１）のバルク貯槽の埋設深さ）	四十四 バルク貯槽の埋設深さを 目視 及び 図面 により検査する。
四十五 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（２）のバルク貯槽の自動車等車両の乗入れ防止措置）	四十五 バルク貯槽の自動車等車両の乗入れ防止措置状況を 目視 及び 図面 により検査する。
四十六 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（３）のバルク貯槽の浮き上がり防止措置）	四十六 バルク貯槽の浮き上がり防止措置を 図面 により検査する。
四十七 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（４）のバルク貯槽の埋設に用いる土又は砂）	四十七 バルク貯槽の埋設に用いる土又は砂を 目視 等により検査する。
四十八 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（５）のバルク貯槽のガス検知用の孔あき管）	四十八 バルク貯槽のガス検知用の孔あき管の設置状況を 目視 及び 図面 により検査する。
四十九 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（６）のバルク貯槽の標識杭）	四十九 バルク貯槽の標識杭を 目視 及び 図面 により検査する。
五十 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（７）のバルク貯槽のプロテクターの断熱材）	五十 プロテクターの断熱材を 図面 により検査する。

供給設備（特定供給設備（バルク））

目視検査：赤色

証明書や記録等の確認：緑色

上記検査以外：青色

検査項目	完成検査の方法
五十一 第五十四条第三号（第十八条第四号の貯蔵設備、気化装置及び調整器の供給能力）	五十一 貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの最大消費量を供給しうることを 目視 により検査し、必要に応じ 図面 又は 記録 により検査する。
五十二 第五十四条第三号（第十八条第五号のバルブ、集合装置、供給管及びガス栓の欠陥）	五十二 バルブ、集合装置、供給管及びガス栓に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを 目視 により検査する。
五十三 第五十四条第三号（第十八条第六号のバルブ、集合装置及び供給管の腐しよく防止措置）	五十三 バルブ、集合装置及び供給管の腐しよく防止措置を 目視 、 図面 及び 記録 等により検査する。
五十四 第五十四条第三号（第十八条第七号のバルブ、集合装置及び供給管の材料）	五十四 バルブ、集合装置及び供給管に使用されている材料を 記録 又は 図面 により検査する。
五十五 第五十四条第三号（第十八条第十号のバルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験）	五十五 バルブ、集合装置、気化装置及び供給管について、 漏えい試験 設備を用いた 漏えい試験 又はその 記録 により検査する。
五十六 第五十四条第三号（第十八条第十九号イの気化装置の欠陥）	五十六 気化装置に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを 目視 及び 記録 により検査する。
五十七 第五十四条第三号（第十八条第十九号ロの気化装置の耐圧試験）	五十七 気化装置について 耐圧試験 設備を用いた二・メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。
五十八 第五十四条第三号（第十八条第十九号ハの気化装置の構造）	五十八 気化装置の構造が直火で直接液化石油ガスを加熱する構造でないことを 目視 及び 図面 により検査する。
五十九 第五十四条第三号（第十八条第十九号ニの気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置）	五十九 気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置について 目視 及び 図面 により検査する。
六十 第五十四条第三号（第十八条第十九号ホの気化装置の温水部の凍結防止措置）	六十 気化装置の温水部の凍結防止の措置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。
六十一 第五十四条第三号（第十八条第二十号イの調整器の欠陥及び液化石油ガスへの適合）	六十一 調整器に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること及び消費する液化石油ガスに適合したものであることを 目視 により検査する。
六十二 第五十四条第三号（第十八条第二十号ロの調整器の耐圧性能及び気密性能）	六十二 （１） 調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の高圧部について 耐圧試験 設備を用いた二・メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査し、耐圧性能の確認後の組立状態において、 気密試験 用設備を用いた一・五メガパスカル以上の圧力で行う 気密試験 又はその 記録 により検査する。
	（２） 調整器（二段式減圧用二次側のものに限る。）の高圧部について 耐圧試験 設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査し、耐圧性能の確認後の組立状態において、 気密試験 用設備を用いた〇・一五メガパスカル以上の圧力で行う 気密試験 又はその 記録 により検査する。
六十三 第五十四条第三号（第十八条第二十号ハの調整器の調整圧力及び閉そく圧力）	六十三 （１） 調整器（生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は、二・三キロパスカル以上三・三キロパスカル以下であり、かつ、閉そく圧力は、三・五キロパスカル以下であることを 圧力測定設備を用いた試験 又はその 記録 により検査する。
	（２） 調整器（（１）に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであることを 圧力測定設備を用いた試験 又はその 記録 により検査する。
六十四 第五十四条第三号（第十八条第二十一号の地下室等の緊急遮断装置）	六十四 地下室等の緊急遮断装置又はバルブの設置状況を 目視 又は 記録 により検査する。
六十五 第五十四条第四号イのバルク容器又はバルク貯槽と調整器との間に設置される管の耐圧試験	六十五 バルク容器又はバルク貯槽と調整器の間に設置される管について、 耐圧試験 設備を用いた二・メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。
六十六 第五十四条第四号ロの二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器との間に設置される管の耐圧試験	六十六 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管について、 耐圧試験 設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。
六十七 第五十四条第二号チ（１）の埋設するバルク貯槽	六十七 埋設するバルク貯槽の設置状況を 図面 及び 記録 により検査する。

供給設備（特定供給設備（バルク））

目視検査：赤色

証明書や記録等の確認：緑色

上記検査以外：青色

検査項目	完成検査の方法
六十八 第五十四条第二号チ（２）の貯槽間の距離	六十八 バルク貯槽の外側から他の貯槽又はバルク貯槽若しくは酸素の貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
六十九 第五十四条第二号チ（３）のバルク貯槽の基礎	六十九 バルク貯槽の基礎の状況を記録又は図面により検査し、バルク貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視及び図面により検査する。
七十 第五十四条第二号チ（４）のバルク貯槽及びその支柱の温度上昇を防止するための措置	七十 バルク貯槽及びその支柱について、その構造の耐熱性及び冷却用散水装置その他の冷却装置の設置状況を目視及び記録により検査し、当該冷却装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
七十一 第五十四条第二号チ（５）のバルク貯槽の静電気を除去する措置	七十一 バルク貯槽の静電気を除去する措置の状況を目視及び記録により検査する。
七十二 第五十四条第二号チ（６）の耐震設計構造物の耐震に関する性能	七十二 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視、図面及び記録により検査する。
備考 第五十四条に規定する基準にかかわらず、第五十五条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の規定にかかわらず、経済産業大臣が認めたものをもって完成検査の方法とする。	

③供給設備（特定供給設備以外）及び消費設備に係る検査一覧（準用規定を除く）

太字：検査項目の主な対象

目視検査：赤色

目視検査以外：青色

検査項目		検査方法
容器、貯槽	第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。	
	第一号 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。	
	イ 充てん容器等（内容積が二十リットル以上のものに限る。以下イにおいて同じ。）には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある 火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと 。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充てん容器等及びこれらの附属品から 漏えいした液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置 を講じたときは、屋内に置くことができる。	目視
	ロ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による 腐しよくを防止する措置 を講ずること。	目視
	ハ 充てん容器等は、常に 温度四十度以下 に保つこと。	目視
	ニ 充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。以下ニにおいて同じ。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の 損傷を防止する措置 を講ずるとともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が 浸水によって流されることを防止する措置 を講ずること。	目視
	第二号 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）は、次に定める基準に適合すること。	
	ロ 貯蔵設備は、その外面から 火気 （当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ロにおいて同じ。）を 取り扱う施設 に対し五メートル以上の距離を有し、又は当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に当該貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に 流動することを防止するための措置 を講ずること。	目視
	チ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の 損傷を防止する措置 を講ずること。	目視
	リ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による 腐しよくを防止する措置 を講ずること。	目視
	第三号 貯槽（貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。	
	ニ 貯槽は、その外面から 火気 （当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下ニにおいて同じ。）を 取り扱う施設 に対し、五メートル以上の距離を有し、又は当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に 流動することを防止するための措置 を講ずること。	目視
	チ 貯槽には、使用上支障のある腐しよく、割れ等の 欠陥 がないものであること。	目視
	リ 貯槽には、 腐しよくを防止する措置 を講ずること。	目視
	ヌ 貯槽の基礎は、不同沈下等により当該貯槽に 有害なひずみ が生じないようなものであること。	目視
	ワ 貯槽には、告示で定めるところにより、 圧力計 を設け、かつ、当該貯槽内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる 安全弁 を設けること。	目視、石鹸水又は検知液
	カ ワの規定により設けた安全弁には、 放油管 を設けること。この場合において、放油管の開口部の位置は、周囲に着火源等のない安全な位置であって、地盤面から五メートルの高さ又は貯槽の頂部から二メートルの高さの いずれか高い位置以上の高さ であること。	目視、巻き尺その他の測定器を用いた測定
	ヨ 貯槽には、 液面計 （丸形ガラス管液面計を除く。）を設けること。この場合において、ガラス管液面計を使用するときは、当該ガラス管液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽とガラス管液面計とを接続する管には、自動式及び手動式の 止め弁 を設けること。	目視
	タ 貯槽に取り付けられた受入管（液化石油ガスを受け入れるための管をいい、当該管と貯槽との接続部を含む。以下タにおいて同じ。）及び供給管（当該管と貯槽との接続部を含む。以下タにおいて同じ。）には、二以上の バルブ を設け、当該二以上のバルブの一は、当該貯槽の直近に設けること。この場合において、当該貯槽の直近に設けたバルブは、液化石油ガスを送り出し又は受け入れるとき以外のときは、閉止しておくこと。	目視、作動検査
	レ 地盤面に設置する貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により 耐熱性の構造 とし、又は当該貯槽及びその支柱にその外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置その他の有効な 冷却装置 を設けること。	目視
	ソ 貯槽（販売所内に設置されているものに限る。）から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所には、当該液化石油ガスの 漏えいを検知し、かつ、警報するための設備 を設けること。	目視、作動検査
	ツ 貯槽には、当該貯槽に生ずる 静電気を除去する措置 を講ずること。	目視、接地抵抗測定
	ネ 貯槽には、 消火設備 を設けること。	目視
	ナ 受入管及び供給管に設けたバルブ（操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等。以下ナにおいて同じ。）には、次の（１）及び（２）に掲げる基準により、作業員が当該 バルブを適切に操作することができるような措置 を講ずること。	目視、作動検査
	（１）バルブには、当該バルブの 開閉方向 （操作することにより当該バルブに係る貯槽に保安上重大な影響を与えるバルブにあっては、当該バルブの開閉状態を含む。）を 明示 すること。 （２）バルブ（操作ボタン等により開閉するものを除く。）に係る受入管及び供給管には、当該バルブに近接する部分に、容易に識別することができる方法により、当該管内の液化石油ガスの 流れの方向を表示 すること。	
	第五号 バルブ、集合装置、供給管及びガス栓は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の 欠陥 がないものであること。 ※容器と調整器の間の部分に限る	目視
	第二十一号 地下室、地下街その他の地下であって液化石油ガスが充滿するおそれがある場所のうち告示で定めるもの（以下「地下室等」という。）に係る供給管（貯蔵能力が三百キログラム以上の貯蔵設備に接続されたものに限る。）には、当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において、直ちに液化石油ガスの供給を停止することができる 緊急遮断装置 を、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接して設けること。ただし、告示で定める地下室等において、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した一のバルブによって液化石油ガスの供給を停止することができる場合は、この限りでない。	作動検査

検査項目		検査方法
第十九条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。		
バルク容器、バルク貯槽	第一号 バルク容器（貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。	
	イ 告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入バルブを設けること。	目視
	ニ 均圧バルブを設ける場合の当該均圧バルブは、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けたものとする。	目視
	ホ 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。	目視
	ト イからへに掲げる機器は、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、ホ又はへに掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。 参考（第一九条第一号ロ）：ロ 告示で定めるところにより ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出バルブを設けること。ただし 告示で定めるところにより 地震による震動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は この限りでない。 参考（第一九条第一号ハ）：ハ 液取出バルブを設ける場合の当該液取出バルブは 告示で定めるところにより ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたものとする。ただし 当該液取出バルブを供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は この限りでない。 参考（第一九条第一号ヘ）：ヘ 告示で定めるところにより 過充てん防止装置を設けること。	目視
	又 バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しよくを防止する措置を講ずること。	目視
	カ 安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。	目視
	ヨ バルク容器は、その外面から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。	目視
	タ バルク容器は、常に温度四十度以下に保つこと。	目視
	第二号 バルク容器（貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。	
	ロ バルク容器は、その外面から火気（当該バルク容器に附属する気化装置内のものを除く。以下ロにおいて同じ。）を取り扱う施設に対し五メートル以上の距離を有し、又は当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に当該バルク容器から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。	目視
	ニ バルク容器には、消火設備を設けること。	目視
	第三号 バルク貯槽（貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に掲げる基準に適合すること。	
	ハ 次に定める基準に適合すること。	
	（１） 告示で定めるところにより、内部の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。	目視、石鹼水又は検知液
	（２） 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。	目視
	（４） 告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入弁を設けること。	目視
	（７） 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けたものとする。	目視
	（８） （１）から（７）までに掲げる機器（以下「附属機器」という。）は、告示で定めるところにより、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、（２）又は（３）に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。 参考（第一九条第三号（３））：（３） 告示で定めるところにより 過充てん防止装置を設けること。 参考（第一九条第三号（５））：（５） 告示で定めるところにより ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁を設けること。ただし 告示で定めるところにより 地震による震動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は この限りでない。 参考（第一九条第三号（６））：（６） 告示で定めるところにより ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁を設けること。ただし 当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は この限りでない。	目視
	（１１） バルク貯槽には、告示で定めるところにより、腐しよくを防止する措置を講ずること。	目視
	ニ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、次に定める基準に適合すること。	
	（４） 告示で定めるところにより、大地と電氣的に接続すること。	目視
	（５） 第三号ハ（１）の規定により設けた安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。	
	ヘ バルク貯槽は、その外面から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。	目視
第四号 バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。		石鹼水又は検知液

検査項目		検査方法
第四十四条 法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。		
消費設備	第一号 次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。	
	ラ 末端ガス栓は、告示で定める燃焼器の区分に応じ、告示で定める方法により、燃焼器と接続されていること。ただし、告示で定めるところにより、燃焼器と接続されないで設置されている場合は、この限りでない。※地下室に係る部分に限る	目視
	第二号 第十六条第十三号ただし書の規定により質量により液化石油ガスを販売する場合における消費設備は、次のイ又はロに定める基準に適合すること。	
	イ ロに掲げる消費設備以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。	
	(3) 調整器と燃焼器の間の配管その他の設備は、当該燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。 (i) 生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、二・〇キロパスカル以上三・三キロパスカル以下 (i i) (i) 以外のものにあつては、使用する燃焼器に適合した圧力	圧力測定（自記圧力計等）
	(5) 気化装置は、第十八条第十号（気化装置に係る部分に限る。）に適合すること。 参考（第十八条第十号）：ナ パルプ 集合装置 気化装置及び供給管は 漏えい試験に合格するものであること。	石鹼水又は検知器
	(6) 調整器は、第十八条第二十号イ及びハの基準に適合すること。 参考（第十八条第二十号イ）：イ 調整器は 使用上支障のある腐しよく 割れ ねじのゆるみ等の欠陥がなく かつ 消費する液化石油ガスに適合したものであること。 参考（第十八条第二十号ハ）：ハ 調整器（二段式減圧用一次側のものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は 次に定める基準に適合すること。 (1) 調整器（生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は 二・三キロパスカル以上三・三キロパスカル以下であり かつ 閉そく圧力は 三・五キロパスカル以下であること。 (2) 調整器（（1）に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は 使用する燃焼器に適合したものであること。	目視、圧力測定（自記圧力計等）
	(7) 配管は、前号ロ、への基準に適合すること。 参考（第四十四条第一号ロ）：ロ 配管には 腐しよくを防止する措置を講ずること。 参考（第四十四条第一号ヘ）：ヘ 配管は 漏えい試験に合格するものであること。	目視、圧力測定（自記圧力計等）、石鹼水又は検知器
	(9) 燃焼器は、前号ヨ、ツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）、ネ（2）及び（3）並びにムの基準に適合すること。 参考（第四十四条第一号ヨ）：ヨ 次に掲げる燃焼器（屋内に設置するものに限り 密閉式のものを除く。）には 当該燃焼器に接続して排気筒が設けられていること。ただし 当該燃焼器の構造上その他の理由によりこれによることが困難な場合において 当該燃焼器の排気のための排気フードが設けられているときは この限りでない。 (1) ガス湯沸器（暖房兼用のものを含む ガス瞬間湯沸器にあっては液化石油ガスの消費量が十二キロワットを超えるもの。その他のものにあっては液化石油ガスの消費量が七キロワットを超えるもの） (2) ガスパナ―付きふろがま及びその他のふろがまでガスバーナーを使用することができる構造のもの（以下「ガスふろがま」という。） 参考（第四十四条第一号ツ）：ツ ガス湯沸器（暖房兼用のものを含む ガス瞬間湯沸器にあっては液化石油ガスの消費量が十二キロワット以下のもの。その他のものにあっては液化石油ガスの消費量が七キロワット以下のもの）は 換気扇又は有効な給排気のための開口部が設けられた室に設置されていること。ただし 排気フードが設けられているもの並びに排気筒が設けられているものであつて タからソまでの基準に適合するものを除く。 参考（第四十四条第一号ネ（2）及び（3））：ネ 屋内に設置されているガス湯沸器（暖房兼用のものを含む。）及びガスふろがまであつて 密閉式のものは 次に定める基準に適合すること。 (2) 給排気部が外壁を貫通する箇所は 当該給排気部と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。 (3) 給排気部の先端は 屋外に出ていること。 参考（第四十四条第一号ム）：ム 強制排気式の燃焼器であつて告示で定めるものは ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。	目視
	(10) 燃焼器の排気筒は、前号タ（（1）（i）から（i v）まで及びナ（排気筒に係る部分に限る。）の基準に適合すること。 参考（第四十四条第一号タ（（1）（i）から（i v）））：（1）自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものを除く。）は 次に定める基準に適合すること。 (i) 排気筒の材料は 金属 その他の不燃性のものであること。 (i i) 排気筒には 当該燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器に近接した箇所に逆風止めが取り付けられていること。ただし 当該燃焼器に逆風止めが取り付けられている場合は この限りでない。 (i i i) 排気筒の有効断面積は 当該燃焼器の排気部との接続部の有効断面積より小さくないこと。 (i v) 排気筒の先端は 屋外に出ていること。 参考（第四十四条第一号ナ）：ナ 屋外に設置する燃焼器の排気筒又はその給排気部は 次に定める基準に適合すること。 (1) 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものを除く。）であつて 屋内に設置する部分を有するものは タ（1）（i v）の基準に適合し かつ 屋内に設置される当該部分は タ（1）（i）（v i i i）（i x）（燃焼器に係る部分を除く。）（x）及び（x i）の基準に適合すること。 (2) 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものに限る。）及び強制排気式の燃焼器の排気筒であつて 屋内に設置する部分を有するものは タ（1）（i v）（v）（障害物に係る部分に限る。）及び（v i）（鳥 落葉 雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）の基準に適合し かつ 屋内に設置される当該部分は タ（1）（i）（v i i i）（x）及び（x i）並びにタ（2）（i i）及び（i i i）の基準に適合すること。 (3) 給排気部であつて 屋内に設置する部分を有するものは ネ（2）から（5）まで及び（10）の基準に適合し かつ 屋内に設置される当該部分は ネ（1）及び（6）から（9）までの基準に適合すること。	目視
	(13) その他前号イ（配管及びガス栓に係る部分に限る。）及びヌの基準に適合すること。 参考（第四十四条第一号イ）：イ 配管 ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管は 使用上支障のある腐しよく 割れ等の欠陥がないものであること。 参考（第四十四条第一号ヌ）：ヌ 電源により操作される気化装置により発生する液化石油ガスが通る配管には 手動復帰式自動ガス遮断器を設けること。ただし 停電の際に自動的に作動する自家発電機その他操作用電源が停止したとき液化石油ガスの供給を維持するための装置が設けられている場合は この限りでない。	目視
	ロ 内容積が二十リットル以下の容器に係る消費設備、内容積が二十リットルを超え二十五リットル以下の容器であつて、カップリング付容器用弁を有するものに係る消費設備（容器が硬質管に接続されている場合を除く。）又は屋外において移動して使用される消費設備は、次に定める基準に適合すること。	
	(3) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。 参考（第四十四条第一号ワ）：ワ 燃焼器は、消費する液化石油ガスに適合したものであること。	目視

バルク関係のみに係る検査

目視検査：赤色

目視検査以外：青色

検査項目及び検査方法	
バルク告示第1条 第1項第2号イ	二 バルク貯槽の検査は、次のイからハまでに定めるところにより行うこと。 イ 外観検査 (1) 目視検査により、バルク貯槽の外面及び内面について腐食、割れ、傷、変形等の欠陥がないことを確認すること。ただし、内面については、検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査の日以降気密性を保持し、かつ、経過年数が三十五年以下のものについては、この限りでない。 (2) 非破壊検査により、バルク貯槽の外面または内面について割れ、傷等の欠陥がないことを確認すること。ただし、非破壊検査による確認を経て検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査の日から起算して十五年以内であり、かつ、経過年数が三十五年以下のものについては、(1)の目視検査を行いその外面について欠陥がないことが確認された場合は、この限りでない。 (3) バルク貯槽の鋼板の厚さを測定し、最小厚さ以上の厚さを有していることを確認すること。
バルク告示第1条 第2項第2号イ	二 附属機器等の検査は、次のイからハまでに定めるところにより行うこと。 イ 外観検査 (1) 附属機器等を分解し、目視及び非破壊検査により、附属機器等の外面について腐食、割れ、傷、変形等の欠陥がないことを確認すること。 (2) 附属機器等の耐圧部分の厚さを測定し、最小厚さ以上の厚さを有していることを確認すること。

※バルク告示：バルク供給および充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示

その他設備本体での各検査に係る意見募集結果

検査方法	意見募集結果		対応適切と意見のあった項目のヒアリング結果		結果	左記理由
	デジタル原則対応検査への対応不適切	デジタル原則対応検査への対応適切	技術面	費用面（技術面で可となったもののみ）		
3-1 設備内部の検査						
3-1-1 耐圧試験	・現地にいかねばフランジ蓋等の施工や加圧ができない。 ・常用圧力以上の加圧操作は加圧ポンプの操作が必要であり、遠隔では難しい為。	・なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-2 気密試験						
3-1-2-1 充てん設備に係る気密試験	・圧力をかけて気密を確認するのに人の手が必要。	・なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-2-1 貯槽、バルク貯槽に係る気密試験	・圧力をかけて気密を確認するのに人の手が必要。	・なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-2-2 充てん設備、貯槽、バルク貯槽以外に係る気密試験	・カニ泡りク程度の漏れの検知など、発砲液による検知と同等レベルを維持できるかと、判定までの保持時間を長くする場合の温度変化による影響等が課題 ・常用圧力以上の加圧操作は加圧ポンプの操作が必要、	・なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-3 作動試験						
3-1-3-1 充てん設備の緊急遮断装置	・ホースや収納ボックス操作、車両の動作操作確認が現地でしかできない。また、容易に操作できないといけなことが確認できない。 ・遮断状況や通信状況等が遠隔で確認ができない。又は、現地作業者が容易に確認できることが確認できないといけな。	・なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-3-2 誤発進防止装置	・テストモードは模擬入力による遮断装置等の作動部の検査は行える一方、実際のセンサー等作動と遮断装置との検査が行えないため不可能。				現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-3-3 緊急停止スイッチ					現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-3-4 充てんを自動的に停止する装置					現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-3-5 安全継手					現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-3-6 漏えい検知警報設備	・使用ガスの確認、試験時間などを立ち会って確認するため現場に行くことが必要 ・指定の検知ガス濃度でセンサが動作するかは実機検査必要	・なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-3-7 貯槽の配管に設けたバルブ	・実際に動く様子を確認する必要があると目視での確認が必要。	・駆動装置を有するバルブの開閉についてはバルブ後に流量センサを設置することで遠隔で検査可能。バルブ閉止後に漏洩がある場合は警報することで保安代替する。開閉状態を示すシグナルランプなどで確認している場合は、同様に状態を通信で確認することも可能。	・左記方法で技術的に可能。	・バルブにアクチュエータ等を設置し、自動で動作させ、その信号を受信する機器を設置するとアクチュエータ付き小口径バルブ100万円程度＋制御配線工事費が必要となる。一方、現場作業の場合は移動時間を除けば、1箇所当たり数分で終了し、個数にもよるがそれほど時間がかららないため、コストが見合わない。 ・開閉確認用スイッチを設置し、通信により情報伝達を行う方法もあるが、それでも数万円程度である。	現状ではデジタル原則対応検査不適切	技術的には可能だが、現状の費用面と同等程度にはならないため。
3-1-3-8 緊急遮断装置		・バルブの後に流量センサを設置することで、遠隔で検査可能。バルブ駆動後に漏洩がある場合は警報することで保安代替する。 ・作動時間については性能表で代替。またはバルブ駆動から閉止確定までの時間計測する装置を開発する。開閉状態を示すシグナルランプなどで確認している場合は、同様に状態を通信で確認することも可能。 ・アクチュエータを遠隔で駆動させ、開閉動作をカメラで確認。カメラで動作時間も測定できれば可能。			現状ではデジタル原則対応検査不適切	技術的には可能だが、現状の費用面と同等程度にはならないため。
3-1-3-9 冷却装置の機能、防消火設備		・貯槽に温度センサ装着し、散水後の温度計測を遠隔で行う。 ・散水状態はカメラ等での監視により可能。	・判定基準が定性的であることから、現状ではデジタル原則対応検査に不適切。 ・カメラの設置においても複数の方向から確認する必要があり、またその散水が適切に行われているかは判定者による部分があることから、現状ではデジタル原則対応検査とするのは不適切と考える。		現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が行かないで行う検査の可能性が示唆されたものの、技術面で課題があるため。
3-1-3-10 安全弁	・現場でないと作業ができない。	なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-3-11 ガラス液面計の止め弁	・現場でないと作業ができない。	なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-4 引張試験	・引っ張り操作は人が必要であるため。	なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-1-5 圧力測定設備を用いた試験	・マイコンメーターを使用した方法以外は現場でないと作業ができないため不可。	・マイコンメーターを使用した方法以外なし（圧力検知器を設置するという方法は、マイコンメーターの使用に内包される）			現状ではデジタル原則対応検査不適切（既に対応されている方法あり）	マイコンメーターによるデジタル原則対応検査又はその類似方法以外で人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。

検査方法	意見募集結果		対応適切と意見のあった項目のヒアリング結果		結果	左記理由
	デジタル原則対応検査への対応不適切	デジタル原則対応検査への対応適切	技術面	費用面（技術面で可となったもののみ）		
3-2 設備外部からの検査 3-2-1 漏えい試験（検知液又は検知器を使用した測定）						
3-2-1-1 充てん設備に係る漏えい試験	・現地でないと作業ができないため。	・石鹸水または検知液を用いた漏えい検査に関しては、天然ガス設備等の効率的な点検のため、米国に於いては一定の性能基準を満たしたOGI（Optical Gas Imager：ガス可視化カメラ）の使用が0000aおよびAppendix-Kにおいて認められている。これにより、遠隔からの効率的な点検と、実際に撮影したデータがエビデンスとして記録も可能となる。現状の石鹸水または検知液で泡が出たかどうかの確認は目視の結果だけであり後から第三者が確認可能なエビデンスが残らないので、証拠能力として現状の方法よりも改善されようとする。 ・同規格を準拠する形で、カナダも追従済み。欧州も2025年から適用の予定で動いているとの情報がある。	・左記方法で技術的に可能。なお、漏れ量の許容範囲を満たす精度である必要がある。	・コスト的に見合わないことが想定される。継手部の数や設備の大きさにもよるが、実動であれば1時間ほど（移動時間含まない）で終わる。 ・現在でも高圧法の設備で実験的に行われている場合がある。ただ、試験導入であり、カメラだけで検査していない。なお、カメラは高価（ポータブルのもので200万円程度）と聞いており、人が行ったほうが安価。 ・費用は検査時間1時間と往復時間で、合計でも3～4時間。	現状ではデジタル原則対応検査不適切	技術的には可能だが、現状の費用面と同等程度にはならないため。
3-2-1-2 3-2-1-1以外に係る漏えい試験			・露出部は可能だが、埋設部、隠ぺい部がある場合は不可能。 ・露出部のみ場合は一般家庭が多く、特に検査回数が多いのは容器と調整器の間の接続確認。	容器と調整器の間の接続確認は1本あたり数分で終了する。一般家庭の露出部のみの場合、本数は多くとも4本程度と推定される。	現状ではデジタル原則対応検査不適切	技術的には可能だが、現状の費用面と同等程度にはならないため。
3-2-2 沈下状況測定	・前回との計測値に比較となるので測定点の確認、光学機器の取扱いが発生するので実際には無理ではないか。	・沈下計、傾斜計のセンサーデータ・警報を通信により常時監視する。	・左記方法で技術的に可能。	・ベンチマークを含めても1箇所15分程度で終わる。	現状ではデジタル原則対応検査不適切	技術的には可能だが、現状の費用面と同等程度にはならないため。
3-2-3 接地抵抗測定	・接地は実際の抵抗値測定と端子類の状況確認が必要。	・接地抵抗計のセンサーデータ・警報を通信により常時監視する。		・1箇所5分程度で終わる。	現状ではデジタル原則対応検査不適切	技術的には可能だが、現状の費用面と同等程度にはならないため。
3-2-4 非破壊検査設備による検査	・無人化は難しい。現地で資格者による作業（磁粉の塗布、現像剤の塗布など）及び検査が必要。	なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-2-5 巻き尺その他の測定器を用いた測定						
3-2-5-1 巻き尺等を用いた距離又は高さに係る測定	・現地に赴かないと環境の変化を確認することができない。 ・第二種保安距離等に距離が微妙な場合には、実測が必要となり無人化は難しい。	・保安物件との距離について、地図ソフト上での確認を可能にできれば現地での確認が不要なケースも出てくる可能性がある ・設置箇所の写真または3Dスキャンデータから距離を測定する ・定期検査時は、完成検査時の映像、画像等周囲の構造物に変化がない、等の方法 ・明らかに距離が取れているものが住宅地図等で確認できる場合には、判定をカメラ等で判定する事により合理化は可能。	・左記方法で技術的に可能。なお、カメラでは距離が必要な物件の種類かどうか分からず、調査のために現地に行かないといけない場合があることから、監視だけでは対応できない場合もある。 ・現状も地図上で確認しており、また事業所内で保安距離を取ることを前提にしている部分がある ・消費者宅の場合、カメラ等の監視がどの程度しっかり運用できるかは不明。	・（完成検査、保安検査について）人が行けば短時間で終了する。また、常時カメラを設置して確認しなければならぬほど周辺状況が急速に変化することはない。 ・（保安業務について）デジタル化可能だが、常時監視のために設備投資等するくらいであれば、容器交換等で必ず行かないといけない内容であるため、実測の方が早い。	デジタル原則対応検査適切	現状の費用と同等程度の可能性が示唆されたため。
3-2-5-2 巻き尺等を用いた距離又は高さ以外に係る測定	・当該検査はあくまで目視に追加が必要な場合に巻き尺等を用いて検査する規定であり、目視検査において距離又は高さ以外に判定基準が定性的であることから遠隔での情報取得が適切でないとするのであれば、巻き尺等その他の測定器を用いた測定においても同様に考えるべきではないか。	なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-2-6 肉厚測定	・測定ポイントが多数のためセンサ設置が困難。 ・塗膜や汚れ等の付着物除去も兼ねているので人の手は必要。	なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-3 附属設備の検査						
3-3-1 温度計精度確認用器具を用いた測定	・取り外して作業する必要があるため不可能。	なし			現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。
3-3-2 圧力計精度確認用器具を用いた測定					現状ではデジタル原則対応検査不適切	人が現場に行かないで行う検査の方法が想定できないため。

充てん設備の完成検査及び保安検査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照)	結果
法第37条の6	充てん事業者は、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その許可をした都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、協会又は高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の指定保安検査機関（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届けた場合は、この限りでない。	対象外	現状では見直しなし
	2 前項の保安検査は、充てん設備が第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。	対象外	現状では見直しなし
	3 協会又は指定保安検査機関は、第一項ただし書の保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。	対象外	現状では見直しなし
	4 第一項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。	対象外	現状では見直しなし
規則第81条第1項	法第三十七条の六第一項本文の規定により都道府県知事が行う保安検査は、一年に一回受けるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回受けるものとする。	対象外	現状では見直しなし
規則別表第4	検査項目	完成検査及び保安検査の方法	
	一 第六十四条第一項第一号の充てん設備の貯蔵設備	一 充てん設備に設けた容器の規格を 刻印又は標章 により検査する。	2-2 現状では見直しなし
	二 第六十四条第一項第二号の液化石油ガスの通る部分の 耐圧試験	二 液化石油ガスの通る部分について、 耐圧試験 用設備を用いた常用の圧力の一・五倍以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
		ただし、保安検査においては、当該部分を 目視 及び 非破壊検査 設備による検査又はその 記録 により欠陥の有無を確認し、その結果、割れ、きず、腐食等の欠陥がないか、又は欠陥があってもグラインダー加工のみで措置できる軽微なものであって、当該欠陥の補修部の 非破壊検査 設備による検査で異常のないことが確認された場合は、この限りでない。	1-2, 2-1, 3-2-4 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	三 第六十四条第一項第三号の液化石油ガスの通る部分の 気密試験	三 液化石油ガスの通る部分について、耐圧性能の確認後の組立状態において、 気密試験 用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う 気密試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-2-1 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
		ただし、保安検査においては、運転状態若しくは運転を停止した状態又は 耐圧試験 の確認後の組立状態において、 気密試験 用設備による常用の圧力以上の圧力で行う 気密試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-2-1-1 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	四 第六十四条第一項第四号の液化石油ガスの通る部分の肉厚	四 液化石油ガスの通る部分の肉厚を 非破壊検査設備等肉厚測定用器具を用いた測定 又はその 記録 により検査する。ただし、保安検査における肉厚測定は、条件の異なる場所ごとに最も肉厚の減少しやすい箇所について数点以上行う。	2-1, 3-2-6 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	五 第六十四条第一項第五号のポンプ又は圧縮機のスイッチ	五 充てんのためのポンプ又は圧縮機は遠隔操作ができるものであることを 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2 現状では見直しなし
	六 第六十四条第一項第六号のポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機	六 充てんのためのポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機は、火花を発生しない機構であることを 図面 等により検査する。	2-2 現状では見直しなし
	七 第六十四条第一項第七号の充てん設備の充てんホース	七 充てんホースの設置状況を 目視 により検査し、当該充てんホースの規格を 記録 等により検査する。	1-2, 2-1 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	八 第六十四条第一項第八号の充てん設備の安全継手	八 充てんホースの先端から安全継手までの距離を 巻尺その他の測定器具を用いた測定 により検査し、当該安全継手の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-3-5, 3-2-5-1 「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	九 第六十四条第一項第九号の充てん設備のカップリング用液流出防止装置	九 カップリング用液流出防止装置の設置状況を 目視 により検査し、当該カップリング用液流出防止装置の機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	十 第六十四条第一項第十号の充てん設備の均圧ホース、安全継手及びカップリング	十 均圧ホース及びカップリングの設置状況を 目視 により検査し、当該均圧ホースの規格及び当該カップリングの機能を 記録 等により検査する。	1-2, 2-1 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
		また、均圧ホースの先端から安全継手までの距離を 巻尺その他の測定器具を用いた測定 により検査し、当該安全継手の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-3-5, 3-2-5-1 「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	十一 第六十四条第一項第十一号及び第十二号の充てん設備の緊急遮断装置	十一 充てん設備の容器及び配管に設けた緊急遮断装置の設置状況を 目視 又は 図面 により検査し、当該緊急遮断装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-1-3-1 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	十二 第六十四条第一項第十三号の充てん設備の液面計	十二 充てん設備の容器に設けた液面計の設置状況を 目視 等により検査する。	1-2 現状では見直しなし
	十三 第六十四条第一項第十四号の充てん設備の温度計	十三 充てん設備の容器に設けた温度計の設置状況を 目視 等により検査し、当該温度計の精度を 温度計精度確認用器具を用いた測定 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 3-3-1 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	十四 第六十四条第一項第十五号の充てん設備の圧力計	十四 充てん設備の液化石油ガスの通る部分に設けた圧力計の設置状況を 目視 等により検査し、当該圧力計の精度を 圧力計精度確認用器具を用いた測定 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 3-3-2 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	十五 第六十四条第一項第十六号の充てん設備の誤発進防止装置	十五 誤発進防止装置の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、当該誤発進防止装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-1-3-2 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	十六 第六十四条第一項第十七号の充てん設備の緊急停止スイッチ	十六 緊急停止スイッチの設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、当該緊急停止スイッチの機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-1-3-3 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	十七 第六十四条第一項第十八号の充てんを自動的に停止する装置	十七 充てんを自動的に停止する装置の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、当該充てんを自動的に停止する装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-1-3-4 現状では見直しなし
	十八 第六十四条第一項第十九号の充てん設備の使用の本拠の所在地		
	イ 第十四条第一号の警戒標	イ 充てん設備の使用の本拠の所在地の警戒標の設置状況を 目視 により検査する。ただし、保安検査においては、警戒標の設置状況及び維持管理状況を 目視 により検査する。	1-2 現状では見直しなし
	ロ 第十四条第二号の第一種施設距離及び第二種施設距離	ロ 充てん設備の使用の本拠の所在地の外周から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器具を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	1-1, 3-2-5-1 「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更 「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	ハ 第十四条第三号の障壁	ハ 充てん設備の使用の本拠の所在地の障壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。ただし、保安検査においては、障壁の設置状況及び維持管理状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更

充てん設備の完成検査及び保安検査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照)	結果
法第37条の6	充てん事業者は、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その許可をした都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、協会又は高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の指定保安検査機関（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。	対象外	現状では見直しなし
	2 前項の保安検査は、充てん設備が第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。	対象外	現状では見直しなし
	3 協会又は指定保安検査機関は、第一項ただし書の保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。	対象外	現状では見直しなし
	4 第一項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。	対象外	現状では見直しなし
規則第81条第1項	法第三十七条の六第一項本文の規定により都道府県知事が行う保安検査は、一年に一回受けるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回受けるものとする。	対象外	現状では見直しなし
	検査項目	完成検査及び保安検査の方法	
	二 第十四条第五号の液化石油ガスが滞留しない構造	二 充てん設備の使用の本拠の所在地の液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しない構造であることを 目視 により検査し、必要に応じ 図面 及び 記録 又は 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-2-5-2 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	十九 第六十四条第二項の充てん設備	十九 液化石油ガス保安規則第三十二条第二項に規定する 完成検査合格証 により確認する。ただし、保安検査においては、液化石油ガス保安規則第八十条に規定する方法（製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合に限る。）による。	2-2 現状では見直しなし
	備考 第六十四条に規定する基準にかかわらず、第七十三条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査又は保安検査の方法については、この表の規定にかかわらず、経済産業大臣が認めたものをもって完成検査又は保安検査の方法とする。		

定期供給設備点検及び定期消費設備調査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照) ※	結果
第36条第1項第1号イ(1)	(1) 第十八条第一号、第二号ロ、チ及びリ、第三号ニ及びナ、第五号(容器と調整器の間の部分に限る。)及び第二十号イに掲げる基準に関する事項	供給開始時及び充てん容器等の交換時 (充てん容器等の交換が毎月一回以上行われる場合にあっては毎月一回以上)	対象外 現状では見直しなし
関係条文	イ 充てん容器等(内容積が二十リットル以上のものに限る。以下イにおいて同じ。)には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合(告示で定める場合に限る。)において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏えいした液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。	1-1, 1-2	検査方法を定める場合、距離の確認については目視(遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。)とすることができる可能性が示唆された。
	ロ 充てん容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ハ 充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ニ 充てん容器等(内容積が五リットル以下のものを除く。以下ニにおいて同じ。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ロ 貯蔵設備は、その外面から火気(当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ロにおいて同じ。)を取り扱う施設に対し五メートル以上の距離を有し、又は当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に当該貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。	1-1, 1-2	検査方法を定める場合、距離の確認については目視(遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。)とすることができることが示唆された。
	チ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	リ 充てん容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ニ 貯槽は、その外面から火気(当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下ニにおいて同じ。)を取り扱う施設に対し、五メートル以上の距離を有し、又は当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。	1-1, 1-2	検査方法を定める場合、距離の確認については目視(遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。)とすることができることが示唆された。
	ナ 受入管及び供給管に設けたバルブ(操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等。以下ナにおいて同じ。)には、次の(1)及び(2)に掲げる基準により、作業員が当該バルブを適切に操作することができるような措置を講ずること。 (1) バルブには、当該バルブの開閉方向(操作することにより当該バルブに係る貯槽に保安上重大な影響を与えるバルブにあっては、当該バルブの開閉状態を含む。)を明示すること。 (2) バルブ(操作ボタン等により開閉するものを除く。)に係る受入管及び供給管には、当該バルブに近接する部分に、容易に識別することができる方法により、当該管内の液化石油ガスの流れの方向を表示すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	五 バルブ、集合装置、供給管及びガス栓は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
第36条第1項第1号イ(2)	(2) 第十八条第三号チ、第十号(地下室等に係る供給管(ポリエチレン管を使用しているものを除く。))の部分及び垂鉛めっきを施した供給管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。)であって地盤面に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。)に限る。)及び第二十一号に掲げる基準に関する事項	供給開始時及び一年に一回以上	対象外 現状では見直しなし
	チ 貯槽には、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること。		1-2 検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
関係条文(準用を除く)	二十一 地下室、地下街その他の地下であって液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち告示で定めるもの(以下「地下室等」という。)に係る供給管(貯蔵能力が三百キログラム以上の貯蔵設備に接続されたものに限る。)には、当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において、直ちに液化石油ガスの供給を停止することができる緊急遮断装置を、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接して設けること。ただし、告示で定める地下室等においては、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した一のバルブによって液化石油ガスの供給を停止することができる場合は、この限りでない。		3-1-3-8 検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
第36条第1項第1号イ(3)	(3) 第十八条第三号リ、ヌ、ワからネまでに掲げる基準に関する事項	供給開始時及び二年に一回以上	対象外 現状では見直しなし
関係条文(準用を除く)	リ 貯槽には、腐しよくを防止する措置を講ずること。		1-2 検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ヌ 貯槽の基礎は、不同沈下等により当該貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。		1-2 検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ワ 貯槽には、告示で定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該貯槽内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。	1-2, 3-1-3-10	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	カ ワの規定により設けた安全弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、周囲に着火源等のない安全な位置であって、地盤面から五メートルの高さ又は貯槽の頂部から二メートルの高さのいずれか高い位置以上の高さであること。	1-1, 3-2-5-2	検査方法を定める場合、高さの確認については目視(遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。)とすることができることが示唆された。

定期供給設備点検及び定期消費設備調査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照) ※	結果
	ヨ 貯槽には、液面計（丸形ガラス管液面計を除く。）を設けること。この場合において、ガラス管液面計を使用するときは、当該ガラス管液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽とガラス管液面計とを接続する管には、自動式及び手動式の止め弁を設けること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	タ 貯槽に取り付けられた受入管（液化石油ガスを受け入れるための管をいい、当該管と貯槽との接続部を含む。以下ナにおいて同じ。）及び供給管（当該管と貯槽との接続部を含む。以下ナにおいて同じ。）には、二	1-2, 3-1-3-7	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	レ 地盤面に設置する貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該貯槽及びその支柱にその外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる冷却用散水	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ソ 貯槽（販売所内に設置されているものに限る。）から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所には、当該液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。	1-2, 3-1-3-6	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ツ 貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。	1-2, 3-2-3	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ネ 貯槽には、消火設備を設けること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
第36条第1項第1号ロ(1)	(1) 第十九条第一号ヌ、ヨ及びタ、第二号ロ及びホ（第一号ヌに係る部分に限る。）、第三号へ、第四号並びに第七号（第十八条第五号（バルク容器又はバルク貯槽と調整器の間の部分に限る。）及び第二十号イに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	対象外	現状では見直しなし
関係条文 (準用を除く)	ヌ バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しよくを防止する措置を講ずること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ヨ バルク容器は、その外面から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。	1-1, 1-2	検査方法を定める場合、距離の確認については目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）とすることができる可能性が示唆された。
	タ バルク容器は、常に温度四十度以下に保つこと。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ロ バルク貯槽は、その外面から、第一種保安物件に対し一・五メートル以上、第二種保安物件に対しメートル以上の距離を有すること。ただし、告示で定めるところにより、第一種保安物件及び第二種保安物件に対し、加熱試験に合格する構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設け、又は当該バルク貯槽を地盤面に埋設した場合には、この限りでない。	1-1, 1-2	検査方法を定める場合、距離の確認については目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）とすることができることが示唆された。
	へ バルク貯槽は、その外面から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。	1-1, 1-2	検査方法を定める場合、距離の確認については目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）とすることができることが示唆された。
	四 バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
第36条第1項第1号ロ(2)	(2) 第十九条第七号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用しているものを除く。）の部分及び垂鉛めっきを施した供給管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であって地盤面に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限る。）及び第二十一号に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	対象外	現状では見直しなし
第36条第1項第1号ロ(3)	(3) 第十九条第一号イ、二、ホ、ト並びにカ、第二号二並びにホ（第一号イ、二、ホ、ト及びカに係る部分に限る。）並びに第三号ハ（１）、（２）、（４）、（７）、（８）及び（１１）並びに二（４）及び（５）に掲げる基準に関する事項	対象外	現状では見直しなし
関係条文 (準用を除く)	イ 告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入バルブを設けること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ニ 均圧バルブを設ける場合の当該均圧バルブは、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取付けたものとする。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ホ 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ト イからへに掲げる機器は、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、ホ又はへに掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	カ 安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ニ バルク容器には、消火設備を設けること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(1) 告示で定めるところにより、内部の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。	1-2, 3-1-3-10	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(2) 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(4) 告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入弁を設けること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(7) 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けたものとする。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(8) (1) から (7) までに掲げる機器（以下「附属機器」という。）は、告示で定めるところにより、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、(2) 又は (3) に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。

定期供給設備点検及び定期消費設備調査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照) ※	結果
	(11) バルク貯槽には、告示で定めるところにより、腐しよくを防止する措置を講ずること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(4) 告示で定めるところにより、大地と電氣的に接続すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(5) 第三号ハ(1)の規定により設けた安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
第36条第1項第1号ハ(1)	(1) 第五十三条第一号ハ、リ及びヌ、第二号ホ、ヘ及びウ、第四号(第十八条第五号及び第二十号イに係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項	対象外	現状では見直しなし
関係条文 (準用を除く)	ハ 貯蔵設備は、その外面から火気(当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ハにおいて同じ。)を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に当該貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。	1-1, 1-2	検査方法を定める場合、距離の確認については目視(遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。)とすることができる可能性が示唆された。
	リ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ヌ 充てん容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ホ 貯槽は、その外面から火気(当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下ホにおいて同じ。)を取り扱う施設に対し、貯蔵能力が三千キログラム未満のものにあっては五メートル以上、三千キログラム以上のものにあっては八メートル以上の距離を有し、又は当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための施設を設けること。	1-1, 1-2	検査方法を定める場合、距離の確認については目視(遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。)とすることができる可能性が示唆された。
	ヘ 貯槽(貯蔵能力が三千キログラム以上のものに限る。以下ヘにおいて同じ。)は、その外面から他の貯槽又はバルク貯槽若しくは酸素の貯蔵設備(地盤面に対して移動することができず、かつ、貯蔵能力が圧縮ガスにあっては三百立方メートル、液化ガスにあっては三千キログラム以上のものに限る。)に対し一メートル又は当該貯槽及び他の貯槽又はバルク貯槽若しくは当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、当該貯槽に水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。	1-1, 1-2	検査方法を定める場合、距離の確認については目視(遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。)とすることができる可能性が示唆された。
	ウ 受入管及び供給管に設けたバルブ(操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等。以下ウにおいて同じ。)には、次の(1)及び(2)に掲げる基準により、作業員が当該バルブを適切に操作することができるような措置を講ずること。 (1) バルブには、当該バルブの開閉方向(操作することにより当該バルブに係る貯槽に保安上重大な影響を与えるバルブにあっては、当該バルブの開閉状態を含む。)を明示すること。 (2) バルブ(操作ボタン等により開閉するものを除く。)に係る受入管及び供給管には、当該バルブに近接する部分に、容易に識別することができる方法により、当該管内の液化石油ガスの流れの方向を表示すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
第36条第1項第1号ハ(2)	(2) 第五十三条第二号ヌ及び第四号(第十八条第十号(地下室等に係る供給管(ポリエチレン管を使用しているものを除く。))の部分及び垂鉛めっきを施した供給管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。))であって地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る供給管の部分を除く。))に限る。)及び第二十一号に係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項	対象外	現状では見直しなし
関係条文 (準用を除く)	ヌ 貯槽には、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
第36条第1項第1号ハ(3)	(3) 第五十三条第二号ル、ヲ、ヨからレまで及びツからムまでに掲げる基準に関する事項	対象外	現状では見直しなし
関係条文 (準用を除く)	ル 貯槽には、腐しよくを防止する措置を講ずること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ヲ 貯槽の基礎は、不同沈下等により当該貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽の支柱(支柱のない貯槽にあっては、その底部)は、同一の基礎に緊結すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ヨ 貯槽には、告示で定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該貯槽内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。	1-2, 3-1-3-10	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	タ ヨの規定により設けた安全弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、周囲に着火源等のない安全な位置であって、地盤面から五メートルの高さ又は貯槽の頂部から二メートルの高さのいずれか高い位置以上の高さであること。	1-1, 3-2-5-2	検査方法を定める場合、高さの確認については目視(遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。)とすることができることが示唆された。
	レ 貯槽には、液面計(丸形ガラス管液面計を除く。)を設けること。この場合において、ガラス管液面計を使用するときは、当該ガラス管液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽とガラス管液面計とを接続する管には、自動式及び手動式の止め弁を設けること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ツ 受入管及び供給管(内容積が五千リットル以上の貯槽に取り付けられたものに限る。)には、当該貯槽の外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる緊急遮断装置を設けること。ただし、受入管にあっては、逆止弁をもって代えることができる。	1-2, 3-1-3-8	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ネ 地盤面に設置する貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該貯槽及びその支柱にその外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置その他の有効な冷却装置を設けること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。

定期供給設備点検及び定期消費設備調査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照) ※	結果
	ナ 貯槽（販売所内に設置されているものに限る。）から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所には、当該液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。	1-2, 3-1-3-6	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ラ 貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。	1-2, 3-2-3	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	ム 貯槽には、その貯蔵能力が三千キログラム未満のものにあっては消火設備を、三千キログラム以上のものにあっては防消火設備を設けること。	1-2, 3-1-3-9	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
第36条第1項第1号ニ(1)	(1) 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第一号又に係る部分に限る。）及び第四号並びに第五十三条第一号ハに係る部分に限る。）、第二号ハ、ホ（第十九条第四号に係る部分に限る。）及びチ（2）並びに第三号（第十八条第五号及び第二十号イに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	対象外	現状では見直しなし
関係条文（準用を除く）	(2) バルク貯槽（附属機器を除く。）は、その外面から他の貯槽、他のバルク貯槽又は酸素の貯蔵設備（地盤面に対して移動することができず、かつ、貯蔵能力が圧縮ガスにあっては三百立方メートル、液化ガスにあっては三千キログラム以上のものに限る。）に対し一メートル又は当該バルク貯槽及び当該他の貯槽、当該他のバルク貯槽又は当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、当該貯槽に水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。	1-1, 3-1-3-9	検査方法を定める場合、距離の確認については目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）とすることができることが示唆された。
第36条第1項第1号ニ(2)	(2) 第五十四条第三号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用しているものを除く。）の部分及び垂鉛めっきを施した供給管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限る。）及び第二十一号に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	対象外	現状では見直しなし
第36条第1項第1号ニ(3)	(3) 第五十四条第一号（第十九条第二号ニ及びホ（第一号イ、ニ、ホ、ト及びカに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに第二号ニ、ホ（第十九条第三号ハ（1）、（2）、（4）、（7）、（8）及び（11）に係る部分に限る。）、ヘ（第十九条第三号ニ（4）及び（5）に係る部分に限る。）及びチ（3）から（5）までに掲げる基準に関する事項	対象外	現状では見直しなし
関係条文（準用を除く）	ニ バルク貯槽には、その貯蔵能力が三千キログラム未満のものにあっては消火設備を、三千キログラム以上のものにあっては防消火設備を設けること。	1-2, 3-1-3-9	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(3) バルク貯槽の基礎は、不同沈下等により当該バルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、バルク貯槽の支柱（支柱のないバルク貯槽にあっては、その底部）は、同一の基礎に緊結すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(4) 地盤面上に設置するバルク貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該バルク貯槽及びその支柱にその外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置その他の有効な冷却装置を設けること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(5) バルク貯槽には、当該バルク貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。	1-2, 3-2-3	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
第37条第1項第1号イ(1)	(1) 第四十四条第一号ヘ（地下室等に係る配管（ポリエチレン管を使用したものを除く。）の部分及び垂鉛めっきを施した配管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）に限る。）及びヲ（地下室等に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	対象外	現状では見直しなし
第37条第1項第1号ロ(2)	(2) 第四十四条第二号イ（7）（第四十四条第一号ヘ（地下室等に係る配管（ポリエチレン管を使用したものを除く。）の部分及び垂鉛めっきを施した配管（防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）に限る。）に係る部分に限る。）及び（8）（地下室等に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	対象外	現状では見直しなし
関係条文（準用を除く）	(7) 配管は、前号ロ、ハ、ヘ、チ及びリに適合すること。	1-2, 3-2-1-2	検査方法を定める場合、アナログ検査（漏えい試験については現状認められているマイコンメーターを設置した場合によるデジタル原則対応検査を含む）以外の方法は示唆されなかった。
	(8) 末端ガス栓は、前号ヲの基準に適合すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。

定期供給設備点検及び定期消費設備調査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照) ※	結果
第37条第1項第1号ロ(3)	(3) 第四十四条第二号イ(3)、(5)(第十八条第十号に係る部分に限る。)、(6)(同条第二十号ハに係る部分に限る。)、(7)(第四十四条第一号ロ及びヘ(地下室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管(防しよくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。))であって地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る配管の部分を除く。))及びポリエチレン管を使用したものを除く。))に係る部分に限る。)、(8)(地下室等に係る部分を除く。)、(9)(同号ヨ、ツ(不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。)、ネ(2)及び(3)並びにムに係る部分に限る。)、(10)(同号タ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)(1)(i)及び(iv)に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))及び(13)(同号イ(配管及びガス栓に係る部分に限る。))及びヌに係る部分に限る。))並びにロ(1)、(2)(第十八条第二十号イ及びハに係る部分に限る。))及び(3)に掲げる基準に関する事項	液化石油ガスの最初の引渡し時及び四年に一回以上 対象外	現状では見直しなし
関係条文 (準用を除く)	(3) 調整器と燃焼器の間の配管その他の設備は、当該燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。 (i) 生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、二・〇キロパスカル以上三・三キロパスカル以下	3-1-5	検査方法を定める場合、アナログ検査及び現状認められているマイコンメーターを設置した場合によるデジタル原則対応検査以外の方法は示唆されなかった。
	(5) 気化装置は、第十八条第十号(気化装置に係る部分に限る。))及び第十九号の基準に適合すること。	3-2-1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(6) 調整器は、第十八条第二十号の基準に適合すること。	3-1-5	検査方法を定める場合、アナログ検査及び現状認められているマイコンメーターを設置した場合によるデジタル原則対応検査以外の方法は示唆されなかった。
	(7) 配管は、前号ロ、ハ、ヘ、チ及びりの基準に適合すること。	1-2, 3-2-1-2	検査方法を定める場合、アナログ検査(漏えい試験については現状認められているマイコンメーターを設置した場合によるデジタル原則対応検査を含む)以外の方法は示唆されなかった。
	(8) 末端ガス栓は、前号ヲの基準に適合すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(9) 燃焼器は、前号ワ、カ、ヨ、ソ、ツ、ネ及びムスの基準に適合すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(10) 燃焼器の排気筒は、前号タ及びナ(排気筒に係る部分に限る。))の基準に適合すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(13) その他前号イ、ヌ及びラの基準に適合すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(1) 充てん容器等は、第十八条第一号ロからニまでの基準に適合すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(2) 調整器は、第十八条第二十号の基準に適合すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。
	(3) 燃焼器は、前号ワの基準に適合すること。	1-2	検査方法を定める場合、現状ではアナログ検査以外の方法は示唆されなかった。

※検査項目の類型化は令和4年度(第18版)保安業務ガイド 点検・調査 を基に作成

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示に係る検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照)	結果
第1条第1項第2号イ	(1) 目視検査により、バルク貯槽の外表面及び内面について腐食、割れ、傷、変形等の欠陥がないことを確認すること。ただし、内面については、検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査の日以降気密性を保持し、かつ、経過年数が三十五年以下のものについては、この限りでない。 (2) 非破壊検査により、バルク貯槽の外表面又は内面について割れ、傷等の欠陥がないことを確認すること。ただし、非破壊検査による確認を経て検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査の日から起算して十五年以内であり、かつ、経過年数が三十五年以下のものについては、(1)の目視検査を行いその外表面について欠陥がないことが確認された場合は、この限りでない。 (3)バルク貯槽の鋼板の厚さを測定し、最小厚さ以上の厚さを有していることを確認すること。	1-2, 3-2-4, 3-2-6	現状では見直しなし
第1条第2項第2号イ	(1)附属機器等を分解し、目視及び非破壊検査により、附属機器等の外表面について腐食、割れ、傷、変形等の欠陥がないことを確認すること。 (2)附属機器等の耐圧部分の厚さを測定し、最小厚さ以上の厚さを有していることを確認すること。	1-2, 3-2-4, 3-2-6	現状では見直しなし

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示に係る検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照)	結果
第1条	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十号の規定に基づく貯槽の沈下状況の測定は、一年に一回行うものとする。	3-2-2	現状では見直しなし

貯蔵設備の完成検査に係る条項毎の検討結果

条項	条文		検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照)	結果
第62条第1項	貯蔵施設について行う法第三十七条の三第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。		対象外	現状では見直しなし
別表第1	検査項目	完成検査の方法		
	一 第五十二条（第十四条第一号の貯蔵施設の警戒標）	一 貯蔵施設の警戒標の設置状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
	二 第五十二条（第十四条第二号の貯蔵施設から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離）	二 貯蔵施設の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更」に、「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	三 第五十二条（第十四条第三号の貯蔵施設の障壁）	三 貯蔵施設の障壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	四 第五十二条（第十四条第四号の貯蔵施設の屋根）	四 貯蔵施設の屋根の設置状況を 目視 により検査し、必要に応じ 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	五 第五十二条（第十四条第五号の貯蔵施設の液化石油ガスが滞留しない構造）	五 貯蔵施設の液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しない構造であることを 目視 により検査し、必要に応じ 図面 及び 記録 又は 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-2-5-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	六 第五十二条（第十四条第六号の貯蔵施設の消火設備）	六 貯蔵施設の消火設備の設置状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
	備考 第五十二条に規定する基準にかかわらず、第五十五条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の規定にかかわらず、経済産業大臣が認めたものをもって完成検査の方法とする。			

特定供給設備（バルク供給に係るものを除く）の完成検査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照)	結果
第62条第2項	特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）について行う法第三十七条の第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第二のとおりとする。	対象外	現状では見直しなし
別表第2	検査項目	完成検査の方法	
一 第五十三条第一号イの貯蔵設備（貯槽であるものを除く。第二の項から第八の項までにおいて同じ。）から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離	一 貯蔵設備の外周から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更」に、「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
二 第五十三条第一号ロの貯蔵設備の障壁	二 貯蔵設備の障壁の設置状況を 目視、図面及び記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
三 第五十三条第一号ハの貯蔵設備から火気を取り扱う施設までの距離	三 貯蔵設備外周から火気を取り扱う施設までの距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。 なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を 目視及び図面 により検査する。	1-1, 3-2-5-1 1-2, 2-2	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更」に、「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更 現状では見直しなし
四 第五十三条第一号ニの貯蔵設備の液化石油ガスが滞留しない構造	四 貯蔵設備の液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しない構造であることを 目視 により検査し、必要に応じ 図面及び記録 又は 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-2-5-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
五 第五十三条第一号ホの貯蔵設備のさく、へい等	五 貯蔵設備のさく、へい等の設置状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
六 第五十三条第一号ヘの貯蔵設備	六 貯蔵設備の警戒標の設置状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
七 第五十三条第一号トの貯蔵設備の消火設備	七 貯蔵設備の消火設備の設置状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
八 第五十三条第一号チの貯蔵設備の屋根又は遮へい板	八 貯蔵設備の屋根又は遮へい板の設置状況を 目視 により検査し、必要に応じ 図面及び記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
九 第五十三条第一号リの充てん容器等の転落、転倒等の衝撃及びバルブ等の損傷防止措置	九 充てん容器等の転落、転倒等の衝撃及びバルブ等の損傷防止措置を 目視 により検査し、必要に応じ 図面及び記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
十 第五十三条第一号ヌの充てん容器等の腐しよく防止措置	十 充てん容器等の腐しよく防止措置を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
十一 第五十三条第二号イの貯槽から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離	十一 貯槽の外周から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更」に、「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
十二 第五十三条第二号ロの貯槽の障壁（貯槽を地盤面下に埋設したものを除く。）	十二 貯槽の障壁の設置状況を 目視、図面及び記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
十三 第五十三条第二号ハの指定地域内の貯槽の地盤面下への埋設	十三 指定地域内の貯槽の地盤面下への埋設状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
十四 第五十三条第二号ニの埋設する貯槽	十四 埋設する貯槽の設置状況を 図面及び記録 により検査する。	2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
十五 第五十三条第二号ホの貯槽から火気を取り扱う施設までの距離	十五 貯槽の外周から火気を取り扱う施設までの距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。 なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための施設を設けているものについては、当該施設の設置状況を 目視及び図面 により検査する。	1-1, 3-2-5-1 1-2, 2-2	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更」に、「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更 現状では見直しなし
十六 第五十三条第二号ヘの貯槽間の距離	十六 貯槽の外周から他の貯槽までの距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更」に、「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
十七 第五十三条第二号トの貯槽のさく、へい等	十七 貯槽のさく、へい等の設置状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
十八 第五十三条第二号チの貯槽の朱書	十八 貯槽の周囲から朱書の状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
十九 第五十三条第二号リ of 貯槽の材料	十九 貯槽に使用されている材料を 図面及び記録 により検査する。	2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
二十 第五十三条第二号ヌの貯槽の欠陥	二十 貯槽に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを 目視及び記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
二十一 第五十三条第二号ルの貯槽の腐しよく防止する措置	二十一 貯槽の腐しよくを防止する措置を 目視及び記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
二十二 第五十三条第二号ヲの貯槽の基礎	二十二 貯槽の基礎の状況を 図面及び記録 により検査し、貯槽の支柱と基礎の緊結状態を 目視 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
二十三 第五十三条第二号ワの貯槽の耐圧試験及び気密試験	二十三 貯槽について、 耐圧試験 設備を用いた常用の圧力の一・五倍以上（第二種特定設備にあっては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う 耐圧試験 （その構造により液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備にあっては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又はその 記録 により検査する。また、耐圧性能の確認後の組立状態において、 気密試験 用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う 気密試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1, 3-1-2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
二十四 第五十三条第二号カ of 貯槽の肉厚	二十四 貯槽の肉厚を 肉厚測定用器具を用いた測定 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-2-6	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更

特定供給設備（バルク供給に係るものを除く）の完成検査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照)	結果																																																																																																																
第62条第2項	特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）について行う法第三十七条の第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第二のとおりとする。	対象外	現状では見直しなし																																																																																																																
別表第2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>完成検査の方法</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二十五 第五十三条第二号ヨの貯槽の圧力計及び安全弁</td><td>二十五 貯槽の圧力計の設置状況を目視により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。また、安全弁の設置状況を目視により検査し、その機能を安全弁作動試験用器具を用いた作動試験又はその記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 3-1-3-10, 3-3-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>二十六 第五十三条第二号タの貯槽の安全弁の放出管</td><td>二十六 貯槽の安全弁の放出管の開口部の位置及び設置状況を巻尺その他の測定器を用いた測定又は目視により検査する。</td><td>1-2, 3-2-5-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>二十七 第五十三条第二号レの貯槽の液面計等</td><td>二十七 貯槽の液面計及び止め弁の設置状況を目視により検査し、止め弁の機能を作動試験又はその記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 3-1-3-11</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>二十八 第五十三条第二号ソの貯槽の受入管及び供給管に設けるバルブ</td><td>二十八 貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブの設置状況を目視により検査する。</td><td>1-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>二十九 第五十三条第二号ツの貯槽の受入管及び供給管に設ける緊急遮断装置等</td><td>二十九 貯槽の受入管及び供給管に設けた緊急遮断装置の設置状況を目視により検査し、当該緊急遮断装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 3-1-3-8</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>三十 第五十三条第二号ネの貯槽及びその支柱の温度上昇を防止するための措置</td><td>三十 貯槽及びその支柱について、その構造の耐熱性及び冷却用散水装置その他の冷却装置の設置状況を目視及び記録により検査し、当該冷却装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 3-1-3-9</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>三十一 第五十三条第二号ナの貯槽の液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</td><td>三十一 貯槽から漏えいした液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に設けた当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視、図面及び記録により検査し、当該検知警報設備の機能を作動試験等又はその記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 2-2, 3-1-3-6</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>三十二 第五十三条第二号ラの貯槽の静電気を除去する措置</td><td>三十二 貯槽の静電気を除去する措置の設置状況を目視及び記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>三十三 第五十三条第二号ムの貯槽の防火設備</td><td>三十三 貯槽に設置された防火設備の設置状況を目視及び図面により検査し、その機能を作動試験又はその記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 2-2, 3-1-3-9</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>三十四 第五十三条第二号ウの貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブ等の操作に係る措置</td><td>三十四 貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブ等の開閉方向等の明示、バルブに係る受入管及び供給管の液化石油ガスの流れの方向の表示の措置の状況を目視又は記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>三十五 第五十三条第二号キの耐震設計構造物の耐震に関する性能</td><td>三十五 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視、図面及び記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 2-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>三十六 第五十三条第三号の液化石油ガスの供給を中断することなく容器交換できる設備</td><td>三十六 液化石油ガスの供給を中断することなく容器交換できる設備の設置状況を目視及び記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>三十七 第五十三条第四号（第十八条第四号の貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの供給数量）</td><td>三十七 貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの最大消費数量を供給しうることを目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 2-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>三十八 第五十三条第四号（第十八条第五号のバルブ、集合装置、供給管及びガス栓の欠陥）</td><td>三十八 バルブ、集合装置、供給管及びガス栓に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを目視により検査する。</td><td>1-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>三十九 第五十三条第四号（第十八条第六号のバルブ、集合装置及び供給管の腐しよく防止措置）</td><td>三十九 バルブ、集合装置及び供給管の腐しよく防止措置を目視、図面及び記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 2-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>四十 第五十三条第四号（第十八条第七号のバルブ、集合装置及び供給管の材料）</td><td>四十 バルブ、集合装置及び供給管に使用されている材料を図面及び記録により検査する。</td><td>2-1, 2-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>四十一 第五十三条第四号（第十八条第八号イの充てん容器等又は貯槽と調整器の間に設置される管の耐圧試験）</td><td>四十一 容器と調整器の間に設置される管について耐圧試験設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。</td><td>2-1, 3-1-1</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>四十二 第五十三条第四号（第十八条第八号ロの調整器とガスメーターの間に設置される管の耐圧試験）</td><td>四十二 調整器とガスメーターの間に設置される管について、耐圧試験設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。</td><td>2-1, 3-1-1</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>四十三 第五十三条第四号（第十八条第八号ハの二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管の耐圧試験）</td><td>四十三 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管について、耐圧試験設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。</td><td>2-1, 3-1-1</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>四十四 第五十三条第四号（第十八条第八号ニの容器と集合管又は調整器を接続する管の引張試験）</td><td>四十四 充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管について引張試験設備を用いた一キロニュートン以上の力で行う引張試験又はその記録により検査する。</td><td>2-1, 3-1-4</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>四十五 第五十三条第四号（第十八条第十号のバルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験）</td><td>四十五 バルブ、集合装置、気化装置及び供給管について、漏えい試験設備を用いた漏えい試験又はその記録により検査する。</td><td>2-1, 3-2-1-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>四十六 第五十三条第四号（第十八条第十九号イの気化装置の欠陥）</td><td>四十六 気化装置に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを目視及び記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>四十七 第五十三条第四号（第十八条第十九号ロの気化装置の耐圧試験）</td><td>四十七 気化装置について耐圧試験設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。</td><td>2-1, 3-1-1</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>四十八 第五十三条第四号（第十八条第十九号ハの気化装置の構造）</td><td>四十八 気化装置の構造が直火で直接液化石油ガスを加熱する構造でないことを目視及び図面により検査する。</td><td>1-2, 2-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>四十九 第五十三条第四号（第十八条第十九号ニの気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置）</td><td>四十九 気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置について目視及び図面により検査する。</td><td>1-2, 2-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>五十 第五十三条第四号（第十八条第十九号ホの気化装置の温水部の凍結を防止する措置）</td><td>五十 気化装置の温水部の凍結防止の措置状況を目視、図面及び記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 2-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更</td></tr> <tr> <td>五十一 第五十三条第四号（第十八条第二十号イの調整器の欠陥及び液化石油ガスへの適合）</td><td>五十一 調整器に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること及び消費する液化石油ガスに適合したものであることを目視により検査する。</td><td>1-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> </tbody> </table>	検査項目	完成検査の方法			二十五 第五十三条第二号ヨの貯槽の圧力計及び安全弁	二十五 貯槽の圧力計の設置状況を 目視 により検査し、当該圧力計の精度を 圧力計精度確認用器具を用いた測定 又はその 記録 により検査する。また、安全弁の設置状況を 目視 により検査し、その機能を安全弁 作動試験 用器具を用いた 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 3-1-3-10, 3-3-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	二十六 第五十三条第二号タの貯槽の安全弁の放出管	二十六 貯槽の安全弁の放出管の開口部の位置及び設置状況を 巻尺その他の測定器を用いた測定 又は 目視 により検査する。	1-2, 3-2-5-2	現状では見直しなし	二十七 第五十三条第二号レの貯槽の液面計等	二十七 貯槽の液面計及び止め弁の設置状況を 目視 により検査し、止め弁の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 3-1-3-11	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	二十八 第五十三条第二号ソの貯槽の受入管及び供給管に設けるバルブ	二十八 貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブの設置状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし	二十九 第五十三条第二号ツの貯槽の受入管及び供給管に設ける緊急遮断装置等	二十九 貯槽の受入管及び供給管に設けた緊急遮断装置の設置状況を 目視 により検査し、当該緊急遮断装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 3-1-3-8	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	三十 第五十三条第二号ネの貯槽及びその支柱の温度上昇を防止するための措置	三十 貯槽及びその支柱について、その構造の耐熱性及び冷却用散水装置その他の冷却装置の設置状況を 目視 及び 記録 により検査し、当該冷却装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 3-1-3-9	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	三十一 第五十三条第二号ナの貯槽の液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備	三十一 貯槽から漏えいした液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に設けた当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査し、当該検知警報設備の機能を 作動試験 等又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-1-3-6	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	三十二 第五十三条第二号ラの貯槽の静電気を除去する措置	三十二 貯槽の静電気を除去する措置の設置状況を 目視 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	三十三 第五十三条第二号ムの貯槽の防火設備	三十三 貯槽に設置された防火設備の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、その機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-1-3-9	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	三十四 第五十三条第二号ウの貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブ等の操作に係る措置	三十四 貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブ等の開閉方向等の明示、バルブに係る受入管及び供給管の液化石油ガスの流れの方向の表示の措置の状況を 目視 又は 記録 により検査する。	1-2, 2-1	現状では見直しなし	三十五 第五十三条第二号キの耐震設計構造物の耐震に関する性能	三十五 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	三十六 第五十三条第三号の液化石油ガスの供給を中断することなく容器交換できる設備	三十六 液化石油ガスの供給を中断することなく容器交換できる設備の設置状況を 目視 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	三十七 第五十三条第四号（第十八条第四号の貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの供給数量）	三十七 貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの最大消費数量を供給しうることを 目視 により検査し、必要に応じ 図面 又は 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	三十八 第五十三条第四号（第十八条第五号のバルブ、集合装置、供給管及びガス栓の欠陥）	三十八 バルブ、集合装置、供給管及びガス栓に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし	三十九 第五十三条第四号（第十八条第六号のバルブ、集合装置及び供給管の腐しよく防止措置）	三十九 バルブ、集合装置及び供給管の腐しよく防止措置を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	四十 第五十三条第四号（第十八条第七号のバルブ、集合装置及び供給管の材料）	四十 バルブ、集合装置及び供給管に使用されている材料を 図面 及び 記録 により検査する。	2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	四十一 第五十三条第四号（第十八条第八号イの充てん容器等又は貯槽と調整器の間に設置される管の耐圧試験）	四十一 容器と調整器の間に設置される管について 耐圧試験 設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	四十二 第五十三条第四号（第十八条第八号ロの調整器とガスメーターの間に設置される管の耐圧試験）	四十二 調整器とガスメーターの間に設置される管について、 耐圧試験 設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	四十三 第五十三条第四号（第十八条第八号ハの二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管の耐圧試験）	四十三 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管について、 耐圧試験 設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	四十四 第五十三条第四号（第十八条第八号ニの容器と集合管又は調整器を接続する管の引張試験）	四十四 充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管について 引張試験 設備を用いた一キロニュートン以上の力で行う 引張試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-4	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	四十五 第五十三条第四号（第十八条第十号のバルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験）	四十五 バルブ、集合装置、気化装置及び供給管について、 漏えい試験 設備を用いた 漏えい試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-2-1-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	四十六 第五十三条第四号（第十八条第十九号イの気化装置の欠陥）	四十六 気化装置に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを 目視 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	四十七 第五十三条第四号（第十八条第十九号ロの気化装置の耐圧試験）	四十七 気化装置について 耐圧試験 設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	四十八 第五十三条第四号（第十八条第十九号ハの気化装置の構造）	四十八 気化装置の構造が直火で直接液化石油ガスを加熱する構造でないことを 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし	四十九 第五十三条第四号（第十八条第十九号ニの気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置）	四十九 気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置について 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし	五十 第五十三条第四号（第十八条第十九号ホの気化装置の温水部の凍結を防止する措置）	五十 気化装置の温水部の凍結防止の措置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	五十一 第五十三条第四号（第十八条第二十号イの調整器の欠陥及び液化石油ガスへの適合）	五十一 調整器に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること及び消費する液化石油ガスに適合したものであることを 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし		
検査項目	完成検査の方法																																																																																																																		
二十五 第五十三条第二号ヨの貯槽の圧力計及び安全弁	二十五 貯槽の圧力計の設置状況を 目視 により検査し、当該圧力計の精度を 圧力計精度確認用器具を用いた測定 又はその 記録 により検査する。また、安全弁の設置状況を 目視 により検査し、その機能を安全弁 作動試験 用器具を用いた 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 3-1-3-10, 3-3-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
二十六 第五十三条第二号タの貯槽の安全弁の放出管	二十六 貯槽の安全弁の放出管の開口部の位置及び設置状況を 巻尺その他の測定器を用いた測定 又は 目視 により検査する。	1-2, 3-2-5-2	現状では見直しなし																																																																																																																
二十七 第五十三条第二号レの貯槽の液面計等	二十七 貯槽の液面計及び止め弁の設置状況を 目視 により検査し、止め弁の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 3-1-3-11	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
二十八 第五十三条第二号ソの貯槽の受入管及び供給管に設けるバルブ	二十八 貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブの設置状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし																																																																																																																
二十九 第五十三条第二号ツの貯槽の受入管及び供給管に設ける緊急遮断装置等	二十九 貯槽の受入管及び供給管に設けた緊急遮断装置の設置状況を 目視 により検査し、当該緊急遮断装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 3-1-3-8	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
三十 第五十三条第二号ネの貯槽及びその支柱の温度上昇を防止するための措置	三十 貯槽及びその支柱について、その構造の耐熱性及び冷却用散水装置その他の冷却装置の設置状況を 目視 及び 記録 により検査し、当該冷却装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 3-1-3-9	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
三十一 第五十三条第二号ナの貯槽の液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備	三十一 貯槽から漏えいした液化石油ガスが滞留するおそれのある場所に設けた当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査し、当該検知警報設備の機能を 作動試験 等又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-1-3-6	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
三十二 第五十三条第二号ラの貯槽の静電気を除去する措置	三十二 貯槽の静電気を除去する措置の設置状況を 目視 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
三十三 第五十三条第二号ムの貯槽の防火設備	三十三 貯槽に設置された防火設備の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、その機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-1-3-9	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
三十四 第五十三条第二号ウの貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブ等の操作に係る措置	三十四 貯槽の受入管及び供給管に設けたバルブ等の開閉方向等の明示、バルブに係る受入管及び供給管の液化石油ガスの流れの方向の表示の措置の状況を 目視 又は 記録 により検査する。	1-2, 2-1	現状では見直しなし																																																																																																																
三十五 第五十三条第二号キの耐震設計構造物の耐震に関する性能	三十五 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
三十六 第五十三条第三号の液化石油ガスの供給を中断することなく容器交換できる設備	三十六 液化石油ガスの供給を中断することなく容器交換できる設備の設置状況を 目視 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
三十七 第五十三条第四号（第十八条第四号の貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの供給数量）	三十七 貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの最大消費数量を供給しうることを 目視 により検査し、必要に応じ 図面 又は 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
三十八 第五十三条第四号（第十八条第五号のバルブ、集合装置、供給管及びガス栓の欠陥）	三十八 バルブ、集合装置、供給管及びガス栓に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし																																																																																																																
三十九 第五十三条第四号（第十八条第六号のバルブ、集合装置及び供給管の腐しよく防止措置）	三十九 バルブ、集合装置及び供給管の腐しよく防止措置を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
四十 第五十三条第四号（第十八条第七号のバルブ、集合装置及び供給管の材料）	四十 バルブ、集合装置及び供給管に使用されている材料を 図面 及び 記録 により検査する。	2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
四十一 第五十三条第四号（第十八条第八号イの充てん容器等又は貯槽と調整器の間に設置される管の耐圧試験）	四十一 容器と調整器の間に設置される管について 耐圧試験 設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
四十二 第五十三条第四号（第十八条第八号ロの調整器とガスメーターの間に設置される管の耐圧試験）	四十二 調整器とガスメーターの間に設置される管について、 耐圧試験 設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
四十三 第五十三条第四号（第十八条第八号ハの二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管の耐圧試験）	四十三 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管について、 耐圧試験 設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
四十四 第五十三条第四号（第十八条第八号ニの容器と集合管又は調整器を接続する管の引張試験）	四十四 充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管について 引張試験 設備を用いた一キロニュートン以上の力で行う 引張試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-4	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
四十五 第五十三条第四号（第十八条第十号のバルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験）	四十五 バルブ、集合装置、気化装置及び供給管について、 漏えい試験 設備を用いた 漏えい試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-2-1-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
四十六 第五十三条第四号（第十八条第十九号イの気化装置の欠陥）	四十六 気化装置に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを 目視 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
四十七 第五十三条第四号（第十八条第十九号ロの気化装置の耐圧試験）	四十七 気化装置について 耐圧試験 設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
四十八 第五十三条第四号（第十八条第十九号ハの気化装置の構造）	四十八 気化装置の構造が直火で直接液化石油ガスを加熱する構造でないことを 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし																																																																																																																
四十九 第五十三条第四号（第十八条第十九号ニの気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置）	四十九 気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置について 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし																																																																																																																
五十 第五十三条第四号（第十八条第十九号ホの気化装置の温水部の凍結を防止する措置）	五十 気化装置の温水部の凍結防止の措置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更																																																																																																																
五十一 第五十三条第四号（第十八条第二十号イの調整器の欠陥及び液化石油ガスへの適合）	五十一 調整器に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること及び消費する液化石油ガスに適合したものであることを 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし																																																																																																																

特定供給設備（バルク供給に係るものを除く）の完成検査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照)	結果
第62条第2項	特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）について行う法第三十七条の三第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第二のとおりとする。	対象外	現状では見直しなし
別表第2	検査項目	完成検査の方法	
	五十二		
	五十二 第五十三条第四号（第十八条第二十号口の調整器の耐圧性能及び気密性能）	（1） 調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の高圧部について耐圧試験設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査し、耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた〇・五メガパスカル以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。 （2） 調整器（二段式減圧用二次側のものに限る。）の高圧部について耐圧試験設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査し、耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた〇・一五メガパスカル以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。	2-1, 3-1-1, 3-1-2-3 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	五十三 第五十三条第四号（第十八条第二十号ハの調整器の調整圧力及び閉そく圧力）	（1） 調整器（生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は、二・三キロパスカル以上三・三キロパスカル以下であり、かつ、閉そく圧力は、三・五キロパスカル以下であることを圧力測定設備を用いた試験又はその記録により検査する。 （2） 調整器（（1）に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであることを圧力測定設備を用いた試験又はその記録により検査する。	2-1, 3-1-5 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	五十四 第五十三条第四号（第十八条第二十一号の地下室等の緊急遮断装置等）	五十四 地下室等の緊急遮断装置又はバルブの設置状況を目視又は記録により検査する。	1-2, 2-1 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	備考 第五十三条に規定する基準にかかわらず、第五十五条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の規定にかかわらず、経済産業大臣が認めたものをもって完成検査の方法とする。		

特定供給設備（バルク供給に係るものに限る）の完成検査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照)	結果																																																																																												
第62条第3項	特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）について行う法第三十七条の三第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第三のとおりとする。	対象外	現状では見直しなし																																																																																												
別表第3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>完成検査の方法</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 第五十四条第一号（第十九条第二号ハ）のバルク容器の屋根又は遮へい板</td><td>一 バルク容器の屋根又は遮へい板の設置状況を目視により検査し、必要に応じ図面及び記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 2-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr> <tr> <td>二 第五十四条第一号（第十九条第二号ニ）のバルク容器の消火設備</td><td>二 バルク容器の消火設備の設置状況を目視により検査する。</td><td>1-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>三 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号イのバルク容器のカップリング用液流出防止装置）</td><td>三 液取入バルブのカップリング用液流出防止装置の設置状況を目視により検査し、その機能を記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr> <tr> <td>四 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ロ及びハのバルク容器のガス取出バルブ及び液取出バルブのガス放出防止器又は緊急遮断装置）</td><td>四 ガス取出バルブ及び液取出バルブに取り付けたガス放出防止器又は緊急遮断装置の設置状況を目視及び図面により検査し、その機能を記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 2-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr> <tr> <td>五 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ニのバルク容器の均圧バルブのカップリング）</td><td>五 均圧バルブに取り付けたカップリングの設置状況を目視により検査し、その機能を記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr> <tr> <td>六 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ホのバルク容器の液面計）</td><td>六 バルク容器の液面計の設置状況を目視等により検査し、その機能を記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr> <tr> <td>七 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ヘのバルク容器の過充てん防止装置）</td><td>七 バルク容器の過充てん防止装置の設置状況を図面等により検査し、その機能を記録により検査する。</td><td>2-1, 2-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr> <tr> <td>八 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号トのバルク容器のプロテクター）</td><td>八 バルク容器のプロテクターの設置状況を目視及び図面により検査する。</td><td>1-2, 2-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>九 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号チのバルク容器の表示）</td><td>九 バルク容器の周囲から火気厳禁等の朱書の状態を目視により検査する。</td><td>1-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>十 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号リのバルク容器の緊急連絡先）</td><td>十 バルク容器の緊急連絡先の掲示状況を目視により検査する。</td><td>1-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>十一 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ヌのバルク容器の腐しよくを防止する措置）</td><td>十一 バルク容器の腐しよくを防止する措置を目視又は記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr> <tr> <td>十二 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ルのバルク容器のスカート又はサドル等の基礎への設置）</td><td>十二 バルク容器のスカート又はサドル等を目視により検査する。</td><td>1-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>十三 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ヲのバルク容器の設置方法）</td><td>十三 バルク容器の設置方法を目視及び図面により検査する。</td><td>1-2, 2-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>十四 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ワのバルク容器の自動車等車両の接触防止措置）</td><td>十四 バルク容器の自動車等車両の接触防止措置状況を目視及び図面により検査する。</td><td>1-2, 2-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>十五 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号カのバルク容器の安全弁の放出口管等）</td><td>十五 バルク容器の安全弁の放出口管等の設置状況を目視等により検査する。</td><td>1-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>十六 第五十四条第一号（第五十三条第一号イのバルク容器から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離）</td><td>十六 バルク容器の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</td><td>1-1, 3-2-5-1</td><td>「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更 「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr> <tr> <td>十七 第五十四条第一号（第五十三条第一号ロのバルク容器の障壁）</td><td>十七 バルク容器の障壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 2-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr> <tr> <td>十八 第五十四条第一号（第五十三条第一号ハのバルク容器から火気を取り扱う施設までの距離）</td><td>十八 バルク容器の外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</td><td>1-1, 3-2-5-1</td><td>「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更 「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr> <tr> <td></td><td>なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。</td><td>1-2, 2-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>十九 第五十四条第二号イ（第十九条第三号イのバルク貯槽の特定設備検査）</td><td>十九 バルク貯槽の規格を特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により検査する。</td><td>2-2</td><td>現状では見直しなし</td></tr> <tr> <td>二十 第五十四条第二号ロ（1）及び（2）のバルク貯槽から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離</td><td>二十 バルク貯槽の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</td><td>1-1, 3-2-5-1</td><td>「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更 「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr> <tr> <td>二十一 第五十四条第二号ロ（1）（イ）ただし書（イ）の加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。</td><td>二十一 加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。</td><td>1-2, 2-1, 2-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr> </tbody> </table>	検査項目	完成検査の方法			一 第五十四条第一号（第十九条第二号ハ）のバルク容器の屋根又は遮へい板	一 バルク容器の屋根又は遮へい板の設置状況を 目視 により検査し、必要に応じ 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	二 第五十四条第一号（第十九条第二号ニ）のバルク容器の消火設備	二 バルク容器の消火設備の設置状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし	三 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号イのバルク容器のカップリング用液流出防止装置）	三 液取入バルブのカップリング用液流出防止装置の設置状況を 目視 により検査し、その機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	四 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ロ及びハのバルク容器のガス取出バルブ及び液取出バルブのガス放出防止器又は緊急遮断装置）	四 ガス取出バルブ及び液取出バルブに取り付けたガス放出防止器又は緊急遮断装置の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、その機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	五 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ニのバルク容器の均圧バルブのカップリング）	五 均圧バルブに取り付けたカップリングの設置状況を 目視 により検査し、その機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	六 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ホのバルク容器の液面計）	六 バルク容器の液面計の設置状況を 目視 等により検査し、その機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	七 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ヘのバルク容器の過充てん防止装置）	七 バルク容器の過充てん防止装置の設置状況を 図面 等により検査し、その機能を 記録 により検査する。	2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	八 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号トのバルク容器のプロテクター）	八 バルク容器のプロテクターの設置状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし	九 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号チのバルク容器の表示）	九 バルク容器の周囲から火気厳禁等の朱書の状態を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし	十 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号リのバルク容器の緊急連絡先）	十 バルク容器の緊急連絡先の掲示状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし	十一 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ヌのバルク容器の腐しよくを防止する措置）	十一 バルク容器の腐しよくを防止する措置を 目視 又は 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	十二 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ルのバルク容器のスカート又はサドル等の基礎への設置）	十二 バルク容器のスカート又はサドル等を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし	十三 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ヲのバルク容器の設置方法）	十三 バルク容器の設置方法を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし	十四 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ワのバルク容器の自動車等車両の接触防止措置）	十四 バルク容器の自動車等車両の接触防止措置状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし	十五 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号カのバルク容器の安全弁の放出口管等）	十五 バルク容器の安全弁の放出口管等の設置状況を 目視 等により検査する。	1-2	現状では見直しなし	十六 第五十四条第一号（第五十三条第一号イのバルク容器から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離）	十六 バルク容器の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更 「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	十七 第五十四条第一号（第五十三条第一号ロのバルク容器の障壁）	十七 バルク容器の障壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	十八 第五十四条第一号（第五十三条第一号ハのバルク容器から火気を取り扱う施設までの距離）	十八 バルク容器の外面から火気を取り扱う施設までの距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更 「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更		なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし	十九 第五十四条第二号イ（第十九条第三号イのバルク貯槽の特定設備検査）	十九 バルク貯槽の規格を 特定設備検査合格証 又は 特定設備基準適合証 により検査する。	2-2	現状では見直しなし	二十 第五十四条第二号ロ（1）及び（2）のバルク貯槽から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離	二十 バルク貯槽の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更 「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	二十一 第五十四条第二号ロ（1）（イ）ただし書（イ）の加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	二十一 加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更		
検査項目	完成検査の方法																																																																																														
一 第五十四条第一号（第十九条第二号ハ）のバルク容器の屋根又は遮へい板	一 バルク容器の屋根又は遮へい板の設置状況を 目視 により検査し、必要に応じ 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																																																																																												
二 第五十四条第一号（第十九条第二号ニ）のバルク容器の消火設備	二 バルク容器の消火設備の設置状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし																																																																																												
三 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号イのバルク容器のカップリング用液流出防止装置）	三 液取入バルブのカップリング用液流出防止装置の設置状況を 目視 により検査し、その機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																																																																																												
四 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ロ及びハのバルク容器のガス取出バルブ及び液取出バルブのガス放出防止器又は緊急遮断装置）	四 ガス取出バルブ及び液取出バルブに取り付けたガス放出防止器又は緊急遮断装置の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、その機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																																																																																												
五 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ニのバルク容器の均圧バルブのカップリング）	五 均圧バルブに取り付けたカップリングの設置状況を 目視 により検査し、その機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																																																																																												
六 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ホのバルク容器の液面計）	六 バルク容器の液面計の設置状況を 目視 等により検査し、その機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																																																																																												
七 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ヘのバルク容器の過充てん防止装置）	七 バルク容器の過充てん防止装置の設置状況を 図面 等により検査し、その機能を 記録 により検査する。	2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																																																																																												
八 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号トのバルク容器のプロテクター）	八 バルク容器のプロテクターの設置状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし																																																																																												
九 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号チのバルク容器の表示）	九 バルク容器の周囲から火気厳禁等の朱書の状態を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし																																																																																												
十 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号リのバルク容器の緊急連絡先）	十 バルク容器の緊急連絡先の掲示状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし																																																																																												
十一 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ヌのバルク容器の腐しよくを防止する措置）	十一 バルク容器の腐しよくを防止する措置を 目視 又は 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																																																																																												
十二 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ルのバルク容器のスカート又はサドル等の基礎への設置）	十二 バルク容器のスカート又はサドル等を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし																																																																																												
十三 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ヲのバルク容器の設置方法）	十三 バルク容器の設置方法を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし																																																																																												
十四 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号ワのバルク容器の自動車等車両の接触防止措置）	十四 バルク容器の自動車等車両の接触防止措置状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし																																																																																												
十五 第五十四条第一号（第十九条第二号ホ）（第十九条第一号カのバルク容器の安全弁の放出口管等）	十五 バルク容器の安全弁の放出口管等の設置状況を 目視 等により検査する。	1-2	現状では見直しなし																																																																																												
十六 第五十四条第一号（第五十三条第一号イのバルク容器から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離）	十六 バルク容器の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更 「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																																																																																												
十七 第五十四条第一号（第五十三条第一号ロのバルク容器の障壁）	十七 バルク容器の障壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																																																																																												
十八 第五十四条第一号（第五十三条第一号ハのバルク容器から火気を取り扱う施設までの距離）	十八 バルク容器の外面から火気を取り扱う施設までの距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更 「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																																																																																												
	なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし																																																																																												
十九 第五十四条第二号イ（第十九条第三号イのバルク貯槽の特定設備検査）	十九 バルク貯槽の規格を 特定設備検査合格証 又は 特定設備基準適合証 により検査する。	2-2	現状では見直しなし																																																																																												
二十 第五十四条第二号ロ（1）及び（2）のバルク貯槽から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離	二十 バルク貯槽の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更 「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																																																																																												
二十一 第五十四条第二号ロ（1）（イ）ただし書（イ）の加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	二十一 加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																																																																																												

特定供給設備（バルク供給に係るものに限る）の完成検査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照)	結果
第62条第3項	特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）について行う法第三十七条の第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第三のとおりとする。	対象外	現状では見直しなし
別表第3	検査項目	完成検査の方法	
二十一の二 第五十四条第二号ロ（１）（イ）ただし書（ロ）、（イ）及び（３）のバルク貯槽の障壁	二十一の二 貯槽の障壁の設置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
二十二 第五十四条第二号ロ（４）の指定地域内のバルク貯槽の地盤面下への埋設	二十二 指定地域内のバルク貯槽の地盤面下への埋設状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
二十三 第五十四条第二号ハのバルク貯槽から火気を取り扱う施設までの距離	二十三 バルク貯槽の外から火気を取り扱う施設までの距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更」に、「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
	なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該バルク貯槽と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
二十四 第五十四条第二号ニの防火設備	二十四 バルク貯槽の防火設備の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、その機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-1-3-9	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
二十五 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（１）のバルク貯槽の安全弁）	二十五 バルク貯槽の安全弁の設置状況を 目視 等により検査し、その機能を安全弁 作動試験 用器具を用いた 作動試験 又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 3-1-3-10	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
二十六 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（２）のバルク貯槽の液面計）	二十六 バルク貯槽の液面計の設置状況を 目視 等により検査し、その機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
二十七 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（３）のバルク貯槽の過充てん防止装置）	二十七 バルク貯槽の過充てん防止装置の設置状況を 図面 等により検査し、その機能を 記録 により検査する。	2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
二十八 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（４）のバルク貯槽のカップリング用液流出防止装置）	二十八 液取入弁のカップリング用液流出防止装置の設置状況を 目視 により検査し、その機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
二十九 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（５）及び（６）のバルク貯槽のガス取出弁及び液取出弁のガス放出防止器又は緊急遮断装置）	二十九 ガス取出弁及び液取出弁に取り付けたガス放出防止器又は緊急遮断装置の設置状況を 目視 及び 図面 により検査し、その機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
三十 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（７）のバルク貯槽の均圧弁のカップリング）	三十 均圧弁に取り付けたカップリングの設置状況を 目視 により検査し、その機能を 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
三十一 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（８）のバルク貯槽のプロテクター）	三十一 バルク貯槽のプロテクターの設置状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
三十二 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（９）のバルク貯槽の表示）	三十二 バルク貯槽の周囲から火気厳禁等の朱書の状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
三十三 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（１０）のバルク貯槽の緊急連絡先）	三十三 バルク貯槽の緊急連絡先の掲示状況を 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
三十四 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号ハ（１１）のバルク貯槽の腐しよを防止する措置）	三十四 バルク貯槽の腐しよを防止する措置を 目視 又は 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
三十五 第五十四条第二号ホ（第十九条第三号（１２）のバルク貯槽の支柱又はサドルの取付け）	三十五 バルク貯槽の支柱又はサドルを 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
三十六 第五十四条第一号及び第二号ホ（第十九条第四号のバルク容器、バルク貯槽及び附属機器の気密性能）	三十六 バルク容器、バルク貯槽及び附属機器について、 漏えい試験 用設備を用いた 漏えい試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-2-1-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
三十七 第五十四条第一号及び第二号ホ（第十九条第五号のガス漏れ検知器及びその漏えい警報を常時監視するシステム）	三十七 バルク容器又はバルク貯槽のプロテクター内に設けたガス漏れ検知器及びその漏えい警報を常時監視するシステムの設置状況を 目視 、 図面 及びその 記録 により検査し、当該ガス漏れ検知器の機能を 作動試験 等又はその 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2, 3-1-3-6	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更
三十八 第五十四条第一号及び第二号ホ（第十九条第六号の液状のガスが滞留しにくい措置）	三十八 液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置の状況を 目視 及び 図面 等により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
三十九 第五十四条第二号へ（第十九条第三号ニ（１）のバルク貯槽の設置方法）	三十九 バルク貯槽の設置方法を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
四十 第五十四条第二号へ（第十九条第三号ニ（２）のバルク貯槽の自動車等車両の接触防止措置）	四十 バルク貯槽の自動車等車両の接触防止措置状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
四十一 第五十四条第二号へ（第十九条第三号ニ（３）のバルク貯槽の基礎への固定方法）	四十一 バルク貯槽と基礎との固定状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
四十二 第五十四条第二号へ（第十九条第三号ニ（４）のバルク貯槽の接地）	四十二 バルク貯槽の接地状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
四十三 第五十四条第二号へ（第十九条第三号ニ（５）のバルク貯槽の安全弁の放出管等）	四十三 バルク貯槽の安全弁の放出管等の設置状況を 目視 等により検査する。	1-2	現状では見直しなし
四十四 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（１）のバルク貯槽の埋設深さ）	四十四 バルク貯槽の埋設深さを 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし

特定供給設備（バルク供給に係るものに限る）の完成検査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照)	結果
第62条第3項	特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）について行う法第三十七条の第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第三のとおりとする。	対象外	現状では見直しなし
別表第3	検査項目	完成検査の方法	
四十五 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（2）のバルク貯槽の自動車等車両の乗入れ防止措置）	四十五 バルク貯槽の自動車等車両の乗入れ防止措置状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
四十六 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（3）のバルク貯槽の浮き上がり防止措置）	四十六 バルク貯槽の浮き上がり防止措置を 図面 により検査する。	2-2	現状では見直しなし
四十七 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（4）のバルク貯槽の埋設に用いる土又は砂）	四十七 バルク貯槽の埋設に用いる土又は砂を 目視 等により検査する。	1-2	現状では見直しなし
四十八 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（5）のバルク貯槽のガス検知用の孔あき管）	四十八 バルク貯槽のガス検知用の孔あき管の設置状況を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
四十九 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（6）のバルク貯槽の標識杭）	四十九 バルク貯槽の標識杭を 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
五十 第五十四条第二号ト（第十九条第三号ホ（7）のバルク貯槽のプロテクターの断熱材）	五十 プロテクターの断熱材を 図面 により検査する。	2-2	現状では見直しなし
五十一 第五十四条第三号（第十八条第四号の貯蔵設備、気化装置及び調整器の供給能力）	五十一 貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの最大消費数量を供給しうることを 目視 により検査し、必要に応じ 図面 又は 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
五十二 第五十四条第三号（第十八条第五号のバルブ、集合装置、供給管及びガス栓の欠陥）	五十二 バルブ、集合装置、供給管及びガス栓に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
五十三 第五十四条第三号（第十八条第六号のバルブ、集合装置及び供給管の腐しよく防止措置）	五十三 バルブ、集合装置及び供給管の腐しよく防止措置を 目視 、 図面 及び 記録 等により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
五十四 第五十四条第三号（第十八条第七号のバルブ、集合装置及び供給管の材料）	五十四 バルブ、集合装置及び供給管に使用されている材料を 記録 又は 図面 により検査する。	2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
五十五 第五十四条第三号（第十八条第十号のバルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験）	五十五 バルブ、集合装置、気化装置及び供給管について、 漏えい試験 設備を用いた 漏えい試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-2, 1-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
五十六 第五十四条第三号（第十八条第十九号イの気化装置の欠陥）	五十六 気化装置に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであることを 目視 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
五十七 第五十四条第三号（第十八条第十九号ロの気化装置の耐圧試験）	五十七 気化装置について 耐圧試験 設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
五十八 第五十四条第三号（第十八条第十九号ハの気化装置の構造）	五十八 気化装置の構造が直火で直接液化石油ガスを加熱する構造でないことを 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
五十九 第五十四条第三号（第十八条第十九号ニの気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置）	五十九 気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置について 目視 及び 図面 により検査する。	1-2, 2-2	現状では見直しなし
六十 第五十四条第三号（第十八条第十九号ホの気化装置の温水部の凍結防止措置）	六十 気化装置の温水部の凍結防止の措置状況を 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
六十一 第五十四条第三号（第十八条第二十号イの調整器の欠陥及び液化石油ガスへの適合）	六十一 調整器に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること及び消費する液化石油ガスに適合したものであることを 目視 により検査する。	1-2	現状では見直しなし
六十二 第五十四条第三号（第十八条第二十号ロの調整器の耐圧性能及び気密性能）	六十二 （1） 調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の高圧部について 耐圧試験 設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査し、耐圧性能の確認後の組立状態において、 気密試験 設備を用いた一・五メガパスカル以上の圧力で行う 気密試験 又はその 記録 により検査する。 （2） 調整器（二段式減圧用二次側のものに限る。）の高圧部について 耐圧試験 設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査し、耐圧性能の確認後の組立状態において、 気密試験 設備を用いた〇・一五メガパスカル以上の圧力で行う 気密試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1, 3-1-2-3 2-1, 3-1-1, 3-1-2-3	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
六十三 第五十四条第三号（第十八条第二十号ハの調整器の調整圧力及び閉そく圧力）	六十三 （1） 調整器（生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は、二・三キロパスカル以上三・三キロパスカル以下であり、かつ、閉そく圧力は、三・五キロパスカル以下であることを 圧力測定設備 を用いた 試験 又はその 記録 により検査する。 （2） 調整器（（1）に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであることを 圧力測定設備 を用いた 試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-5 2-1, 3-1-5	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更 「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
六十四 第五十四条第三号（第十八条第二十一号の地下室等の緊急遮断装置）	六十四 地下室等の緊急遮断装置又はバルブの設置状況を 目視 又は 記録 により検査する。	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
六十五 第五十四条第四号イのバルク容器又はバルク貯槽と調整器との間に設置される管の耐圧試験	六十五 バルク容器又はバルク貯槽と調整器の間に設置される管について、 耐圧試験 設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
六十六 第五十四条第四号ロの二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器との間に設置される管の耐圧試験	六十六 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管について、 耐圧試験 設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う 耐圧試験 又はその 記録 により検査する。	2-1, 3-1-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
六十七 第五十四条第二号チ（1）の埋設するバルク貯槽	六十七 埋設するバルク貯槽の設置状況を 図面 及び 記録 により検査する。	2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更

特定供給設備（バルク供給に係るものに限る）の完成検査に係る条項毎の検討結果

条項	条文	検査項目類型化番号 (別添1 p.9表2参照)	結果																					
第62条第3項	特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）について行う法第三十七条の三第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第三のとおりとする。	対象外	現状では見直しなし																					
別表第3	<table><tr><th>検査項目</th><th>完成検査の方法</th></tr><tr><td>六十八 第五十四条第二号チ（２）の貯槽間の距離</td><td>六十八 バルク貯槽の外側から他の貯槽又はバルク貯槽若しくは酸素の貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</td></tr><tr><td>六十九 第五十四条第二号チ（３）のバルク貯槽の基礎</td><td>六十九 バルク貯槽の基礎の状況を記録又は図面により検査し、バルク貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視及び図面により検査する。</td></tr><tr><td>七十 第五十四条第二号チ（４）のバルク貯槽及びその支柱の温度上昇を防止するための措置</td><td>七十 バルク貯槽及びその支柱について、その構造の耐熱性及び冷却用散水装置その他の冷却装置の設置状況を目視及び記録により検査し、当該冷却装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</td></tr><tr><td>七十一 第五十四条第二号チ（５）のバルク貯槽の静電気を除去する措置</td><td>七十一 バルク貯槽の静電気を除去する措置の状況を目視及び記録により検査する。</td></tr><tr><td>七十二 第五十四条第二号チ（６）の耐震設計構造物の耐震に関する性能</td><td>七十二 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視、図面及び記録により検査する。</td></tr></table>	検査項目	完成検査の方法	六十八 第五十四条第二号チ（２）の貯槽間の距離	六十八 バルク貯槽の外側から他の貯槽又はバルク貯槽若しくは酸素の貯蔵設備までの距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。	六十九 第五十四条第二号チ（３）のバルク貯槽の基礎	六十九 バルク貯槽の基礎の状況を 記録 又は 図面 により検査し、バルク貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を 目視 及び 図面 により検査する。	七十 第五十四条第二号チ（４）のバルク貯槽及びその支柱の温度上昇を防止するための措置	七十 バルク貯槽及びその支柱について、その構造の耐熱性及び冷却用散水装置その他の冷却装置の設置状況を 目視 及び 記録 により検査し、当該冷却装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。	七十一 第五十四条第二号チ（５）のバルク貯槽の静電気を除去する措置	七十一 バルク貯槽の静電気を除去する措置の状況を 目視 及び 記録 により検査する。	七十二 第五十四条第二号チ（６）の耐震設計構造物の耐震に関する性能	七十二 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。	<table><tr><td>1-1, 3-2-5-1</td><td>「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更」に、「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr><tr><td>1-2, 2-1, 2-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr><tr><td>1-2, 2-1, 3-1-3-9</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr><tr><td>1-2, 2-1</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr><tr><td>1-2, 2-1, 2-2</td><td>「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更</td></tr></table>	1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更」に、「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	1-2, 2-1, 3-1-3-9	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更	1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更
検査項目	完成検査の方法																							
六十八 第五十四条第二号チ（２）の貯槽間の距離	六十八 バルク貯槽の外側から他の貯槽又はバルク貯槽若しくは酸素の貯蔵設備までの距離を 巻尺その他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが 目視 により容易に判定できる場合に限り、 目視 による検査に替えることができる。																							
六十九 第五十四条第二号チ（３）のバルク貯槽の基礎	六十九 バルク貯槽の基礎の状況を 記録 又は 図面 により検査し、バルク貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を 目視 及び 図面 により検査する。																							
七十 第五十四条第二号チ（４）のバルク貯槽及びその支柱の温度上昇を防止するための措置	七十 バルク貯槽及びその支柱について、その構造の耐熱性及び冷却用散水装置その他の冷却装置の設置状況を 目視 及び 記録 により検査し、当該冷却装置の機能を 作動試験 又はその 記録 により検査する。																							
七十一 第五十四条第二号チ（５）のバルク貯槽の静電気を除去する措置	七十一 バルク貯槽の静電気を除去する措置の状況を 目視 及び 記録 により検査する。																							
七十二 第五十四条第二号チ（６）の耐震設計構造物の耐震に関する性能	七十二 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを 目視 、 図面 及び 記録 により検査する。																							
1-1, 3-2-5-1	「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更」に、「目視」を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																							
1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																							
1-2, 2-1, 3-1-3-9	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																							
1-2, 2-1	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																							
1-2, 2-1, 2-2	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。））」に変更																							
備考 第五十四条に規定する基準にかかわらず、第五十五条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の規定にかかわらず、経済産業大臣が認めたものをもって完成検査の方法とする。																								

工程表等と検討結果の比較

工程表又は見直し方針記載内容（工程表又は見直し方針に記載されている内容を元に作成）								検討結果		
No. ^{※1}	法、規則、告示	条項	規制等の内容概要	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し要否	見直し完了 時期	検討後 Phase	理由	詳細記載箇所
313	法	第37条の6	充てん設備の定期保安検査	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容が示されている別表第4の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。 ただし、現状でも部分的にはデジタル原則対応検査等の可能性あり。	別紙1-3-1
318	規則	第36条第1項第1号イ（1）	供給設備の定期点検	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。 ただし、現状でも部分的にはデジタル原則対応検査等の可能性あり。	別紙1-3-2
319	規則	第36条第1項第1号イ（2）	供給設備の定期点検	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。	別紙1-3-2
320	規則	第36条第1項第1号イ（3）	供給設備の定期点検	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。 ただし、現状でも部分的にはデジタル原則対応検査等の可能性あり。	別紙1-3-2
322	規則	第36条第1項第1号ロ（1）	供給設備の定期点検	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。 ただし、現状でも部分的にはデジタル原則対応検査等の可能性あり。	別紙1-3-2
323	規則	第36条第1項第1号ロ（2）	供給設備の定期点検	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。	別紙1-3-2
324	規則	第36条第1項第1号ロ（3）	供給設備の定期点検	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。	別紙1-3-2
326	規則	第36条第1項第1号ハ（1）	供給設備の定期点検	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。 ただし、現状でも部分的にはデジタル原則対応検査等の可能性あり。	別紙1-3-2
327	規則	第36条第1項第1号ハ（2）	供給設備の定期点検	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。	別紙1-3-2
328	規則	第36条第1項第1号ハ（3）	供給設備の定期点検	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。 ただし、現状でも部分的にはデジタル原則対応検査等の可能性あり。	別紙1-3-2
330	規則	第36条第1項第1号ニ（1）	供給設備の定期点検	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。 ただし、現状でも部分的にはデジタル原則対応検査等の可能性あり。	別紙1-3-2
331	規則	第36条第1項第1号ニ（2）	供給設備の定期点検	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。	別紙1-3-2
332	規則	第36条第1項第1号ニ（3）	供給設備の定期点検	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。	別紙1-3-2
334	規則	第37条第1項第1号イ（1）	消費設備の定期調査	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。	別紙1-3-2
336	規則	第37条第1項第1号ロ（2）	消費設備の定期調査	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。	別紙1-3-2
337	規則	第37条第1項第1号ロ（3）	消費設備の定期調査	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。	別紙1-3-2
344	規則	第81条第1項	充てん設備の定期保安検査	1-㊦	3	要	令和6年度 4月～6月	現状では見直し なし	検査内容が示されている別表第4の見直しの結果、検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。 ただし、現状でも部分的にはデジタル原則対応検査等の可能性あり。	別紙1-3-1
60	バルク告示 ^{※2}	第1条第1項第2号イ	目視等によるバルク貯蔵の外観検査	1-㊦	3	要	令和6年度 6月まで	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。	別紙1-3-3
61	バルク告示 ^{※2}	第1条第2項第2号イ	目視等による附属機器等の外観検査	1-㊦	3	要	令和6年度 6月まで	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。	別紙1-3-3
106	供給・消費・特定 供給設備告示 ^{※3}	第1条	液化石油ガスの販売に係る貯槽の沈下状況の定期測定	2	3	要	令和6年度 6月まで	現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。	別紙1-3-4
なし	規則	第62条第1項	貯蔵設備の完成検査	（工程表又は見直し方針に記載なし）				現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。 ただし、現状でも部分的にはデジタル原則対応検査等の可能性あり。	別紙1-3-5
なし	規則	第62条第2項	特定供給設備（バルク供給に係るものを除く）の完成検査	（工程表又は見直し方針に記載なし）				現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。 ただし、現状でも部分的にはデジタル原則対応検査等の可能性あり。	別紙1-3-6
なし	規則	第62条第3項	特定供給設備（バルク供給に係るものに限る）の完成検査	（工程表又は見直し方針に記載なし）				現状では見直し なし	検査内容の見直しの結果、現状では検査等の撤廃、周期延長が適切でないと判断されたため。 ただし、現状でも部分的にはデジタル原則対応検査等の可能性あり。	別紙1-3-7

工程表又は見直し方針記載内容（工程表又は見直し方針に記載されている内容を元に作成）								検討結果		
No. ^{※1}	法、規則、告示	条項	規制等の内容概要	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し要否	見直し完了 時期	検討後 Phase	理由	詳細記載箇所
なし	規則	別表第1	貯蔵設備の完成検査の方法	(工程表又は見直し方針に記載なし)				一部Phase2又は3に移行	「目視」のうち一部を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に、「巻尺その他の測定器具を用いた測定」のうち一部を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に、「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更したことによるもの。	別紙1-3-5
なし	規則	別表第2	特定供給設備（バルク供給に係るものを除く）の完成検査の方法	(工程表又は見直し方針に記載なし)				一部Phase2又は3に移行	「目視」のうち一部を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に、「巻尺その他の測定器具を用いた測定」のうち一部を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に、「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更したことによるもの。	別紙1-3-6
なし	規則	別表第3	特定供給設備（バルク供給に係るものに限る）の完成検査の方法	(工程表又は見直し方針に記載なし)				一部Phase2又は3に移行	「目視」のうち一部を「目視（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に、「巻尺その他の測定器具を用いた測定」のうち一部を「巻尺その他の測定器具を用いた測定（遠隔での情報取得及び自動判定を行うことができる方法を含む。）」に、「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更したことによるもの。	別紙1-3-7
なし	規則	別表第4	充てん設備の完成検査、保安検査の方法	(工程表又は見直し方針に記載なし)				一部Phase2又は3に移行	「記録」を「記録（自動判定を行うことができる方法を含む。）」に変更	別紙1-3-1

※1 No.は工程表又は見直し対照表に記載されているNo.を記載

※2 バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示

※3 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示

保安業務ガイド等の改訂

1. 改訂対象

以下の6種類について改訂作業を行った。

No.	テキスト等の名称	新旧対照表
1	L P ガス販売事業の手引き	別紙2-1
2	保安業務ガイド（点検・調査）	別紙2-2
3	保安業務ガイド（周知）	別紙2-3
4	C O 中毒事故防止技術	別紙2-4
5	保安業務ガイド（緊急時連絡・緊急時対応）	別紙2-5
6	保安業務ガイド（ヒヤリハット）	なし

※内容に関する改訂なし。

2. 主な改訂内容

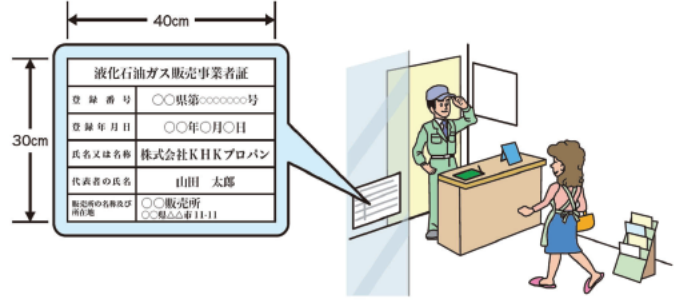
全体的な改訂として、表紙の色の変更、表現などの修正、年度の修正等を行った。

また、改訂にあたり、元データをMicrosoft Office Word（一部の図表についてはMicrosoft Excel）に変換した。

その他、上記の6種類の保安業務ガイド等の主な改訂内容は以下の通り。

- ①「L P ガス販売事業の手引き」：液石法第7条の改正、液石法施行規則第8条の2及び第8条の3の追加並びに液石法施行規則様式第4の改正に伴う標識の公衆閲覧に係る内容等の追記、通達（別添4 第11条（貯蔵施設）関係）の改正に伴う表現の修正。
- ②「保安業務ガイド（点検・調査）」：事故データの更新。
- ③「保安業務ガイド（周知）」：液石法施行規則第38条の3及び第38条の4の改正に伴う修正。
- ④「C O 中毒事故防止技術」：事故等データの更新。
- ⑤「保安業務ガイド（緊急時連絡・緊急時対応）」：集中監視センターの監視員の配置場所に関する通達改正に伴う修正。
- ⑥「保安業務ガイド（ヒヤリハット）」：全体的な改訂内容以外改訂なし。

L P ガス販売事業の手引き(新旧対照表)

頁等	令和5(2023)年度版	令和4(2022)年度版	備 考
目次	Ⅲ 販売事業 1. 標識の掲示等(法第7条 規則第8条～第8条の3)	Ⅲ 販売事業 1. 標識の掲示(法第7条 規則第8条)	法及び規則改正に伴う変更
P.11	1. 標識の掲示等 液化石油ガス販売事業者は、規則で定める様式の標識について、販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の規則で定める場合を除き、液化石油ガス販売事業者のウェブサイトへの掲載により、公衆の閲覧に供しなければなりません。(法第7条・規則第8条の3) (標識の様式は規則第8条より様式第4) 公衆の閲覧に供する措置を要しない場合については、①常時雇用する従業員の数が5人以下である場合、②自ら管理するウェブサイト有していない場合、のいずれかに該当する場合とされています。(規則第8条の2)  注) 標識の大きさは、販売所ごとに公衆の見やすい箇所に掲示する場合のもの。	1. 標識の掲示 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に規則で定める様式の標識を掲示しなければなりません。(法第7条) 標識は規則第8条で様式第4と定められています。 	法及び規則改正に伴う変更
P.15	① 貯蔵施設(略) イ (略) ロ 貯蔵施設に従業員で有資格者(保安業務員及び調査員を含む。)が管理人で常駐するか、又は貯蔵施設に関係者以外の者が容易に近づけず立ち入らないような措置を講じる(さく、へいを設け、施錠等を行うことなどが考えられるが、これに限らないと通達に記載されている)。	① 貯蔵施設(略) イ (略) ロ 貯蔵施設に従業員で有資格者(保安業務員及び調査員を含む。)が管理人で常駐するか、又は貯蔵施設にさく、へいを設け、施錠して関係者以外の者が立ち入れないようにする。	通達改正に伴う変更
P.46	注1) (略) 〈消防法：危険物の規制に関する規則第1条の5〉様式第1(第1条の5関係)「圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書」	注1) (略) 〈消防法：危険物の規制に関する規則第1条の5〉様式第1(第1条の5関係)「圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書」	記載変更
P.49	5. 特定工事 (1) (略) (特監法第3条)	5. 特定工事 (1) (略) (特監法律第3条)	記載変更

頁等	令和5(2023)年度版	令和4(2022)年度版	備 考
	(2) (略) (特監法 第6条)	(2) (略) (特監法律 第6条)	
P59	留意事項 ※1 (略) ※2 液化石油ガス設備士もガス消費機器設置工事監督者の資格を保有していると認められています。(P. 56表2参照) 業務範囲は、特監法に基づく特定工事に限られます。 ※3 (略) ※4 特定工事の場合、特定ガス消費機器 (P. 56表1参照) の設置等	留意事項 ※1 (略) ※2 液化石油ガス設備士もガス消費機器設置工事監督者の資格を保有していると認められています。(P. 55表2参照) 業務範囲は、特監法に基づく特定工事に限られます。 ※3 (略) ※4 特定工事の場合、特定ガス消費機器 (P. 55表1参照) の設置等	引用修正
P.60	留意事項 ※1 (略) ※2 液化石油ガス設備士もガス消費機器設置工事監督者の資格を保有していると認められています。(P. 56表2参照) 業務範囲は、特監法に基づく特定工事に限られます。 ※3 (略) ※4 特定工事の場合、特定ガス消費機器 (P. 56表1参照) の設置等	留意事項 ※1 (略) ※2 液化石油ガス設備士もガス消費機器設置工事監督者の資格を保有していると認められています。(P. 55表2参照) 業務範囲は、特監法に基づく特定工事に限られます。 ※3 (略) ※4 特定工事の場合、特定ガス消費機器 (P. 55表1参照) の設置等	引用修正

点検・調査(新旧対照表)

別紙 2-2

頁等	令和5(2023)年度版	令和4(2022)年度版	備 考																																																																																																																																				
凡例	▼「通達」 → 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について (20190308 保局第5号 平成31年3月15日) ▼「業務用黒本」→業務用ガス機器の設置基準及び実務指針〔(一財)日本ガス機器検査協会発行〕	▼「通達」 → 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について (20190308 保局第5号 平成31年3月15日 経済産業省大臣官房商保審発各経済産業局長、内閣府沖縄総合事務局長、各産業保安監督部長及び各都道府県知事宛)	・他の記載に合わせた削除 ・追加																																																																																																																																				
P.23	表3-1 埋設管事故の年別件数及び死傷者数 <table><tr><th>年 項目</th><th>2014</th><th>2015</th><th>2016</th><th>2017</th><th>2018</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th><th>2023</th></tr><tr><td>件数</td><td>27</td><td>28</td><td>33</td><td>46</td><td>61</td><td>50</td><td>58</td><td>58</td><td>69</td><td>50</td></tr><tr><td>内 B級事故</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>死 者 (人)</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>負傷者 (人)</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>内 B級事故</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	年 項目	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	件数	27	28	33	46	61	50	58	58	69	50	内 B級事故	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	死 者 (人)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	負傷者 (人)	0	1	0	1	3	1	0	1	0	1	内 B級事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	表3-1 埋設管事故の年別件数及び死傷者数 <table><tr><th>年 項目</th><th>2013</th><th>2014</th><th>2015</th><th>2016</th><th>2017</th><th>2018</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr><tr><td>件数</td><td>25</td><td>27</td><td>28</td><td>33</td><td>46</td><td>61</td><td>50</td><td>58</td><td>58</td><td>69</td></tr><tr><td>内 B級事故</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>死 者 (人)</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>負傷者 (人)</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>内 B級事故</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	年 項目	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	件数	25	27	28	33	46	61	50	58	58	69	内 B級事故	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	死 者 (人)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	負傷者 (人)	2	0	1	0	1	3	1	0	1	0	内 B級事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	データ更新
年 項目	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023																																																																																																																													
件数	27	28	33	46	61	50	58	58	69	50																																																																																																																													
内 B級事故	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																													
死 者 (人)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																													
負傷者 (人)	0	1	0	1	3	1	0	1	0	1																																																																																																																													
内 B級事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																													
年 項目	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022																																																																																																																													
件数	25	27	28	33	46	61	50	58	58	69																																																																																																																													
内 B級事故	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																													
死 者 (人)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																													
負傷者 (人)	2	0	1	0	1	3	1	0	1	0																																																																																																																													
内 B級事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																													
P.24	<table><caption>埋設管事故の年別件数及び死傷者数 (2014-2023)</caption><thead><tr><th>年</th><th>供給管 (件数)</th><th>配管 (件数)</th><th>死傷者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>2014</td><td>21</td><td>6</td><td>0</td></tr><tr><td>2015</td><td>22</td><td>6</td><td>0</td></tr><tr><td>2016</td><td>27</td><td>6</td><td>0</td></tr><tr><td>2017</td><td>30</td><td>16</td><td>1</td></tr><tr><td>2018</td><td>39</td><td>22</td><td>3</td></tr><tr><td>2019</td><td>26</td><td>24</td><td>1</td></tr><tr><td>2020</td><td>39</td><td>19</td><td>0</td></tr><tr><td>2021</td><td>39</td><td>19</td><td>1</td></tr><tr><td>2022</td><td>47</td><td>22</td><td>0</td></tr><tr><td>2023</td><td>30</td><td>20</td><td>1</td></tr></tbody></table>	年	供給管 (件数)	配管 (件数)	死傷者数	2014	21	6	0	2015	22	6	0	2016	27	6	0	2017	30	16	1	2018	39	22	3	2019	26	24	1	2020	39	19	0	2021	39	19	1	2022	47	22	0	2023	30	20	1	<table><caption>埋設管事故の年別件数及び死傷者数 (2013-2022)</caption><thead><tr><th>年</th><th>供給管 (件数)</th><th>配管 (件数)</th><th>死傷者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>2013</td><td>20</td><td>5</td><td>0</td></tr><tr><td>2014</td><td>21</td><td>6</td><td>0</td></tr><tr><td>2015</td><td>22</td><td>6</td><td>0</td></tr><tr><td>2016</td><td>28</td><td>6</td><td>0</td></tr><tr><td>2017</td><td>32</td><td>15</td><td>1</td></tr><tr><td>2018</td><td>39</td><td>21</td><td>3</td></tr><tr><td>2019</td><td>26</td><td>24</td><td>5</td></tr><tr><td>2020</td><td>40</td><td>18</td><td>0</td></tr><tr><td>2021</td><td>38</td><td>19</td><td>1</td></tr><tr><td>2022</td><td>44</td><td>20</td><td>0</td></tr></tbody></table>	年	供給管 (件数)	配管 (件数)	死傷者数	2013	20	5	0	2014	21	6	0	2015	22	6	0	2016	28	6	0	2017	32	15	1	2018	39	21	3	2019	26	24	5	2020	40	18	0	2021	38	19	1	2022	44	20	0	データ更新																																												
年	供給管 (件数)	配管 (件数)	死傷者数																																																																																																																																				
2014	21	6	0																																																																																																																																				
2015	22	6	0																																																																																																																																				
2016	27	6	0																																																																																																																																				
2017	30	16	1																																																																																																																																				
2018	39	22	3																																																																																																																																				
2019	26	24	1																																																																																																																																				
2020	39	19	0																																																																																																																																				
2021	39	19	1																																																																																																																																				
2022	47	22	0																																																																																																																																				
2023	30	20	1																																																																																																																																				
年	供給管 (件数)	配管 (件数)	死傷者数																																																																																																																																				
2013	20	5	0																																																																																																																																				
2014	21	6	0																																																																																																																																				
2015	22	6	0																																																																																																																																				
2016	28	6	0																																																																																																																																				
2017	32	15	1																																																																																																																																				
2018	39	21	3																																																																																																																																				
2019	26	24	5																																																																																																																																				
2020	40	18	0																																																																																																																																				
2021	38	19	1																																																																																																																																				
2022	44	20	0																																																																																																																																				

頁等	令和5(2023)年度版	令和4(2022)年度版	備 考
P.34	※共同住宅等の場合は、参考資料の「7. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力、燃焼器入口圧力の確認方法」中の「自記圧力計等を用いる共同住宅の確認例」を参照してください。	※共同住宅等の場合は、参考資料の「7. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力、燃焼器入口圧力の確認方法」中の「自記圧力計を用いる共同住宅の確認例」を参照してください。	記載修正
P.40	※5 ガス衣類乾燥機が移動式燃焼器か移動式以外の燃焼器かについては、黒本及び業務用黒本を確認すること。	※5 ガス衣類乾燥機は、移動式燃焼器として扱う。〔黒本（第9版）〕	記載修正
P.43	(注) ガス衣類乾燥機が移動式燃焼器か移動式以外の燃焼器かについては、黒本及び業務用黒本を確認すること。	(注) ガス衣類乾燥機は開放式のガス機器であり、通常では移動式の燃焼器として扱うが、排湿筒を接続し固定して使用する場合は、移動式以外の燃焼器として取り扱う〔黒本（第8版）〕。	記載修正
P.49	半密閉式ガス機器（黒本参照）	半密閉式ガス機器（黒本9版参照）	記載修正
P.51	① (略) ② (略) ③強制排気式燃焼器告示で定められた強制排気式燃焼器 ・ガスを燃焼した場合に、正常に燃焼器から排気が排出されること。 ・具体的な調査方法については「強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について」（平成19年3月13日付 平成19・02・26原院第1号）を参照のこと。 (略)	① (略) ② (略) ③強制排気式燃焼器告示で定められた強制排気式燃焼器 ・ガスを燃焼した場合に、正常に燃焼器から排気が排出されること。 ・具体的な調査方法については「強制排気式の燃焼器の具体的な調査方法について」（平成19年3月13日付け 平成19・02・26原院第1号）を参照のこと。 (略)	記載修正
P.73	A2 保安機関は、通知及び連絡を行ったことで責務は終了している。また、販売事業者も改善提案等を行い対消費者という面では責務を終了していると考えられる。ただし、販売事業者は明らかに事故に至るおそれが十分にあると判断した場合には、法第35条の5の運用を図るべく、消費設備の所在する都道府県知事又は指定都市の長に対して通報をした方が良い。	A2 保安機関は、通知及び連絡を行ったことで責務は終了している。また、販売事業者も改善提案等を行い対消費者という面では責務を終了していると考えられる。ただし、販売事業者は明らかに事故に至るおそれが十分にあると判断した場合には、法第35条の5の運用を図るべく、消費設備の所在する都道府県知事に対して通報をした方が良い。	政令指定都市への権限移譲に伴う記載の追記

周知(新旧対照表)

別紙 2-3

頁等	令和5(2023)年度版	令和4(2022)年度版	備 考
P29	◆保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法 第38条の3 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 電磁的記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法 ◆保安機関による情報通信の技術を利用した承諾の取得 第38条の4 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 電磁的記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 2 (略)	◆保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法 第38条の3 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法 ◆保安機関による情報通信の技術を利用した承諾の取得 第38条の4 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 2 (略)	・規則改正に伴う変更

C O中毒事故防止対策技術(新旧対照表)

別紙 2-4

頁等	令和5(2023)年度版	令和4(2022)年度版	備 考
はじめに	令和4(2022)年の事故件数は264件で、令和3(2021)年の220件から44件増加し、死亡者は0人で前年度から1人減少、負傷者は27人で、令和3(2021)年の21人から6人増加しました。【経済産業省産業保安グループガス安全室「LPガス一般消費者等事故集計表(2024年2月末現在)」に基づく】	令和3(2021)年の事故件数は220件で、令和2(2020)年の198件から22件増加し、死亡者は1人で前年度と同数、負傷者は21人で、令和2(2020)年の29人から8人減少しました。【経済産業省産業保安グループガス安全室「LPガス一般消費者等事故集計表(2023年2月末現在)」に基づく】	最新のデータに修正
【凡例】	▼「通達」 → 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について (20190308 保局第5号 平成31年3月15日) ▼「例示基準」 → 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について (令和3年2月25日 20210203 保局第1号)	▼「通達」 → 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について (20140901 商局第3号 平成26年10月22日 経済産業省大臣官房商保審発各経済産業局長、内閣府沖縄総合事務局長、各産業保安監督部長及び各都道府県知事宛) ▼「例示基準」 → 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について (平成29年3月31日 20170316 商局第9号)	新規制定に伴う修正 新規制定に伴う修正
p.15	特監法において特定ガス消費機器の設置または変更の工事を行う者（特定工事事業者）は、その工事を行うとき、「ガス消費機器設置工事監督者」の資格を有する者（液化石油ガス設備士等）に実地に監督させ、又はその資格を有する特定工事事業者が自ら実地の監督若しくは自ら工事を行い、工事終了後に所定の表示をすることと定められています。	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年5月10日法律第33号以下「特監法」という。）において特定ガス消費機器の設置または変更の工事を行う者（特定工事事業者）は、その工事を行うとき、「ガス消費機器設置工事監督者」の資格を有する者（液化石油ガス設備士等）に実地に監督させ、又はその資格を有する特定工事事業者が自ら実地の監督若しくは自ら工事を行い、工事終了後に所定の表示をすることと定められています。	略称作成による削除
P.40	1. CO中毒事故の発生状況 令和4(2022)年のLPガス事故の発生状況については、件数が264件、負傷者数が27人、死亡者0人で、CO中毒事故については、発生しませんでした。 なお、過去の事故では、CO中毒事故1件当たり10名以上の負傷者が発生している事故もあることから、CO中毒事故が発生した場合には、重大な結果になる場合が多いと言えます。 【経済産業省産業保安グループガス安全室「LPガス一般消費者等事故集計表(2024年2月末現在)」に基づく】	1. CO中毒事故の発生状況 令和3(2021)年のLPガス事故の発生状況については、件数が220件、負傷者数が21人、死亡者1人で昭和42(1967)年以降、最も少ない負傷者数となり、このうちCO中毒事故については、発生しませんでした。 なお、過去の事故では、CO中毒事故1件当たり10名以上の負傷者が発生している事故もあることから、CO中毒事故が発生した場合には、重大な結果になる場合が多いと言えます。 【経済産業省産業保安グループガス安全室「LPガス一般消費者等事故集計表(2023年2月末現在)」に基づく】	最新のデータに修正

頁等	令和5(2023)年度版	令和4(2022)年度版	備考																																																																																																														
P.40 図 4.1	<table border="1"><thead><tr><th>Year</th><th>LP Gas Accidents (件)</th><th>LP Gas Accidents Deaths (人)</th><th>CO Poisoning Accidents (件)</th><th>CO Poisoning Accidents Deaths (人)</th></tr></thead><tbody><tr><td>25年</td><td>210</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>26年</td><td>187</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>27年</td><td>182</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>28年</td><td>140</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>29年</td><td>195</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>30年</td><td>212</td><td>6</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>元年</td><td>203</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2年</td><td>198</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>3年</td><td>220</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>4年</td><td>264</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></tbody></table>	Year	LP Gas Accidents (件)	LP Gas Accidents Deaths (人)	CO Poisoning Accidents (件)	CO Poisoning Accidents Deaths (人)	25年	210	4	3	2	26年	187	3	1	1	27年	182	4	2	1	28年	140	9	0	0	29年	195	3	0	0	30年	212	6	1	0	元年	203	0	0	0	2年	198	0	1	0	3年	220	0	1	0	4年	264	0	0	0	<table border="1"><thead><tr><th>Year</th><th>LP Gas Accidents (件)</th><th>LP Gas Accidents Deaths (人)</th><th>CO Poisoning Accidents (件)</th><th>CO Poisoning Accidents Deaths (人)</th></tr></thead><tbody><tr><td>24年</td><td>260</td><td>8</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>25年</td><td>210</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>26年</td><td>187</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>27年</td><td>182</td><td>6</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>28年</td><td>140</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>29年</td><td>195</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>30年</td><td>212</td><td>7</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>元年</td><td>203</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2年</td><td>198</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>3年</td><td>220</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr></tbody></table>	Year	LP Gas Accidents (件)	LP Gas Accidents Deaths (人)	CO Poisoning Accidents (件)	CO Poisoning Accidents Deaths (人)	24年	260	8	1	1	25年	210	4	2	2	26年	187	3	1	1	27年	182	6	2	1	28年	140	9	0	0	29年	195	3	0	0	30年	212	7	1	0	元年	203	0	0	0	2年	198	0	1	0	3年	220	0	1	0	令和 4 年のデータを追加
Year	LP Gas Accidents (件)	LP Gas Accidents Deaths (人)	CO Poisoning Accidents (件)	CO Poisoning Accidents Deaths (人)																																																																																																													
25年	210	4	3	2																																																																																																													
26年	187	3	1	1																																																																																																													
27年	182	4	2	1																																																																																																													
28年	140	9	0	0																																																																																																													
29年	195	3	0	0																																																																																																													
30年	212	6	1	0																																																																																																													
元年	203	0	0	0																																																																																																													
2年	198	0	1	0																																																																																																													
3年	220	0	1	0																																																																																																													
4年	264	0	0	0																																																																																																													
Year	LP Gas Accidents (件)	LP Gas Accidents Deaths (人)	CO Poisoning Accidents (件)	CO Poisoning Accidents Deaths (人)																																																																																																													
24年	260	8	1	1																																																																																																													
25年	210	4	2	2																																																																																																													
26年	187	3	1	1																																																																																																													
27年	182	6	2	1																																																																																																													
28年	140	9	0	0																																																																																																													
29年	195	3	0	0																																																																																																													
30年	212	7	1	0																																																																																																													
元年	203	0	0	0																																																																																																													
2年	198	0	1	0																																																																																																													
3年	220	0	1	0																																																																																																													
P.40 図 4.2	<table border="1"><thead><tr><th>Year</th><th>Household Use (件)</th><th>Business Use (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>25</td><td>1</td><td>3</td></tr><tr><td>26</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>27</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>28</td><td>1</td><td>8</td></tr><tr><td>29</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>30</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>元</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2年</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>3年</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>4年</td><td>0</td><td>0</td></tr></tbody></table>	Year	Household Use (件)	Business Use (件)	25	1	3	26	2	1	27	2	4	28	1	8	29	1	2	30	2	5	元	0	0	2年	0	0	3年	0	0	4年	0	0	<table border="1"><thead><tr><th>Year</th><th>Household Use (件)</th><th>Business Use (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>24</td><td>2</td><td>6</td></tr><tr><td>25</td><td>1</td><td>3</td></tr><tr><td>26</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>27</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>28</td><td>1</td><td>8</td></tr><tr><td>29</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>30</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>元</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2年</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>3年</td><td>0</td><td>0</td></tr></tbody></table>	Year	Household Use (件)	Business Use (件)	24	2	6	25	1	3	26	2	1	27	2	4	28	1	8	29	1	2	30	2	5	元	0	0	2年	0	0	3年	0	0	令和 4 年のデータを追加																																												
Year	Household Use (件)	Business Use (件)																																																																																																															
25	1	3																																																																																																															
26	2	1																																																																																																															
27	2	4																																																																																																															
28	1	8																																																																																																															
29	1	2																																																																																																															
30	2	5																																																																																																															
元	0	0																																																																																																															
2年	0	0																																																																																																															
3年	0	0																																																																																																															
4年	0	0																																																																																																															
Year	Household Use (件)	Business Use (件)																																																																																																															
24	2	6																																																																																																															
25	1	3																																																																																																															
26	2	1																																																																																																															
27	2	4																																																																																																															
28	1	8																																																																																																															
29	1	2																																																																																																															
30	2	5																																																																																																															
元	0	0																																																																																																															
2年	0	0																																																																																																															
3年	0	0																																																																																																															

頁等 P.40 図 4.3	令和5(2023)年度版 <table><thead><tr><th>年</th><th>死亡者</th><th>負傷者</th></tr></thead><tbody><tr><td>25</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>26</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>27</td><td>1</td><td>14</td></tr><tr><td>28</td><td>0</td><td>29</td></tr><tr><td>29</td><td>0</td><td>5</td></tr><tr><td>30</td><td>1</td><td>16</td></tr><tr><td>元</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2年</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>3年</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>4年</td><td>0</td><td>0</td></tr></tbody></table>	年	死亡者	負傷者	25	2	4	26	1	4	27	1	14	28	0	29	29	0	5	30	1	16	元	0	0	2年	0	0	3年	0	0	4年	0	0																																																																																													
年	死亡者	負傷者																																																																																																																													
25	2	4																																																																																																																													
26	1	4																																																																																																																													
27	1	14																																																																																																																													
28	0	29																																																																																																																													
29	0	5																																																																																																																													
30	1	16																																																																																																																													
元	0	0																																																																																																																													
2年	0	0																																																																																																																													
3年	0	0																																																																																																																													
4年	0	0																																																																																																																													
	令和4(2022)年度版 <table><thead><tr><th>年</th><th>死亡者</th><th>負傷者</th></tr></thead><tbody><tr><td>24</td><td>1</td><td>37</td></tr><tr><td>25</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>26</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>27</td><td>1</td><td>14</td></tr><tr><td>28</td><td>0</td><td>29</td></tr><tr><td>29</td><td>5</td><td>0</td></tr><tr><td>30</td><td>1</td><td>16</td></tr><tr><td>元</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>2年</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>3年</td><td>0</td><td>0</td></tr></tbody></table>	年	死亡者	負傷者	24	1	37	25	2	4	26	1	4	27	1	14	28	0	29	29	5	0	30	1	16	元	0	0	2年	0	0	3年	0	0	備考 令和 4 年のデータを追加																																																																																												
年	死亡者	負傷者																																																																																																																													
24	1	37																																																																																																																													
25	2	4																																																																																																																													
26	1	4																																																																																																																													
27	1	14																																																																																																																													
28	0	29																																																																																																																													
29	5	0																																																																																																																													
30	1	16																																																																																																																													
元	0	0																																																																																																																													
2年	0	0																																																																																																																													
3年	0	0																																																																																																																													
P.67 表 5.2	<table><thead><tr><th>燃焼器</th><th>平成 3 0 年度 (H31.3.31現在)</th><th>令和元年度 (R 2 .3.31現在)</th><th>令和 2 年度 (R 3 .3.31現在)</th><th>令和 3 年度 (R 4 .3.31現在)</th><th>令和 4 年度 (R 4 .3.31現在)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">湯沸器</td><td>開放式</td><td>13,167</td><td>11,846</td><td>10,680</td><td>11,550</td><td>8,614</td></tr><tr><td>CF式</td><td>3,652</td><td>7,345</td><td>2,492</td><td>2,015</td><td>1,817</td></tr><tr><td>FE式</td><td>24,189</td><td>21,898</td><td>18,054</td><td>15,346</td><td>13,914</td></tr><tr><td>合計</td><td>41,008</td><td>41,089</td><td>31,226</td><td>28,911</td><td>24,345</td></tr><tr><td rowspan="3">風呂釜</td><td>CF式</td><td>20,407</td><td>17,330</td><td>14,596</td><td>12,720</td><td>10,368</td></tr><tr><td>FE式</td><td>1,848</td><td>1,259</td><td>845</td><td>815</td><td>975</td></tr><tr><td>合計</td><td>22,255</td><td>18,589</td><td>15,540</td><td>13,535</td><td>11,343</td></tr><tr><td>排気筒</td><td>4,273</td><td>3,860</td><td>3,090</td><td>2,154</td><td>2,505</td></tr><tr><td>合計</td><td>67,536</td><td>63,538</td><td>49,856</td><td>44,600</td><td>38,193</td></tr></tbody></table>	燃焼器	平成 3 0 年度 (H31.3.31現在)	令和元年度 (R 2 .3.31現在)	令和 2 年度 (R 3 .3.31現在)	令和 3 年度 (R 4 .3.31現在)	令和 4 年度 (R 4 .3.31現在)	湯沸器	開放式	13,167	11,846	10,680	11,550	8,614	CF式	3,652	7,345	2,492	2,015	1,817	FE式	24,189	21,898	18,054	15,346	13,914	合計	41,008	41,089	31,226	28,911	24,345	風呂釜	CF式	20,407	17,330	14,596	12,720	10,368	FE式	1,848	1,259	845	815	975	合計	22,255	18,589	15,540	13,535	11,343	排気筒	4,273	3,860	3,090	2,154	2,505	合計	67,536	63,538	49,856	44,600	38,193	<table><thead><tr><th>燃焼器</th><th>平成 2 9 年度 (H30.3.31現在)</th><th>平成 3 0 年度 (H31.3.31現在)</th><th>令和元年度 (R 2 .3.31現在)</th><th>令和 2 年度 (R 3 .3.31現在)</th><th>令和 3 年度 (R 4 .3.31現在)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">湯沸器</td><td>開放式</td><td>13,204</td><td>13,167</td><td>11,846</td><td>10,680</td><td>11,550</td></tr><tr><td>CF式</td><td>4,111</td><td>3,652</td><td>7,345</td><td>2,492</td><td>2,015</td></tr><tr><td>FE式</td><td>27,045</td><td>24,189</td><td>21,898</td><td>18,054</td><td>15,346</td></tr><tr><td>合計</td><td>44,360</td><td>41,008</td><td>41,089</td><td>31,226</td><td>28,911</td></tr><tr><td rowspan="3">風呂釜</td><td>CF式</td><td>24,090</td><td>20,407</td><td>17,330</td><td>14,596</td><td>12,720</td></tr><tr><td>FE式</td><td>1,543</td><td>1,848</td><td>1,259</td><td>845</td><td>815</td></tr><tr><td>合計</td><td>25,633</td><td>22,255</td><td>18,589</td><td>15,540</td><td>13,535</td></tr><tr><td>排気筒</td><td>5,460</td><td>4,273</td><td>3,860</td><td>3,090</td><td>2,154</td></tr><tr><td>合計</td><td>75,453</td><td>67,536</td><td>63,538</td><td>49,856</td><td>44,600</td></tr></tbody></table>	燃焼器	平成 2 9 年度 (H30.3.31現在)	平成 3 0 年度 (H31.3.31現在)	令和元年度 (R 2 .3.31現在)	令和 2 年度 (R 3 .3.31現在)	令和 3 年度 (R 4 .3.31現在)	湯沸器	開放式	13,204	13,167	11,846	10,680	11,550	CF式	4,111	3,652	7,345	2,492	2,015	FE式	27,045	24,189	21,898	18,054	15,346	合計	44,360	41,008	41,089	31,226	28,911	風呂釜	CF式	24,090	20,407	17,330	14,596	12,720	FE式	1,543	1,848	1,259	845	815	合計	25,633	22,255	18,589	15,540	13,535	排気筒	5,460	4,273	3,860	3,090	2,154	合計	75,453	67,536	63,538	49,856	44,600	令和 4 年のデータを追加
燃焼器	平成 3 0 年度 (H31.3.31現在)	令和元年度 (R 2 .3.31現在)	令和 2 年度 (R 3 .3.31現在)	令和 3 年度 (R 4 .3.31現在)	令和 4 年度 (R 4 .3.31現在)																																																																																																																										
湯沸器	開放式	13,167	11,846	10,680	11,550	8,614																																																																																																																									
	CF式	3,652	7,345	2,492	2,015	1,817																																																																																																																									
	FE式	24,189	21,898	18,054	15,346	13,914																																																																																																																									
	合計	41,008	41,089	31,226	28,911	24,345																																																																																																																									
風呂釜	CF式	20,407	17,330	14,596	12,720	10,368																																																																																																																									
	FE式	1,848	1,259	845	815	975																																																																																																																									
	合計	22,255	18,589	15,540	13,535	11,343																																																																																																																									
排気筒	4,273	3,860	3,090	2,154	2,505																																																																																																																										
合計	67,536	63,538	49,856	44,600	38,193																																																																																																																										
燃焼器	平成 2 9 年度 (H30.3.31現在)	平成 3 0 年度 (H31.3.31現在)	令和元年度 (R 2 .3.31現在)	令和 2 年度 (R 3 .3.31現在)	令和 3 年度 (R 4 .3.31現在)																																																																																																																										
湯沸器	開放式	13,204	13,167	11,846	10,680	11,550																																																																																																																									
	CF式	4,111	3,652	7,345	2,492	2,015																																																																																																																									
	FE式	27,045	24,189	21,898	18,054	15,346																																																																																																																									
	合計	44,360	41,008	41,089	31,226	28,911																																																																																																																									
風呂釜	CF式	24,090	20,407	17,330	14,596	12,720																																																																																																																									
	FE式	1,543	1,848	1,259	845	815																																																																																																																									
	合計	25,633	22,255	18,589	15,540	13,535																																																																																																																									
排気筒	5,460	4,273	3,860	3,090	2,154																																																																																																																										
合計	75,453	67,536	63,538	49,856	44,600																																																																																																																										
P.89 図 7.4	<table><thead><tr><th>年</th><th>一般住宅</th><th>共同住宅</th><th>業務用施設等</th></tr></thead><tbody><tr><td>2018年 (H30)</td><td>89</td><td>50</td><td>73</td></tr><tr><td>2019年 (R1)</td><td>72</td><td>50</td><td>81</td></tr><tr><td>2020年 (R2)</td><td>84</td><td>55</td><td>59</td></tr><tr><td>2021年 (R3)</td><td>85</td><td>67</td><td>68</td></tr><tr><td>2022年 (R4)</td><td>131</td><td>58</td><td>75</td></tr></tbody></table>	年	一般住宅	共同住宅	業務用施設等	2018年 (H30)	89	50	73	2019年 (R1)	72	50	81	2020年 (R2)	84	55	59	2021年 (R3)	85	67	68	2022年 (R4)	131	58	75	<table><thead><tr><th>年</th><th>一般住宅</th><th>共同住宅</th><th>業務用施設等</th></tr></thead><tbody><tr><td>2017年 (H29)</td><td>65</td><td>55</td><td>75</td></tr><tr><td>2018年 (H30)</td><td>89</td><td>50</td><td>71</td></tr><tr><td>2019年 (R1)</td><td>79</td><td>50</td><td>72</td></tr><tr><td>2020年 (R2)</td><td>81</td><td>49</td><td>60</td></tr><tr><td>2021年 (R3)</td><td>85</td><td>68</td><td>67</td></tr></tbody></table>	年	一般住宅	共同住宅	業務用施設等	2017年 (H29)	65	55	75	2018年 (H30)	89	50	71	2019年 (R1)	79	50	72	2020年 (R2)	81	49	60	2021年 (R3)	85	68	67	令和 4 年のデータを追加																																																																												
年	一般住宅	共同住宅	業務用施設等																																																																																																																												
2018年 (H30)	89	50	73																																																																																																																												
2019年 (R1)	72	50	81																																																																																																																												
2020年 (R2)	84	55	59																																																																																																																												
2021年 (R3)	85	67	68																																																																																																																												
2022年 (R4)	131	58	75																																																																																																																												
年	一般住宅	共同住宅	業務用施設等																																																																																																																												
2017年 (H29)	65	55	75																																																																																																																												
2018年 (H30)	89	50	71																																																																																																																												
2019年 (R1)	79	50	72																																																																																																																												
2020年 (R2)	81	49	60																																																																																																																												
2021年 (R3)	85	68	67																																																																																																																												

頁等	令和5(2023)年度版	令和4(2022)年度版	備 考																																																																																																																																												
P. 89 図 7. 5	This chart displays the number of units (件) of LP gas (orange bars), city gas (blue bars), and the cumulative number of gas exchange equipment shipments (grey line) from Heisei 18 to Reiwa 4. The left y-axis ranges from 0 to 20 units, and the right y-axis ranges from 0 to 2500 units. The x-axis labels are H18, H19, H20, H21, H22, H23, H24, H25, H26, H27, H28, H29, H30, R1, R2, R3, and R4. The cumulative shipment data points are: H18 (0), H19 (167), H20 (387), H21 (555), H22 (713), H23 (858), H24 (958), H25 (1057), H26 (1120), H27 (1214), H28 (1378), H29 (1567), H30 (1740), R1 (1854), R2 (1979), R3 (2117), and R4 (2273). <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>LPガス (件)</th><th>都市ガス (件)</th><th>換気警報器の出荷台数(累計) (台)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H18</td><td>2</td><td>7</td><td>0</td></tr><tr><td>H19</td><td>3</td><td>6</td><td>167</td></tr><tr><td>H20</td><td>12</td><td>11</td><td>387</td></tr><tr><td>H21</td><td>6</td><td>6</td><td>555</td></tr><tr><td>H22</td><td>5</td><td>5</td><td>713</td></tr><tr><td>H23</td><td>4</td><td>6</td><td>858</td></tr><tr><td>H24</td><td>2</td><td>2</td><td>958</td></tr><tr><td>H25</td><td>1</td><td>0</td><td>1057</td></tr><tr><td>H26</td><td>0</td><td>4</td><td>1120</td></tr><tr><td>H27</td><td>2</td><td>1</td><td>1214</td></tr><tr><td>H28</td><td>7</td><td>0</td><td>1378</td></tr><tr><td>H29</td><td>2</td><td>1</td><td>1567</td></tr><tr><td>H30</td><td>4</td><td>5</td><td>1740</td></tr><tr><td>R1</td><td>0</td><td>4</td><td>1854</td></tr><tr><td>R2</td><td>0</td><td>0</td><td>1979</td></tr><tr><td>R3</td><td>0</td><td>0</td><td>2117</td></tr><tr><td>R4</td><td>2</td><td>0</td><td>2273</td></tr></tbody></table>	年度	LPガス (件)	都市ガス (件)	換気警報器の出荷台数(累計) (台)	H18	2	7	0	H19	3	6	167	H20	12	11	387	H21	6	6	555	H22	5	5	713	H23	4	6	858	H24	2	2	958	H25	1	0	1057	H26	0	4	1120	H27	2	1	1214	H28	7	0	1378	H29	2	1	1567	H30	4	5	1740	R1	0	4	1854	R2	0	0	1979	R3	0	0	2117	R4	2	0	2273	This chart displays the number of units (件) of LP gas (orange bars), city gas (blue bars), and the cumulative number of gas exchange equipment shipments (grey line) from Heisei 18 to Reiwa 3. The left y-axis ranges from 0 to 20 units, and the right y-axis ranges from 0 to 2500 units. The x-axis labels are H18, H19, H20, H21, H22, H23, H24, H25, H26, H27, H28, H29, H30, R1, R2, and R3. The cumulative shipment data points are: H18 (0), H19 (167), H20 (387), H21 (555), H22 (713), H23 (858), H24 (958), H25 (1057), H26 (1120), H27 (1214), H28 (1378), H29 (1567), H30 (1740), R1 (1854), R2 (1979), and R3 (2117). <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>LPガス (件)</th><th>都市ガス (件)</th><th>換気警報器の出荷台数(累計) (台)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H18</td><td>2</td><td>7</td><td>0</td></tr><tr><td>H19</td><td>3</td><td>6</td><td>167</td></tr><tr><td>H20</td><td>12</td><td>11</td><td>387</td></tr><tr><td>H21</td><td>6</td><td>6</td><td>555</td></tr><tr><td>H22</td><td>5</td><td>5</td><td>713</td></tr><tr><td>H23</td><td>4</td><td>6</td><td>858</td></tr><tr><td>H24</td><td>2</td><td>2</td><td>958</td></tr><tr><td>H25</td><td>1</td><td>0</td><td>1057</td></tr><tr><td>H26</td><td>0</td><td>4</td><td>1120</td></tr><tr><td>H27</td><td>2</td><td>1</td><td>1214</td></tr><tr><td>H28</td><td>7</td><td>0</td><td>1378</td></tr><tr><td>H29</td><td>2</td><td>1</td><td>1567</td></tr><tr><td>H30</td><td>4</td><td>5</td><td>1740</td></tr><tr><td>R1</td><td>0</td><td>4</td><td>1854</td></tr><tr><td>R2</td><td>0</td><td>0</td><td>1979</td></tr><tr><td>R3</td><td>0</td><td>1</td><td>2117</td></tr></tbody></table>	年度	LPガス (件)	都市ガス (件)	換気警報器の出荷台数(累計) (台)	H18	2	7	0	H19	3	6	167	H20	12	11	387	H21	6	6	555	H22	5	5	713	H23	4	6	858	H24	2	2	958	H25	1	0	1057	H26	0	4	1120	H27	2	1	1214	H28	7	0	1378	H29	2	1	1567	H30	4	5	1740	R1	0	4	1854	R2	0	0	1979	R3	0	1	2117	令和4年のデータを追加
年度	LPガス (件)	都市ガス (件)	換気警報器の出荷台数(累計) (台)																																																																																																																																												
H18	2	7	0																																																																																																																																												
H19	3	6	167																																																																																																																																												
H20	12	11	387																																																																																																																																												
H21	6	6	555																																																																																																																																												
H22	5	5	713																																																																																																																																												
H23	4	6	858																																																																																																																																												
H24	2	2	958																																																																																																																																												
H25	1	0	1057																																																																																																																																												
H26	0	4	1120																																																																																																																																												
H27	2	1	1214																																																																																																																																												
H28	7	0	1378																																																																																																																																												
H29	2	1	1567																																																																																																																																												
H30	4	5	1740																																																																																																																																												
R1	0	4	1854																																																																																																																																												
R2	0	0	1979																																																																																																																																												
R3	0	0	2117																																																																																																																																												
R4	2	0	2273																																																																																																																																												
年度	LPガス (件)	都市ガス (件)	換気警報器の出荷台数(累計) (台)																																																																																																																																												
H18	2	7	0																																																																																																																																												
H19	3	6	167																																																																																																																																												
H20	12	11	387																																																																																																																																												
H21	6	6	555																																																																																																																																												
H22	5	5	713																																																																																																																																												
H23	4	6	858																																																																																																																																												
H24	2	2	958																																																																																																																																												
H25	1	0	1057																																																																																																																																												
H26	0	4	1120																																																																																																																																												
H27	2	1	1214																																																																																																																																												
H28	7	0	1378																																																																																																																																												
H29	2	1	1567																																																																																																																																												
H30	4	5	1740																																																																																																																																												
R1	0	4	1854																																																																																																																																												
R2	0	0	1979																																																																																																																																												
R3	0	1	2117																																																																																																																																												

緊急時連絡・緊急時対応(新旧対照表)

別紙 2-5

頁等	令和5(2023)年度版	令和4(2022)年度版	備 考
P4,5	※緊急時連絡については、令和5年12月15日公布・施行の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程(20231212 保局第2号)において、監視員は、集中監視センター(規則第45条第3号の機器の設置場所)又は前条の業務が円滑に実施することができる場所に常時配置するものとする、と改正されております。(前条の業務が円滑に実施することができる場所の例:テレワーク可能な場所) なお、テレワークする際は通信環境の整備を行うとともに、情報セキュリティの取扱いにも留意する必要があります。	【図中に新規に追加】	集中監視センターの監視員の配置場所に関する通達改正に伴う修正

自主保安に係る申告書及びチェックシートの 取りまとめ

実施内容

L P ガス販売事業者等から経済産業省に電子媒体で提出される各60件程度の自主保安に係る申告書及びチェックシートを取りまとめ、集計の上、9月に経済産業省に提出したとともに、経済産業省と調整し、コンテンツ作成等の検討資料として使用した。

関係資料一覧

別紙3-1 自主保安活動チェックシートの提出及びL P ガス消費者保安功労者表彰実施要領

※別紙3-1中の別紙のうち、以下別紙3-2及び別紙3-3については、報告書の構成のため、元の資料から番号を変更している。また、その他構成上必要な場合についても変更を行っている。

別紙3-2 保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰申告書

別紙3-3 自主保安活動チェックシート（都道府県協会提出用）

**自主保安活動チェックシートの提出
及び
L P ガス消費者保安功績者表彰実施要領**

令和 5 年度

経済産業省・L P ガス安全委員会

(一社)全国L P ガス協会・都道府県L P ガス協会

自主保安活動チェックシートの提出及び
令和５年度ＬＰガス消費者保安功績者表彰について

令和５年５月

国は、２０２０年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、２０３０年を見据えた総合的なガスの保安対策として２０２１年度から「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」を実施しているところです。

また、国の動きに合わせて（一社）全国ＬＰガス協会の自主保安運動においても、令和３年度より「ＬＰガス安心サポート推進運動（５年間）」を展開し、国の「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」に示されたアクションプラン等と一体的に展開し、死亡事故０～１件未満／年、人身事故０～２５件未満／年の達成を目指し実施しているところです。

２０２２年（１～１２月）のＬＰガス事故件数については、速報値で２６１件、前年に対して４１件増加しており、ＬＰガス販売事業者等起因する事故も２２件増加しております。

なお、死亡事故０件、人身事故２２件となっており、目標は達成している状況です。

このような状況等を踏まえ、国の「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」においても、標記チェックシートを活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に活用する活動を継続して行うことが示されています。

つきましては、上述を踏まえ下記について、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

① 「自主保安活動チェックシート」を所属の都道府県協会に提出

別紙３-２（青色の用紙）の２ページ以降の申告書について自己採点を行い、その結果を別紙３-３（黄色の用紙）に記載して、別紙３-３（黄色の用紙）を所属の都道府県ＬＰガス協会にご送付ください。

② 令和５年度ＬＰガス消費者保安功績者表彰を所属の都道府県協会又は七協議会連絡会等へ申告

上記①の自己採点の結果、申告書の評価項目の総合点数が７５点以上かつ一定の条件をクリアした販売事業者等（過去の受賞業者含む）におかれましては、別紙（３-２青色の用紙）を別表に記載の提出先に期限内にご申告ください。

* なお、上記①及び②については、いずれも令和５年４月３０日現在の状況等をご記入ください。

令和５年度保安優良液化石油ガス販売事業者等表彰申告の主な注意事項

○販売事業所単位で申告可。

- ・同一事業者の他販売事業所が事故を起こしても当該販売事業所が事故を起こしていなければ申告可
- ・同一事業者の他販売事業所が立入検査による処分等を受けていても当該販売事業所が処分等を受けていなければ申告可

○１販売事業者あたり、申告できる事業所数の上限が３事業所まで。

○原則連続受賞が可能。

○保安優良液化石油ガス販売事業者等として通算５回目、以降表彰基準５回目に達した場合は保安優秀液化石油ガス販売事業者等の表彰。

○技術総括・保安審議官表彰の受賞回数が高圧ガス保安経済産業大臣表彰の加点対象。

○自己採点結果７５点以上かつ一定の基準クリアが申告条件。被表彰者数の枠内に入れば表彰。

○技術総括・保安審議官表彰については自己採点結果９０点以上、かつ、チェックシート記載内容を本省もしくは産業保安監督部による現地ヒアリングにて確認の上決定いたします。その他の場合は申告内容により高圧ガス保安協会長表彰、ＬＰガス安全委員会長表彰となります。

○今回より項目について内容の一部変更、配点等の主な変更点は以下のとおりとなります。

Ⅰ. 保安方針 Ｎｏ．２ ③集中監視システムの導入、⑤ガス漏れ警報器連動遮断装置、⑥ガス栓カバー等 Ｎｏ．３ ②定期交換の管理、③老朽化設備・機器の一掃

Ⅱ. 保安管理体制 Ｎｏ．２ ③保安教育の実施 Ｎｏ．３ ②排気筒を設置している燃焼器を使用している消費者への保安啓発活動 Ｎｏ．５ ①経年埋設管の交換、②他工事業者による事故防止対策

Ⅲ. 保安業務 Ｎｏ．１ ③メータの異常表示の確認、⑥質量販売にかかる事故防止対策 Ｎｏ．２ ③ＬＰガスの使用に不安のある消費者に対する特別な保安活動

Ⅳ. 自然災害対策 ①ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折損型調整器の設置、③防災訓練の実施又は参加、⑤ハザードマップの活用、⑥災害発生時の対応について

以上

令和5年度液化石油ガス消費者保安功績者表彰実施要領
(技術総括・保安審議官表彰、高圧ガス保安協会長表彰、LPガス安全委員会長表彰)

自主保安活動を推進し顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰することにより、液化石油ガス販売事業者等の保安意識の高揚を図り、もって液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安を確保するため、液化石油ガス消費者保安功績者表彰実施要領を制定し、この要領に基づいて同表彰を行うものとする。

記

1. 表彰実施者 大臣官房技術総括・保安審議官
 高圧ガス保安協会長、LPガス安全委員会長
2. 表彰時期 本年10月予定
3. 表彰式会場 東京都内
 LPガス安全委員会が行う「LPガス消費者保安推進大会」において表彰する。

4. 表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）

表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス販売事業者の各事業所（以下「販売事業者等」という。）、液化石油ガス関係団体（以下「関係団体」という。）、個人及び保安機関を対象に行う。

(1) 保安優良液化石油ガス販売事業者及び保安優良液化石油ガス販売事業所の表彰

一般消費者等の保安を確保するため、次に掲げる自主保安活動を積極的かつ総合的に推進し、顕著な功績を挙げた販売事業者等を、液化石油ガス販売事業者にあつては「保安優良液化石油ガス販売事業者」として、液化石油ガス販売事業者の各事業所にあつては「保安優良液化石油ガス販売事業所」として、それぞれ表彰する。

ただし、同一年度における下記(4)による表彰、高圧ガス保安産業保安監督部長表彰、同支部長表彰及び同那覇産業保安監督事務所長表彰の該当者並びに該当事業所については、本表彰の対象としない。なお、技術総括・保安審議官表彰については、当該表彰（技術総括・保安審議官表彰）及び下記(4)による表彰を合わせて11回以上の受賞基準に達した事業者並びに事業所については、当該表彰（技術総括・保安審議官表彰）の対象としない。

① 保安方針

保安確保の体制として、目標を定め、責任と権限とを明確化しており、安全機器等の設置の取組及び予防保全（期限管理及び交換）を積極的に講じていること。

② 保安管理体制

資格者の確保、設備工事の管理、一酸化炭素中毒事故防止対策及び埋設管の管理を積極的に講じていること。

③ 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

自主的な保安高度化の取組及び消費者保安啓発活動を積極的に講じていること。

(2) 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

次に掲げるいずれかの項目について、液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して指導的役割を果たした個人を「保安功労者」として表彰する。また、同様に液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して積極的に貢献した関係団体にあつては「優良液化石油ガス関係団体」として、保安機関にあつては「優良保安機関」として、それぞれ表彰する。

① 保安活動を積極的に展開し、その効果が上がっていること。

② 保安に関するボランティア活動に参加し、その功績が認められること。

③ 事故防止に関し積極的に対応した経験があること。

④ 教育機関において、保安啓発活動に尽力したこと。

⑤ 保安に関する技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。

⑥ その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

- ⑦ 保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数20年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。（保安功労者のみ対象）

（3）上記（1）及び（2）の規定にかかわらず、液化石油ガスの保安等に特に顕著な功績を挙げた個人、企業又は団体を表彰することができる。

（4）上記の技術総括・保安審議官表彰について、「保安優良液化石油ガス販売事業者」又は「保安優良液化石油ガス販売事業所」として通算5回目に表彰するときは、「保安優秀液化石油ガス販売事業者」又は「保安優秀液化石油ガス販売事業所」として表彰する。以降「保安優良液化石油ガス販売事業者」又は「保安優良液化石油ガス販売事業所」の表彰基準に5回達した場合、「保安優秀液化石油ガス販売事業者」又は「保安優秀液化石油ガス販売事業所」として表彰する。

ただし、同一年度における高圧ガス保安大臣表彰、高圧ガス保安産業保安監督部長表彰、同支部長表彰及び同那覇産業保安監督事務所長表彰の該当者並びに該当事業所については、技術総括・保安審議官表彰の対象としない。

5. 被表彰者数

被表彰者数は、次に掲げるものとする。

① 技術総括・保安審議官表彰

上記4（1）、（2）、（3）、（4）を合わせて20者以内

② 高圧ガス保安協会長表彰

未定（昨年度は上記4（1）は50者以内、（2）は15者以内）

③ LPガス安全委員会長表彰

未定（昨年度は上記4（1）は70者以内、（2）は30者以内）

6. 被表彰者の推薦の基準及び方法

（1）保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所に係る推薦

- ① 当該表彰に係る推薦を行おうとする者は、別紙3-1-1「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰申告書」（以下「申告書」という。）に必要事項を記入して、評価項目の総合点数が75点以上の場合、下記に提出すること（自薦、他薦は問わない。）。

また、本表彰の対象となる各保安項目の実施状況は、毎年4月30日時点を基準とする。

- ② 推薦の手順は以下のとおりとする。

イ 経済産業省（以下「本省」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、日本液化石油ガス協議会（以下「日液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、本省と協議した上で本省に対して提出する。

ロ 経済産業局、産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部等」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、各監督部等の管轄区域の液化石油ガス販売事業者連絡協議会（以下「地域液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、当該産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）と協議した上で申告書を監督部に送付し、当該監督部から本省に対して提出する。

なお、地域液協がない監督部等が所管する販売事業者等にあつては、当該販売事業者等を所管する監督部が窓口として申告書を取りまとめ、本省に対して提出する。

ハ 都道府県が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、当該都道府県LPガス協会が窓口として申告書を取りまとめ、当該都道府県と協議した上で申告書を当該都道府県に送付し、当該都道府県から管轄する監督部を経由して本省に対して提出する。

二

a 日液協、地域液協及び都道府県LPガス協会は、別紙2「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。作成に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するものとする。

b

監督部及び都道府県は、別紙3-1-2「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。作成

に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するとともに、必要に応じて、当該販売事業者等に対し、ヒアリング等を行うものとする。（別紙3-1-2は添付していません。）

（２）保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰に係る推薦

ＬＰガス安全委員会、日液協、地域液協及び都道府県ＬＰガス協会は、当該表彰に係る保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関（以下「保安功労者等」という。）を選定し、別紙3-1-3「保安功労者の表彰候補者に対する評価・意見書」及び別紙3-1-4「液化石油ガス関係団体及び保安機関の表彰候補者に対する評価・意見書」（以下「評価・意見書」という。）を作成した上で、次の①、②及び④までの方法により提出する。（別紙3-1-3及び別紙3-1-4は添付していません。）

なお、日液協、地域液協及び都道府県ＬＰガス協会以外の推薦者は次の③に掲げるとおり、本省、監督部又は都道府県と協議した上で提出する。この場合において、当該推薦者は評価・意見書を本省に送付する。

また、推薦は、他薦によることとする。

- ① ＬＰガス安全委員会及び日液協は、本省と協議した上で提出する。この場合において、日液協は評価・意見書を本省に送付する。
- ② 地域液協は、監督部と協議した上で提出する。この場合において、監督部は評価・意見書を本省に送付する。
- ③ 地域液協のない監督部は、当該表彰に係る保安功労者等を選定し、提出する。この場合において、監督部は評価・意見書を本省に送付する。
- ④ 都道府県ＬＰガス協会は、都道府県と協議した上で提出する。この場合において、都道府県は評価・意見書を、当該都道府県を管轄する監督部を経由して本省に送付する。

（３）４．（３）に該当する個人、企業又は団体表彰に係る推薦を行おうとする者は、功績の内容を記載した別紙3-1-3又は別紙3-1-4に準じた評価・意見書を作成し、本省に対して提出する。この場合において、当該推薦者は評価・意見書を本省に送付する。

（４）４．（４）に該当する事業者及び事業所に係る推薦を行おうとする者は６．（１）の推薦に合わせて、別紙3-1-1 ８．の受賞回数を確認する。

７．申告書の提出期限

別表のとおり

８．被表彰者の決定等

（１）被表彰者の選考及び決定

被表彰者は、６．の推薦のあったものについて別紙3-1-5「液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の選考基準」に基づき、商務情報政策局産業保安グループで審査の上決定する。

（２）被表彰者の決定通知

本省は（１）の結果、被表彰者を決定した場合は、ＬＰガス安全委員会を通して、監督部、都道府県、日液協、一般社団法人全国ＬＰガス協会及び都道府県ＬＰガス協会に通知する。

（３）表彰の方式

表彰は表彰状の交付により行う。

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の選考基準

第1 「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰」「保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰」における各表彰者の選考は、次の基準により行うものとする。

1. 保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰
保安対策の実施状況の審査は、申告書の総合点数（評価項目を含む。）等を勘案の上、その実績が優秀であり、次の各項目に適合すること。

なお、技術総括・保安審議官表彰については、評価項目の総合点数が90点以上であり、提出されたチェックシートの記載内容について、本省若しくは監督部の現地ヒアリングにて内容確認を実施する。

- ① 過去5年間に行政の立入検査（液石法第83条の規定に基づく「立入検査」をいう。）を受け、液石法の違反に基づく処分又は指導（以下「処分等」という。）を受けていないこと（販売事業者の責任によらない場合を除く。）及びその他の場合において液石法の違反に基づく処分等を受けていないこと。
- ② 過去5年から10年の間に処分等を受けている場合は、必要に応じ、処分等の内容について立入検査等により改善状況が確認できること。
- ③ 人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去5年間（人損を伴わない事故にあつては過去3年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）。ただし、事故の発生が販売事業者の責任によらない場合にあつては、この限りではない。
- ④ 申告内容と実施状況とに齟齬がないこと（齟齬が認められた場合は、表彰以降でも表彰を取り消すものとする。）。
- ⑤ その他の法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するにふさわしくないものではないこと。

2. 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

（1）被表彰者の選考に当たっては、次の項目により審査し、次の項目のうち、いずれかの項目に該当する場合には、（2）により審査を行う。

- ① 液化石油ガスの保安に係る特色のある保安活動を展開し、その効果が上がっていること。
- ② 液化石油ガスの保安啓発にボランティア活動等を通して参加し、その功績が認められること。
- ③ 液化石油ガスによる事故の発生を未然に防止し、又は既に発生した事故を大事に至る前に防いだ経験があること（当該事故の原因が自己の職務上の責任によらない場合に限る。）。
- ④ 小中学校等の教育機関において、液化石油ガスの保安啓発活動に長年にわたって尽力したこと。
- ⑤ 液化石油ガスの保安に係る技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑥ その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑦ 保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数20年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。（保安功労者のみ対象）

(2) 保安功労者、関係団体及び保安機関にあっては、次の項目に適合すること。

- ① 保安功労者であって液化石油ガス事業者又は保安機関に所属する場合にあっては、保安功労者及び当該所属会社において液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、保安功労者又は保安功労者の所属会社に起因した人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間(人損を伴わない事故にあっては過去3年間)ないこと(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)
- ② 保安功労者であって関係団体に所属する場合又は関係団体にあっては、法令に基づく監査及びその他の場合において過去3年間に業務改善等の指導を受けたことがないこと。
- ③ 保安機関にあっては、液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間(人損を伴わない事故にあっては過去3年間)ないこと(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)
- ④ 保安功労者にあっては、勲章を受けた者、液化石油ガス保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者でないこと。

第2 実施要領4.(3)に該当するものについては、別途定める審査会の審議により決定する。

第3 実施要領4.(4)に該当するものについては、第1 1.の選考基準に加えて過去4回以上の受賞歴が確認できることにより決定する。

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の提出期限

被表彰者	被表彰者の推薦		提出の期限	
	提出先	評価・意見書の提出期限	推薦者等	本省への評価・意見書の提出期限
本省が所管する販売事業者等	日液協	7月11日	日液協	8月15日
ＬＰガス安全委員会が推薦する保安功労者			ＬＰガス安全委員会	
日液協が推薦する保安功労者			日液協	
地域液協のある監督部等が所管する販売事業者等	地域液協	7月11日	監督部 【 】は、監督部への提出期限	8月15日 【8月1日】
地域液協が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関				
地域液協のない監督部等が所管する販売事業者等	監督部	7月11日	監督部	8月15日
地域液協のない監督部等が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関				8月15日
都道府県が所管する販売事業者等	都道府県 ＬＰガス協会	7月11日	都道府県 《 》は、都道府県への提出期限	8月15日 《7月25日》 【8月1日】
都道府県ＬＰガス協会が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関			【 】は、監督部への提出期限	
地域液協及び都道府県ＬＰガス協会以外の者が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関			都道府県と協議する推薦者 《 》は、都道府県への提出期限	
			監督部と協議する推薦者 【 】は、監督部への提出期限	8月15日 【8月1日】
			本省と協議する推薦者	8月15日
実施要領４．（３）に該当する個人、企業又は団体				8月15日

各項目について記載漏れがないことを確認。

(ただし、「8.」～「11」については該当がなければ記入不要です。)

※推薦があり、自己採点結果90点以上は審議官表彰候補の対象となります。

別紙3-1-1

保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス
販売事業者の各事業所表彰申告書
(4月30日現在)

1. 登録事業者名／ふりがな： _____
※1 事業所である場合には、登録事業者名の後に括弧書で事業所名を記載すること。
※2 事業所である場合には、以下の*の項目については、事業所についても付記すること。
資本金： _____ *従業員数： _____ 名
2. *所在地： 〒 _____
*電話番号： _____ *FAX 番号： _____
3. *代表者氏名： _____ *役職名： _____
4. 登録年月日： _____
5. *過去5年間の法令違反の有無：有、無
(最終立入検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日)
6. *過去5年間の事故(消費者ミスに係るものを含む。)歴の有無：有、無
(発生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日及びその内容) _____

7. *消費者戸数： _____ 戸
8. 本表彰制度における受賞歴：表彰名 _____ (受賞年度 _____ 受賞回数 _____)
9. その他主な表彰の受賞歴：表彰名 _____ (受賞年度 _____)
10. 関連機関における活動履歴(県LPガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載)

11. 過去5年から10年の間に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)違反による処分又は指導(以下「処分等」という。)の有無(処分等を受けている場合には、その処分内容と改善状況を記載)

12. 保安活動の概要(自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。)

(申告書に評価項目表を添付のこと)

(留意事項)

- ・自主保安の取組についてヒアリングを行う場合があります。
- ・被表彰者の評価項目の総合点数を公表する場合があります。

申告書

登録事業者名

※事業所単位での申告の場合はかつこ書きで事業所名を記載すること。

評価項目

(自主保安活動自己診断チェックシート)

Ⅰ. 保安方針

注1) 各項目について事業者(所)内に徹底されている場合に得点できる。

注2) ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1 保安体制・責任と権限の明確化					
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	2点	点	2点又は0点
	(実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。)	実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	2点	点	2点又は0点
	(検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	点	2点又は0点
注意: 別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。					
No. 2 安全機器等の設置の取組					
① ガス警報器	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	① 法令義務施設以外の施設も含みます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 $○○\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	1点		
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可とします。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率 $○○\% = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	1点		

③ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 (導入率30%未満でも可。)		2点	点	2点又は0点
	認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。		1点	点	1点又は0点
	販売事業所の導入率70%以上	$\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	2点	点	2点、1点又は0点
	販売事業所の導入率30%以上		1点		
④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	業務用施設に設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入し、導入率70%以上。	$\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	2点	点	2点、1点又は0点
	業務用施設に設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		1点		
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に対応していること。	遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換とは遊び栓のある2口ガス栓を1口ガス栓に交換することをいいます。	2点	点	2点又は0点
No. 3 予防保全(期限管理)					
① 調整器、高低圧ホースの定期交換	I類; S型は製造年月から10年 II類; N型は製造年月から7年 を経過した期限切れのものが無いこと。 (調整器について、集合住宅等では一施設一台とする。)		2点	点	2点又は0点
② 定期交換の管理	電子的に期限切れが把握できるシステムとなっている。	例 ・調整器 ・高低圧ホース ・ガス警報器 ・CO警報器(業務用換気警報器)	2点	点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一扫	老朽化燃焼器の交換を推進している。	ここでいう「老朽化燃焼器の交換を推進している」とは、買い替えの促進をしていることをいいます。	2点	点	2点又は0点
合 計			30点	点	

Ⅱ. 保安管理体制

項目ごとの合計を確認。(以下同じ)

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1 経営者等の保安確保					
① 経営者等の保安確保に向けたコミットメント等	経営者等が保安に対する姿勢を社内外に明確にし、保安組織体制の構築及び保安関連予算の確保を図っている。	保安確保に対してコミットメントを有しており、明示している。 明示の例 ・社内に掲示している。 ・ホームページで公表している。 ・広報誌等に掲載を行っている。	3点	点	3点、2点又は0点
		保安確保に対してコミットメントを有している。	2点		

No. 2 保安教育・資格取得					
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		2点	点	2点又は0点
	保安業務に関するマニュアルを作成する等、作業手順の標準化や徹底並びに定められた作業が的確に実施できるよう指導する。	保安業務に関するマニュアルとは、容器交換時や定期点検調査、設備工事・修理等に係るマニュアルが作成されていることをいいます。	2点	点	2点又は0点
	行政、地域液協及び都道府県LPガス協会等が各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		2点	点	2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況	150%以上	延べ資格者数(*1) 〇〇% = 液石法の販売事業に係る従事者数(*2)	3点	点	3点、2点又は0点
	100%以上150%未満	*1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。例えば1名が2つの資格を取得している場合は「2」とする。 *2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。	2点		
No. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策					
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一扫を推進していること。 なお、交換されるまでの間はCO（一酸化炭素）警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	2点	点	2点又は0点
② 排気筒を設置している燃焼器を使用している消費者への保安啓発活動	排気筒の設置場所が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認し、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器（湯沸器及び風呂釜）について、未交換率が0%であること。		3点	点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知（注意喚起）を行っていること。		3点	点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		3点	点	3点又は0点
No. 4 配管図面					
① 配管図面の保管	全消費者の現状の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	2点	点	2点又は0点
No. 5 埋設管の管理					
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。	交換を推進するにあたり、計画表・管理表を作成している。	2点	点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	工事情報が収集できるようにするため一般消費者等（消費者、管理会社、大家・オーナーなど）に対する周知を実施している。	2点	点	2点又は0点
		他工事業者による損傷の対策の例 ・消費者に埋設管があることの周知 ・他工事業者との事前協議（埋設管の位置の通知など） ・現場立会い ・埋設管位置の表示 ・他工事事故に関する従業員教育	1点	点	1点又は0点
		合 計	32点	点	

Ⅲ. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
N o . 1 自主的な保安高度化の取組					
① 法定期間内における確実な供給設備点検の実施体制	全消費者に対し、定期供給設備点検について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また点検記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		2点	点	2点又は0点
② 法定期間内における確実な消費設備調査の実施体制	全消費者に対し、定期消費設備調査について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また調査記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		2点	点	2点又は0点
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は速やかに対応している。		2点	点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。 また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な管理	閉栓となり、かつ、すぐに使用の見込みのない消費先については、速やかに容器等の撤去を行っている。		2点	点	2点又は0点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリング容器等による質量販売の推奨を実施している。	カップリング容器以外にもヒューズガス栓の設置の推奨も含みます。 質量販売を行っていない場合においては推奨できる体制を整備している。	1点	点	1点又は0点
	使用終了後、速やかな容器の引き取りを行っている。	質量販売を行っていない場合においては速やかな容器の引き取りができる体制を整備している。	1点	点	1点又は0点
N o . 2 消費者保安啓発活動					
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		3点	点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例：LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)		2点	点	2点又は0点
③ LPガスの使用に不安のある消費者に対する特別な保安活動	高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動を実施している。	(例) ・文字の大きいパンフレット等による保安啓発を行っている。 ・法定周知以外の保安業務や検針時等に声掛けを行い、保安啓発活動を行っている。	2点	点	2点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、メーカーに情報提供を行える体制となっている。		2点	点	2点又は0点
		合 計	22点	点	-

Ⅳ. 自然災害対策（災害対策への取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折損型調整器の設置（マイコンメータの遮断機能とバルクを除く）	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率100%（100%とは99%を超えるものをいう。）	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	設置率70%以上99%以下	設置率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	2点		
	設置率50%以上70%未満	バルク供給については供給設備数から引いてください。	1点		
② 容器流出に関する対策	全消費者に対して容器への鎖又はベルトの2本取付け等を推進している。	容器流出防止措置を講じる必要がある地域以外にも積極的に対策を講じている。	2点	点	2点又は0点
	消費者先に設置されている容器について管理している。	消費者先ごとに容器本数、形態の把握を行うことで容器流出が発生した際にも直ちに把握できる状態である。	1点	点	1点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。	防災訓練とは行政、都道府県LPガス協会が実施する防災訓練へ参加又は自社で実施する防災訓練を実施していることをいいます。	2点	点	2点又は0点
④ 災害対策マニュアル、災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害対策マニュアル等を入手し活用している。	ここでいう災害対策マニュアル等とは、経済産業省及び高圧ガス保安協会が作成しているLPガス災害対策マニュアル、都道府県LPガス協会またはLPガス販売事業者が作成している災害対策マニュアルのことをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用	事業者（所）が所在している地域のハザードマップに基づいて、災害時の対策を講じている。	・事業所の事務機能について災害対策を講じている。 ・消費者の保安情報についてバックアップを取っている。 ・従業員の避難経路等を確認している。 ・災害時の緊急連絡網等、社内の連絡体制を構築している。	2点	点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。また、その報告様式による1年に1回以上災害発生時のための通報訓練を実施している。	通報訓練とは都道府県LPガス協会が実施する通報訓練又は自社で通報訓練で実施していることをいいます。	2点	点	2点、1点又は0点
	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。		1点		
		合 計	16点	点	-

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

	総合計	100点	点	-
--	-----	------	---	---

※総合計が90点以上の事業者（所）は技術総括・保安審議官表彰対象者として、提出されたチェックシートの記載内容について、経済産業省本省若しくは監督部が現地ヒアリングで確認させていただきます。

* 自己採点の結果、総合計点数にかかわらず、各項目の点数、総合計等の内容を別紙3-3（黄色の用紙）に記載のうえ、所属の都道府県LPガス協会に提出をお願いいたします。

* 総合計点数が75点以上かつ一定の条件をクリアした場合は別紙 3-2青色の用紙）を、別表に記載の提出先及び期限内に申告をお願いいたします。（その際は次ページの内容もご記入下さい）

保安活動概要の記入用紙

計画

① 保安教育について：

② 安全装置の設置について：

③ 消費者啓発について：

④ その他：

計画の概要を項目ごとに記入。

実行

実行の概要を記入。

検討・評価

検討・評価の概要を記入。

※ 事業所において申請する場合は、事業所における取組の内容を記載すること。

参考：保安優良受賞者に配布するステッカー等(令和5年度に配布予定のもの)

保安優良LPガス販売事業者
保安優良LPガス販売事業所
LPガス安全委員長表彰(目録)

(受賞者の皆様には賞状のほかに以下のツールを
11月下旬頃にご送付致しますので、有効にご活用ください。)

◎車両用ステッカー(サイズ:約338×141mm) マグネット仕様……………2枚
※受賞店名が入ります。



◎店内用ステッカー(サイズ:約210×156mm)
アートタック紙+PP貼り仕様……………1シート(2枚入り)
※受賞店名が入ります。



◎店内用ステッカー増刷用 CD ROM
(Adobe Illustrator で作成)……………1枚
※ご使用の皆様にはこのデータをお近くの
印刷会社へお持ちし、作成する枚数など
をご相談ください。



**保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス
販売事業者の各事業所表彰申告書**
(4月30日現在)

1. 登録事業者名／ふりがな： _____
 ※1 事業所である場合には、登録事業者名の後に括弧書で事業所名を記載すること。
 ※2 事業所である場合には、以下の*の項目については、事業所についても付記すること。
 資本金： _____ *従業員数： _____ 名
2. *所在地： 〒 _____
 *電話番号： _____ *FAX 番号： _____
3. *代表者氏名： _____ *役職名： _____
4. 登録年月日： _____
5. *過去5年間の法令違反の有無：有、無
 (最終立入検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日)
6. *過去5年間の事故(消費者ミスに係るものを含む。)歴の有無：有、無
 (発生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日及びその内容) _____

7. *消費者戸数： _____ 戸
8. 本表彰制度における受賞歴：表彰名 _____ (受賞年度 _____ 受賞回数 _____)
9. その他主な表彰の受賞歴：表彰名 _____ (受賞年度 _____)
10. 関連機関における活動履歴(県LPガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載)

11. 過去5年から10年の間に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)違反による処分又は指導(以下「処分等」という。)の有無(処分等を受けている場合には、その処分内容と改善状況を記載)

12. 保安活動の概要(自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。)

(申告書に評価項目表を添付のこと)

(留意事項)

- ・ 自主保安の取組についてヒアリングを行う場合があります。
- ・ 被表彰者の評価項目の総合点数を公表する場合があります。

申告書

登録事業者名

※事業所単位での申告の場合はかつこ書きで事業所名を記載すること。

評価項目

(自主保安活動自己診断チェックシート)

I. 保安方針

注1) 各項目について事業者(所)内に徹底されている場合に得点できる。

注2) ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1 保安体制・責任と権限の明確化					
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	2点	点	2点又は0点
	(実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。)	実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	2点	点	2点又は0点
	(検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	点	2点又は0点
注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。					
No. 2 安全機器等の設置の取組					
① ガス警報器	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	① 法令義務施設以外の施設も含みます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点	点	2点、1点又は0点
	(一消費者に対しガス警報器が複数設置されている場合であっても、設置率の設置数(分子)は1とする。)				
	設置率80%以上99%以下	設置率 ○○% = $\frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	1点		
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可とします。	2点	点	2点、1点又は0点
	(供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計設備数とする。)				
	設置率80%以上99%以下	設置率 ○○% = $\frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	1点		

③ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 (導入率30%未満でも可。)		2点	点	2点又は0点
	認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。		1点	点	1点又は0点
	販売事業所の導入率70%以上	$\text{販売事業所導入率} = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}} \times 100\%$	2点	点	2点、1点又は0点
	販売事業所の導入率30%以上		1点		
④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	業務用施設に設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入し、導入率70%以上。	$\text{導入率} = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}} \times 100\%$	2点	点	2点、1点又は0点
	業務用施設に設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		1点		
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に対応していること。	遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換とは遊び栓のある2口ガス栓を1口ガス栓に交換することをいいます。	2点	点	2点又は0点
No. 3 予防保全(期限管理)					
① 調整器、高低圧ホースの定期交換	I類; S型は製造年月から10年 II類; N型は製造年月から7年 を経過した期限切れのものが無いこと。 (調整器について、集合住宅等では一施設一台とする。)		2点	点	2点又は0点
② 定期交換の管理	電子的に期限切れが把握できるシステムとなっている。	例 ・調整器 ・高低圧ホース ・ガス警報器 ・CO警報器(業務用換気警報器)	2点	点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化燃焼器の交換を推進している。	ここでいう「老朽化燃焼器の交換を推進している」とは、買い替えの促進をしていることをいいます。	2点	点	2点又は0点
合 計			30点	点	

II. 保安管理体制

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1 経営者等の保安確保					
① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等	経営者等が保安に対する姿勢を社内外に明確にし、保安組織体制の構築及び保安関連予算の確保を図っている。	保安確保に対してコミットメントを有しており、明示している。 明示の例 ・社内に掲示している。 ・ホームページで公表している。 ・広報誌等に掲載を行っている。	3点	点	3点、2点又は0点
		保安確保に対してコミットメントを有している。	2点		

No. 2 保安教育・資格取得					
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		2点	点	2点又は0点
	保安業務に関するマニュアルを作成する等、作業手順の標準化や徹底並びに定められた作業が的確に実施できるよう指導する。	保安業務に関するマニュアルとは、容器交換時や定期点検調査、設備工事・修理等に係るマニュアルが作成されていることをいいます。	2点	点	2点又は0点
	行政、地域協議及び都道府県LPガス協会等が各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		2点	点	2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況	150%以上	延べ資格者数(*1) 〇〇% = $\frac{\text{延べ資格者数}(*1)}{\text{液石法の販売事業に係る従事者数}(*2)}$	3点	点	3点、2点又は0点
	100%以上150%未満	*1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。例えば1名が2つの資格を取得している場合は「2」とする。 *2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。	2点		
No. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策					
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進していること。 なお、交換されるまでの間はCO（一酸化炭素）警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	2点	点	2点又は0点
② 排気筒を設置している燃焼器を使用している消費者への保安啓発活動	排気筒の設置場所が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認し、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器（湯沸器及び風呂釜）について、未交換率が0%であること。		3点	点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知（注意喚起）を行っていること。		3点	点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		3点	点	3点又は0点
No. 4 配管図面					
① 配管図面の保管	全消費者の現状の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	2点	点	2点又は0点
No. 5 埋設管の管理					
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。	交換を推進するにあたり、計画表・管理表を作成している。	2点	点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	工事情報が収集できるようにするため一般消費者等（消費者、管理会社、大家・オーナーなど）に対する周知を実施している。	2点	点	2点又は0点
		他工事業者による損傷の対策の例 ・消費者に埋設管があることの周知 ・他工事業者との事前協議（埋設管の位置の通知など） ・現場立会い ・埋設管位置の表示 ・他工事事故に関する従業員教育	1点	点	1点又は0点
合 計			32点	点	

Ⅲ. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1 自主的な保安高度化の取組					
① 法定期間内における確実な供給設備点検の実施体制	全消費者に対し、定期供給設備点検について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また点検記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		2点	点	2点又は0点
② 法定期間内における確実な消費設備調査の実施体制	全消費者に対し、定期消費設備調査について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また調査記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		2点	点	2点又は0点
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は速やかに対応している。		2点	点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。 また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な管理	閉栓となり、かつ、すぐに使用の見込みのない消費先については、速やかに容器等の撤去を行っている。		2点	点	2点又は0点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリング容器等による質量販売の推奨を実施している。	カップリング容器以外にもヒューズガス栓の設置の推奨も含みます。 質量販売を行っていない場合においては推奨できる体制を整備している。	1点	点	1点又は0点
	使用終了後、速やかな容器の引き取りを行っている。	質量販売を行っていない場合においては速やかな容器の引き取りができる体制を整備している。	1点	点	1点又は0点
No. 2 消費者保安啓発活動					
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 （例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。）		3点	点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 （例：LPGガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。）		2点	点	2点又は0点
③ LPGガスの使用に不安のある消費者に対する特別な保安活動	高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動を実施している。	（例） ▪ 文字の大きいパンフレット等による保安啓発を行っている。 ▪ 法定周知以外の保安業務や検針時等に声掛けを行い、保安啓発活動を行っている。	2点	点	2点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、メーカーに情報提供を行える体制となっている。		2点	点	2点又は0点
合 計			22点	点	-

Ⅳ. 自然災害対策（災害対策への取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折換型調整器の設置（マイコンメータの遮断機能とバルクを除く）	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率100%（100%とは99%を超えるものをいう。）	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	設置率70%以上99%以下	設置率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	2点		
	設置率50%以上70%未満	バルク供給については供給設備数から引いてください。	1点		
② 容器流出に関する対策	全消費者に対して容器への鎖又はベルトの2本取付け等を推進している。	容器流出防止措置を講じる必要がある地域以外にも積極的に対策を講じている。	2点	点	2点又は0点
	消費者先に設置されている容器について管理している。	消費者先ごとに容器本数、形態の把握を行うことで容器流出が発生した際にも直ちに把握できる状態である。	1点	点	1点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。	防災訓練とは行政、都道府県LPガス協会が実施する防災訓練へ参加又は自社で実施する防災訓練を実施していることをいいます。	2点	点	2点又は0点
④ 災害対策マニュアル、災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害対策マニュアル等を入手し活用している。	ここでいう災害対策マニュアル等とは、経済産業省及び高圧ガス保安協会が作成しているLPガス災害対策マニュアル、都道府県LPガス協会またはLPガス販売事業者が作成している災害対策マニュアルのことをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用	事業者（所）が所在している地域のハザードマップに基づいて、災害時の対策を講じている。	・事業所の事務機能について災害対策を講じている。 ・消費者の保安情報についてバックアップを取っている。 ・従業員の避難経路等を確認している。 ・災害時の緊急連絡網等、社内の連絡体制を構築している。	2点	点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。また、その報告様式による1年に1回以上災害発生時のための通報訓練を実施している。	通報訓練とは都道府県LPガス協会が実施する通報訓練又は自社で通報訓練で実施していることをいいます。	2点	点	2点、1点又は0点
	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。		1点		
合 計			16点	点	-

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

	総合計	100点	点	-
--	-----	------	---	---

※総合計が90点以上の事業者（所）は技術総括・保安審議官表彰対象者として、提出されたチェックシートの記載内容について、経済産業省本省若しくは監督部が現地ヒアリングで確認させていただきます。

保安活動概要の記入用紙

計画
①保安教育について：
②安全装置の設置について：
③消費者啓発について：
④その他：
実行
検討・評価

※ 事業所において申請する場合は、事業所における取組の内容を記載すること。

申告書

販売事業所名
担当部署名、ご担当者名
連絡先（電話番号）

Ⅰ. 保安方針

項目	得点	備考
N○. 1 保安体制・責任と権限の明確化		
① 保安確保の目標管理	計画 実行 検討・評価	2点又は0点 2点又は0点 2点又は0点
N○. 2 安全機器等の設置の取組		
① ガス警報器	設置推進 設置率	2点又は0点 2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進 設置率	2点又は0点 2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進 認定販売事業者 導入率	2点又は0点 1点又は0点 2点、1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ		1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置		2点、1点又は0点
⑥ ガス栓カバー等		2点又は0点
N○. 3 予防保全（期限管理）		
① 調整器、高低圧ホースの定期交換		2点又は0点
② 定期交換の管理		2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃		2点又は0点
合計		

Ⅱ. 保安管理体制

項目	得点	備考
N○. 1 経営者等の保安確保		
① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等		3点、2点又は0点
N○. 2 保安教育・資格取得		
① 保安教育の実施	体制整備等 技術力向上指導 保安講習会参加	2点又は0点 2点又は0点 2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況		3点、2点又は0点
N○. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策		
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動		2点又は0点
② 排気筒を設置している燃焼器を使用している消費者の保安啓発活動		2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換		3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知		3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置		3点又は0点
N○. 4 配管図面		
① 配管図面の保管		2点又は0点
N○. 5 埋設管の管理		
① 経年埋設管の交換		2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	情報収集のための周知 損傷対策	2点又は0点 1点又は0点
合計		

Ⅲ. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

項目	得点	備考
N○. 1 自主的な保安高度化の取組		
① 法定期間内における確実な供給設備点検の実施体制		2点又は0点
② 法定期間内における確実な消費設備調査の実施体制		2点又は0点
③ メータの異常表示の確認		2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査		3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な管理		2点又は0点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリング等の推奨 容器の引き取り	1点又は0点 1点又は0点
N○. 2 消費者保安啓発活動		
① 消費者への保安啓発活動		3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動		2点又は0点
③ LPガスの使用に不安のある消費者に対する特別な保安活動		2点又は0点
④ リコール対象品への対応		2点又は0点
合計		

Ⅳ. 自然災害対策（災害対策への取組）

項目	得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折損型調整器の設置	設置推進 設置率	2点又は0点 3点、2点、1点又は0点
② 容器流出に関する対策	対象地域以外の対策 管理・把握状況	2点又は0点 1点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加		2点又は0点
④ 災害対策マニュアル、災害対策指針等の整備等		2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用		2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について		2点、1点又は0点
合計		

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

		点	—
--	--	---	---

[記入例]

自主保安活動チェックシート（都道府県協会提出用）（令和5年4月30日現在）

申告書

販売事業所名	〇〇株式会社（〇〇支店）
担当部署名、ご担当者名	〇〇部〇〇課 L P 太郎
連絡先（電話番号）	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

I. 保安方針

項目	得点	備考
N〇. 1 保安体制・責任と権限の明確化		
① 保安確保の目標管理	計画 2点 実行 2点 検討・評価 2点	2点又は0点 2点又は0点 2点又は0点
N〇. 2 安全機器等の設置の取組		
① ガス警報器	設置推進 2点 設置率 2点	2点又は0点 2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進 2点 設置率 2点	2点又は0点 2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進 2点 認定販売事業者 1点 導入率 2点	2点又は0点 1点又は0点 2点、1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ	1点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	2点	2点、1点又は0点
⑥ ガス栓カバー等	2点	2点又は0点
N〇. 3 予防保全（期限管理）		
① 調整器、高低圧ホースの定期交換	2点	2点又は0点
② 定期交換の管理	2点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃	2点	2点又は0点
合計	30点	

II. 保安管理体制

項目	得点	備考
N〇. 1 経営者等の保安確保		
① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等	3点	3点、2点又は0点
N〇. 2 保安教育・資格取得		
① 保安教育の実施	体制整備等 2点 技術力向上指導 2点 保安講習会参加 2点	2点又は0点 2点又は0点 2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況	3点	3点、2点又は0点
N〇. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策		
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	2点	2点又は0点
② 排気筒を設置している燃焼器を使用している消費者の保安啓発活動	2点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	3点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	3点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	3点	3点又は0点
N〇. 4 配管図面		
① 配管図面の保管	2点	2点又は0点
N〇. 5 埋設管の管理		
① 経年埋設管の交換	2点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	情報収集のための周知 2点 損傷対策 1点	2点又は0点 1点又は0点
合計	32点	

III. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

項目	得点	備考
N〇. 1 自主的な保安高度化の取組		
① 法定期間内における確実な供給設備点検の実施体制	2点	2点又は0点
② 法定期間内における確実な消費設備調査の実施体制	2点	2点又は0点
③ メータの異常表示の確認	2点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	3点	3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な管理	2点	2点又は0点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリング等の推奨 1点 容器の引き取り 1点	1点又は0点 1点又は0点
N〇. 2 消費者保安啓発活動		
① 消費者への保安啓発活動	3点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	2点	2点又は0点
③ LPガスの使用に不安のある消費者に対する特別な保安活動	2点	2点又は0点
④ リコール対象品への対応	2点	2点又は0点
合計	22点	

IV. 自然災害対策（災害対策への取組）

項目	得点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折損型調整器の設置	設置推進 2点 設置率 3点	2点又は0点 3点、2点、1点又は0点
② 容器流出に関する対策	対象地域以外の対策 2点 管理・把握状況 1点	2点又は0点 1点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	2点	2点又は0点
④ 災害対策マニュアル、災害対策指針等の整備等	2点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用	2点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	2点	2点、1点又は0点
合計	16点	

総合計（I + II + III + IV）

総合計	100点	—
-----	------	---

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安
審議官表彰の表彰候補者に係る事前ヒアリング

1. 実施内容

産業保安監督部・支部、那覇産業保安監督事務所、都道府県及び政令指定都市が作成する表彰候補者に対する評価・意見書に関して、9月に液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の表彰候補者13者に事実関係等をオンライン形式でヒアリングを行った。なお、当該表彰候補者18者の内、5者は既に産業保安監督部・支部にてヒアリングが実施されていたため、事務局によるヒアリング対象外とした。

ヒアリングは、事務局に経済産業省、産業保安監督部・支部の2者を加えて行い、ヒアリング結果から「令和5年度 保安審議官表彰候補者 申告書（別紙4-1参照）」に基づく点数を集計し、一覧を作成した。

当該集計結果は、経済産業省に提出した。

2. 資料一覧

別紙4-1 令和5年度 保安審議官表彰候補者 申告書

I. 保安方針

注1) 各項目について事業者(所)内に徹底されている場合に得点できる。

注2) ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	ヒアリング内容（案）	エビデンス（提出例）	配点	備考	
No. 1 保安体制・責任と権限の明確化							
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 （計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。） （実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。） （検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。）	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	・保安確保の目標があり、具体的に数値化された実施計画の <u>エビデンス</u> の確認	・保安確保の目標値が数値化されている書面 【エビデンス】	2点	2点又は0点	
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	・実施計画に対する実行された <u>エビデンス</u> の確認	・従業員計画等と実行された記録が一覧表となっているもの 【エビデンス】	2点	2点又は0点	
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	・P（計画）D（実行）C（見直し）A（改善）サイクルが出来ているか。見直しと改善に係る <u>エビデンス</u> の確認	・保安確保の目標の実行した結果に対する、見直し及び改善がされたことが客観的に確認できる記録 【エビデンス】	2点	2点又は0点	
注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。							
No. 2 安全機器等の設置の取組							
① ガス警報器	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		・ガス警報器の設置を推進している <u>エビデンス</u> の確認	・ガス警報器の設置率の増加のグラフ ・消費者等へ設置を推進するチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点	
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。） （一消費者に対しガス警報器が複数設置されている場合であっても、設置率の設置数（分子）は1とする。）	① 法令義務施設以外の施設も含みます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	・ガス警報器の設置率の <u>エビデンス</u> の確認。	・ガス警報器の設置数、一般消費者数から設置率を計算した書面 【エビデンス】	2点	2点、1点又は0点	
	設置率80%以上99%以下	設置率 ○○% = <table><tr><td>設置数</td></tr><tr><td>一般消費者数</td></tr></table>	設置数	一般消費者数			1点
設置数							
一般消費者数							

② 漏洩検知装置	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。（設置率100%以下でも可。）		・漏洩検知装置の設置を推進している エビデンス の確認	・漏洩検知装置の設置率の増加のグラフ ・消費者等へ設置を推進するチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。） （供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計設備数とする。）	調整器出口（上流監視含む）から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可とします。	・漏洩検知装置の設置率の エビデンス の確認	・漏洩検知装置の設置数、供給設備数から設置率を計算した書面 【エビデンス】	2点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下				1点	
③ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。（導入率30%未満でも可。）		・集中監視装置の設置を推進している エビデンス の確認	・集中監視装置の設置率の増加のグラフ ・消費者等へ設置を推進するチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
	認定液化石油ガス販売事業者として認定を受けている。		・認定の有無（ 相手方の自己申告 ） ・認定がある場合、①認定者（大臣、監督部、都道府県等の区分）、②認定の年月日、認定番号、③1号認定 or 2号認定	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	1点	1点又は0点
	販売事業所の導入率70%以上	販売事業所導入率 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	・集中監視システムの導入率の エビデンス の確認	・集中監視システムの設置数、一般消費者数から導入率を計算した書面 【エビデンス】	2点	2点、1点又は0点
	販売事業所の導入率30%以上				1点	
④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能（タイマー）を搭載したコンロをいいます。	・安全装置付きガスコンロへの交換を推進している エビデンス の確認。	・安全装置付きガスコンロの設置率の増加のグラフ ・消費者等へ設置を推進するチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	1点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	業務用施設に設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入し、導入率70%以上。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。 $\text{〇〇}\% = \frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	・左記のアンケートの導入率の計算式は、 導入率（％）＝設置率／業務用施設数の誤り ・ガス漏れ警報器連動遮断装置の導入率の エビデンス の確認（導入率の他、計算根拠となる設置数、業務用施設数の確認も含む。）	・ガス漏れ警報器連動遮断装置の設置数、業務用施設数から導入率を計算した書面 【エビデンス】	2点	2点、1点又は0点
	業務用施設に設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。				1点	

⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓（使用しないガス栓）のないガス器具への交換を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に対応していること。	遊び栓（使用しないガス栓）のないガス器具への交換とは遊び栓のある2口ガス栓を1口ガス栓に交換することをいいます。	・ガス栓カバー（2口ガス栓）又は1口ガス栓の交換を推進しているエビデンスの確認	・ガス栓カバー（2口ガス栓）又は1口ガス栓の設置率の増加のグラフ ・消費者等へ設置を推進するチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
No. 3 予防保全（期限管理）						
① 調整器、高低圧ホースの定期交換	I 類：S 型は製造年月から10年 II 類：N 型は製造年月から7年 を経過した期限切れのものがないこと。 （調整器について、集合住宅等では一施設一台とする。）		調整器、高低圧ホースの定期交換を実施しているかどうか（相手方の自己申告）。（認定販売事業者告示第5条第1項第1号）	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
② 定期交換の管理	電子的に期限切れが把握できるシステムとなっている。	例 ・調整器 ・高低圧ホース ・ガス警報器 ・CO警報器（業務用換気警報器）	交換時期の管理方法について電子的に管理しているか。具体的にどのように電子的に管理しているか。（相手方の自己申告）	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化燃焼器の交換を推進している。	ここでいう「老朽化燃焼器の交換を推進している」とは、買い替えの促進をしていることをいいます。	・老朽化燃焼器の交換を推進しているエビデンスの確認	・老朽化燃焼器の交換の増加のグラフ ・消費者等へ交換を推進するチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
合 計					30点	

Ⅱ. 保安管理体制

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	ヒアリング内容（案）	エビデンス（例）	配点	備考
No. 1 経営者等の保安確保						
① 経営者等の保安確保 ① へ向けたコミットメント等	経営者等が保安に対する姿勢を社内外に明確にし、保安組織体制の構築及び保安関連予算の確保を図っている。	保安確保に対してコミットメントを有しており、明示している。 明示の例 ・ 社内に掲示している。 ・ ホームページで公表している。 ・ 広報誌等に掲載を行っている。	①保安確保に対するコミットメント（責任）として具体的にどのようなことを発信しているか。 ②保安確保に対するコミットメントの「社内」に周知する方法として何を採用しているか。 ③保安確保に対するコミットメントの「社外」に周知する方法として何を採用しているか。（以上、 相手方の自己申告 ）	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	3点	3点、2点又は0点
		保安確保に対してコミットメントを有している。			2点	
No. 2 保安教育・資格取得						
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		・ 保安教育計画（年間）の エビデンス の確認 ・ その実施記録の エビデンス の確認	・ 保安教育計画及びその実施の記録（直近1年以内のもの） 【エビデンス】	2点	2点又は0点
	保安業務に関するマニュアルを作成する等、作業手順の標準化や徹底並びに定められた作業が的確に実施できるよう指導する。	保安業務に関するマニュアルとは、容器交換時や定期点検調査、設備工事・修理等に係るマニュアルが作成されていることをいいます。	・ 保安業務に関するマニュアルを備えているか。マニュアルの名称。マニュアルに記載している主な内容について（ 相手方の自己申告 ） ・ そのマニュアルに従って作業が的確に出来るように指導の有無（ 相手方の自己申告 ）	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
	行政、地域液協及び都道府県LPガス協会等が各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		・ 直近1年以内に参加した行政関係の講習会の名称について。参加日、開催場所。販売所（販売業者）における参加人数。（ 相手方の自己申告 ）	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
② 従事者の資格（二販、設備士、業務主任者代理者）取得状況	150%以上	延べ資格者数(*1) 〇〇% = 液石法の販売事業に係る従事者数(*2)	・ 従事者の資格取得割合の エビデンス の確認（取得割合の他、計算根拠となる延べ資格者数、液石法の販売に係る従事者数の確認を含む。）	・ 延べ資格者数（資格の内訳を含む。）、液石法の販売事業に係る従事者数から資格の取得割合を計算した書面 【エビデンス】	3点	3点、2点又は0点
	100%以上150%未満	*1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。例えば1名が2つの資格を取得している場合は「2」とする。 *2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。			2点	

No. 3 CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策					
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の清掃を推進していること。 なお、交換されるまでの間はCO（一酸化炭素）警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	(A) 不完全燃焼防止装置付きの燃焼器等への交換を推進しているエビデンスの確認 (B) CO中毒防止の保安啓発活動を行っているエビデンスの確認	・ 不完全燃焼防止装置付き燃焼器等への交換率の増加のグラフ ・ 消費者等へ不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器等への交換を推奨するチラシ等 ・ その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】 ・ 消費者等へCO中毒防止の啓発をするチラシ ・ その他CO中毒防止の保安啓発活動を行っていることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点 2点又は0点
② 排気筒を設置している燃焼器を使用している消費者への保安啓発活動	排気筒の設置場所が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認し、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		(A) 排気筒の設置場所の適合性の確認、異常のないことの確認を実施しているか。具体的にはどのようなタイミングで確認しているか。 （相手方の自己申告） (B) 消費者への事故防止についての啓発活動を行っているエビデンスの確認	ヒアリングで確認【ヒアリング】 ・ 消費者等へ事故防止についてチラシ ・ その他事故防止についての啓発活動を行っていることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点 2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器（湯沸器及び風呂釜）について、未交換率が0%であること。		不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器の交換が終了しているか（相手方の自己申告）	ヒアリングで確認【ヒアリング】	3点 3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知（注意喚起）を行っていること。		業務用厨房施設のオーナー、その管理責任者や従業員等へ、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知（注意喚起）を行っているエビデンスの確認 【参考】 ※ 法定周知（法第27条第1項第3号の経済産業省令で定めるものを周知させる業務であって、施行規則第27条に定める以下の事項） ・ 使用する燃焼器のLPGに対する適応性 ・ 消費設備の管理・点検に関する注意事項 ・ 燃焼器の使用場所の環境・換気の事項 ・ 災害発生時の一般消費者のとるべき措置、販売事業者等への連絡に係る事項 ・ その他災害の発生防止に係る事項	・ ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知（注意喚起）を行っていることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	3点 3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進しているエビデンスの確認	・ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	3点 3点又は0点
No. 4 配管図面					
① 配管図面の保管	全消費者の現状の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	全消費者の現状の配管図面を保管しているか（相手方の自己申告）	ヒアリングで確認【ヒアリング】	2点 2点又は0点

No. 5 埋設管の管理					
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。	交換を推進するにあたり、計画表・管理表を作成している。	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進している エビデンス の確認	・経年配管の交換の増加のグラフ ・ポリエチレン管への交換の記録 ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点 2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	工事情報が収集できるようにするため一般消費者等（消費者、管理会社、大家・オーナーなど）に対する周知を実施している。	工事情報が収集できるようにするため一般消費者等に対する周知の エビデンス の確認	・工事情報が収集できるようにするため一般消費者等に対する周知文書 ・その他の周知方法に係る記録等 【エビデンス】	2点 2点又は0点
		他工事業者による損傷の対策の例 ・消費者に埋設管があることの周知 ・他工事業者との事前協議（埋設管の位置の通知など） ・現場立会い ・埋設管位置の表示 ・他工事事故に関する従業員教育	他工事事故による損傷対策の エビデンス の確認	・消費者に埋設管があることの周知の記録 ・他工事業者との事前協議の記録 ・現場立会いの記録 ・埋設管位置の表示の写真 ・他工事事故に関する従業員教育の記録 【エビデンス】	1点 1点又は0点
		合 計			32点

Ⅲ. 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	ヒアリング内容（案）	エビデンス（例）	配点	備考
No. 1 自主的な保安高度化の取組						
① 法定期間内における 確実な供給設備点検 の実施体制	全消費者に対し、定期供給設備点検について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また点検記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		(A) 供給設備点検の体制の説明について (B) 点検記録のチェック体制の説明について (相手方の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
② 法定期間内における 確実な消費設備調査 の実施体制	全消費者に対し、定期消費設備調査について法定期間内に実施できるよう確認体制が整備されており、また調査記録に遺漏がないか、良否判定が適切であるか等のチェック体制が整備されていること。		(A) 消費設備調査の体制の説明について (B) 調査記録のチェック体制の説明について (相手方の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
③ メータの異常表示の 確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は速やかに対応している。		(A) 消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をした記録（ エビデンス ）の確認 (B) メータの異常表示時の対応記録（ エビデンス ）の確認	・ 消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をした記録（全消費者から一部を抽出したものでよい） 【エビデンス】 ・ メータの異常表示時の対応記録 【エビデンス】	2点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。 また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		・ 法定検査項目以外の安全装置（CO警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行っていること。 ・ 点検・調査票に安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。 ・ 消費者に結果を通知し、説明を行っていること。 （上記の エビデンス の確認）	※ 以下の①～③の全てのエビデンス。 ① 法定検査項目以外の安全装置（CO警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行っていることがわかる記録。 ② 点検・調査票に安全装置の調査項目が記され実施した記録。 ③ 消費者に結果を通知し、説明を行っていることが客観的にわかる記録 【エビデンス】	3点	3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な 管理	閉栓となり、かつ、すぐに使用の見込みのない消費先については、速やかに容器等の撤去を行っている。		・ 閉栓後、すぐに使用の見込みのない消費先からの容器等の撤去を行っている説明（ 相手方の自己申告 ）	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点

⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリング容器等による質量販売の推奨を実施している。	カップリング容器以外にもヒューズガス栓の設置の推奨も含まれます。 質量販売を行っていない場合においては推奨できる体制を整備している。 【質量販売あり】 ・カップリング付き容器による質量販売の推奨をしている説明（相手方の自己申告） （例）カップリング付き容器以外での質量販売を実施していない等	ヒアリングで確認【ヒアリング】	1点	1点又は0点
	使用終了後、速やかな容器の引き取りを行っている。	質量販売を行っていない場合においては速やかな容器の引き取りができる体制を整備している。 【質量販売あり】 ・顧客から使用終了後に連絡があった場合、速やかな容器の引き取りを行っている。（相手方の自己申告） 【質量販売なし】 ・質量販売を行っていない場合、今後も質量販売を実施する可能性の有無について。今後質量販売をする可能性が「有る」場合、顧客から使用終了後に連絡があった場合に速やかに容器の引き取りが出来る体制の合理的な説明（相手方の自己申告）			

No. 2 消費者保安啓発活動						
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		・全消費者に対して、年2回以上の保安啓発活動を行っている <u>エビデンス</u> の確認	・保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書 ・その他全消費者に対して、年2回以上の保安啓発活動を行っている記録 【エビデンス】	3点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例：LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)		・10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施しているか (相手方の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
③ LPガスの使用に不安のある消費者に対する特別な保安活動	高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動を実施している。	(例) ・文字の大きいパンフレット等による保安啓発を行っている。 ・法定周知以外の保安業務や検針時等に声掛けを行い、保安啓発活動を行っている。	高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動を実施しているかの確認 (相手方の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、メーカーに情報提供を行える体制となっている。		経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、メーカーに情報提供を行える体制を構築しているかの確認 (相手方の自己申告)	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
合 計					22点	-

IV. 自然災害対策 (災害対策への取組)

注) 全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	ヒアリング内容 (案)	エビデンス (例)	配点	備考
① ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折損型調整器の設置 (マイコンメータの遮断機能とバルクを除く)	設置を推進しており、さらに消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)		・ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折損型調整器の設置を推進している <u>エビデンス</u> の確認	・ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折損型調整器の設置率の増加のグラフ ・消費者等へガス放出防止器の設置のチラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。)	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。			3点	3点、2点、1点又は0点
	設置率70%以上99%以下	設置率 $○○\% = \frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	・ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折損型調整器の設置率の <u>エビデンス</u> の確認(設置率の他、計算根拠となる設置数、供給設備数の確認も含む。)	・ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器又は折損型調整器の設置数、供給設備数から設置率を計算した書面 【エビデンス】	2点	
	設置率50%以上70%未満	バルク供給については供給設備数から引いてください。			1点	

② 容器流出に関する対策	全消費者に対して容器への鎖又はベルトの2本取付け等を推進している。	容器流出防止措置を講じる必要がある地域以外にも積極的に対策を講じている。	・全消費者に対して容器への鎖又はベルトの2本取付け等を推進しているエビデンスの確認	・鎖又はベルトの2本取り付けの設置率の増加のグラフ ・消費者等へベルト2本取り付けの推進チラシ ・その他推進していることが客観的に確認できる資料 【エビデンス】	2点	2点又は0点
	消費者先に設置されている容器について管理している。	消費者先ごとに容器本数、形態の把握を行うことで容器流出が発生した際にも直ちに把握できる状態である。	・消費者先ごとに容器本数、形態の把握を行うことで容器流出が発生した際にも直ちに把握できることの説明の確認（相手方の自己申告）	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	1点	1点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。	防災訓練とは行政、都道府県LPガス協会が実施する防災訓練へ参加又は自社で実施する防災訓練を実施していることをいいます。	・直近1年以内に実施または参加した防災訓練の日時及び場所、参加者等についての確認（相手方の自己申告）	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
④ 災害対策マニュアル、災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害対策マニュアル等を入手し活用している。	ここでいう災害対策マニュアル等とは、経済産業省及び高圧ガス保安協会が作成しているLPガス災害対策マニュアル、都道府県LPガス協会またはLPガス販売事業者が作成している災害対策マニュアルのことをいいます。	・災害対策マニュアル等の入手状況の確認 ・具体的な活用方法についての確認（以上、相手方の自己申告）	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用	事業者（所）が所在している地域のハザードマップに基づいて、災害時の対策を講じている。	・事業所の事務機能について災害対策を講じている。 ・消費者の保安情報についてバックアップを取っている。 ・従業員の避難経路等を確認している。 ・災害時の緊急連絡網等、社内の連絡体制を構築している。	・BCP対策についての確認（相手方の自己申告）	ヒアリングで確認 【ヒアリング】	2点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。 また、その報告様式による1年に1回以上災害発生時のための通報訓練を実施している。	通報訓練とは都道府県LPガス協会が実施する通報訓練又は自社で通報訓練で実施していることをいいます。	・災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等の整備状況のエビデンスの確認 ・その報告書を用いた通報訓練の実施の記録（エビデンス）の確認	※ 以下の①～③の全てのエビデンス。 ①災害発生時に被害報告を行う体制図 ②災害発生時に被害報告を行う報告書様式 ③その報告書を用いた通報訓練の実施記録 【エビデンス】	2点	2点、1点又は0点
	災害発生時に被害報告を行う体制、報告様式等が整備されている。				1点	
合 計					16点	-

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

総合計	総合計		100点	-
-----	-----	--	------	---